

高等教育の修学支援新制度と私立大学
2025

(2026年3月)

私学高等教育研究叢書

日本私立大学協会附置
私学高等教育研究所

はじめに

高等教育の修学支援新制度は、直接的には 2017 年 5 月、当時の首相が憲法改正との関連で「高等教育の無償化」に言及したことに端を発し、同年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の中で「所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する」ものとして具体化された。普遍主義的な意味を持つ語である「無償化」が限定的に用いられたのだが、実際に新制度が「大学等における修学の支援に関する法律」を根拠法として創設される際、その目的は「急速な少子化の進展への対処」とされた。この目的は、2025 年の法改正で「子育てに希望を持つことができる社会の実現」とされたが、新制度が少子化対策の一環として位置づけられていることには変わらない。

国際人権規約に定められた高等教育無償の漸進的導入や教育の機会均等を重んじる立場からすれば、上記の目的規定には違和感があるが、国際的にみても重い教育費の家計負担が新制度によって軽減され、社会全体で負担する方向に向かうのであれば、現状において問題が多い制度であっても改善して育てていかなければならない。

このような問題意識から、私学高等教育研究所では、新制度開始後の実情を把握するために「奨学金等に関する現況調査」として全私立大学を対象にした質問紙調査を 2022 年に実施した。新制度はその後、理工農系学生や多子世帯へ対象を拡大するなどの見直しが進められたため、このたび再度、現況調査を実施した。本書はその報告書として、調査で得られたデータを多角的に分析した論考を取りまとめたものである。

御多用の折にも関わらず煩瑣な調査に御協力いただいた私立大学の皆様に厚く御礼申し上げますと共に、修学支援新制度が高等教育の機会均等に寄与し、個人と社会の発展に貢献する上で、本書に示された知見が活かされることを期待したい。

2026 年 3 月

日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所
「私立大学の財務・財政に関する研究プロジェクト」
プロジェクトリーダー・桜美林大学教授 浦田 広朗

「私立大学の財務・財政に関する研究プロジェクト」

プロジェクトリーダー

浦田 広朗（研究員・桜美林大学大学院国際学術研究科 教授）

プロジェクトメンバー

小林 雅之（客員研究員・桜美林大学教育探究科学群 学群長・特任教授）

丸山 文裕（客員研究員・広島大学 名誉教授）

西井 泰彦（私学高等教育研究所 主幹・就実大学 理事長）

白川 優治（研究員・千葉大学大学院国際学術研究院 教授）

川崎 成一（研究員・名古屋産業大学 教授

／東京大学大学院教育学研究科 研究員）

水田 健輔（研究員・大学改革支援・学位授与機構研究開発部 教授）

松宮 慎治（研究協力者・信州大学高等教育研究センター 講師）

橋本 侑樹（研究協力者・東京大学大学院教育学研究科総合教育科学専
攻大学経営・政策コース 修士課程）

坂下 景子（私学高等教育研究所 職員）

三井 渉（私学高等教育研究所 職員）

アスリ・ノヴィタ・ヤスミン（私学高等教育研究所 研究補助）

目 次

はじめに	浦田 広朗
第1章 公財政における修学支援新制度の位置と大学財務・家計への影響	浦田 広朗・・・・・・・・・・ 1
第2章 私立大学における学納金の動向と改定要因	西井 泰彦・・・・・・・・・・ 11
第3章 私立大学の独自の学生支援制度の状況と課題	西井 泰彦・・・・・・・・・・ 31
第4章 修学支援新制度と私立大学独自学生支援制度の相関分析	小林 雅之・・・・・・・・・・ 45
第5章 2022-24年度の私立大学における修学支援新制度の受給状況	白川 優治・・・・・・・・・・ 57
第6章 修学支援新制度が私立大学経営に与える影響	橋本 侑樹・・・・・・・・・・ 63
第7章 学納金改定理由は財務実態に表れているのか —私立大学の財務指標に基づく実証分析から—	川崎 成一・・・・・・・・・・ 81
第8章 『奨学金等に関する現況調査』における代表性の検討	松宮 慎治・・・・・・・・・・ 91
第9章 修学支援新制度の実態と展望	坂下 景子・・・・・・・・・・ 99
基礎集計	・・・・・・・・・・ 107
	担当：西井 泰彦・坂下 景子・三井 渉・ アスリ・ノヴィタ・ヤスミン
調査票	・・・・・・・・・・ 141

第1章. 公財政における修学支援新制度の位置と大学財務・家計への影響

浦田 広朗 (桜美林大学)

高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）は、2019年10月からの消費税率引き上げによる収入を財源とし、内閣府予算により少子化対策の一環として2020年度から実施されているものである。新制度の根拠法である「大学等における修学の支援に関する法律」の審議過程（衆議院 2019）では、この制度による授業料等減免と給付型奨学金に約7,600億円が必要との試算が示されており、消費税率引き上げによる2019年度の増収見込み額（国・地方計で1兆4,000億円）の2分の1を超えるとされていた¹⁾。

このように新制度は、教育財政の範囲にとどまらず、公財政全体の中で一定の規模を占めている。新制度は、大学に対して授業料等減免費交付金を交付し、対象学生に対して奨学金を給付するため、大学財務や家計にも影響を及ぼす。本章では、公表されているデータ（特に、上記法律の施行規則により公表が義務づけられている更新確認申請書別紙のデータを私学高等教育研究所でデータベース化した「修学支援新制度データベース」）や私学高等教育研究所が全私立大学を対象に2025年10～11月に実施した「奨学金等に関する現況調査」（以下、現況調査）を分析することにより、創設後5年を経た新制度が公財政支出に占める位置を検討し、私立大学財務、学生生活・家計に及ぼした影響を明らかにする。

1. 公財政における修学支援新制度

市川(2005)が指摘するように、我が国の国民所得に対する公財政教育支出の割合は、1950年代前半までは欧米諸国を上回っていたが、1960年代以降、公財政教育支出は伸び悩んでいる。1990年代になってOECDによる統計が整備され、特に高等教育については、GDPに対する公財政高等教育支出の比率がOECD加盟国平均のほぼ半分であることが明らかになっている（図1）。

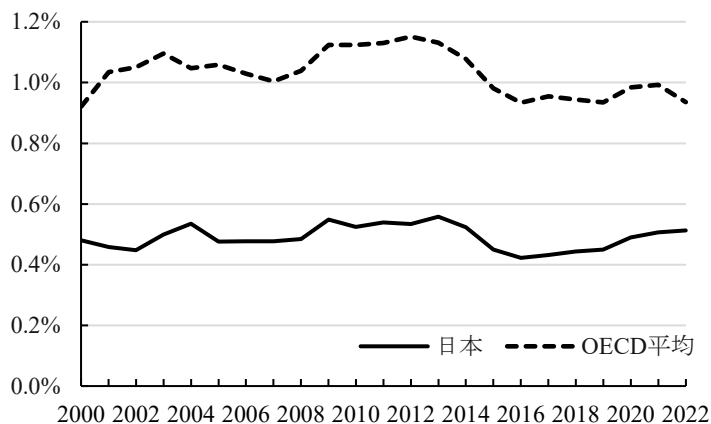


図1 公財政高等教育支出（対GDP比）の推移

日本の公財政高等教育支出の対 GDP 比は、図 1 に示した期間では 2016 年に最小値 (0.42%) を示して以降、僅かずつではあるが上昇している。特に、2020 年は前年度から 0.04%ポイント上昇して 2009 年以來の上昇幅となった。これには新制度創設が寄与していると考えられるが、どれほど寄与したのだろうか。

表 1 高等教育の修学支援新制度予算および執行状況

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
予算額(億円)	4,882	4,804	5,196	5,311	5,438	6,532	6,567
執行額(億円)	2,789	2,881	3,065	3,088	3,060		
執行率	57.1%	60.0%	59.0%	58.1%	56.3%		
対象者数(万人)	27.1	32.5	34.5	35.4	37.4		
対象者率	8.1%	9.7%	10.4%	10.7%	11.4%		

注: 2026年度は当初予算案。対象者率は大学・短大・高専(4・5年)学生全体に対する授業料等減免・奨学金給付対象者の比率。

新制度の各年度予算と執行状況は表 1 の通りである。制度創設年の 2020 年度には、前年度の公財政高等教育支出の 11%に相当する 2,789 億円が執行された。ただし、この全額が 2020 年度の公財政高等教育支出に含まれるものとして OECD に報告されたわけではない。OECD 統計に含まれるのは、高等教育機関への支出であるから、新制度による授業料等減免費交付金は該当するものの、学生に給付された奨学金 1,209 億円 (日本学生支援機構 2021) は該当しない。この奨学金分を含めて公財政高等教育支出の GDP 比を算出すると 0.51%となり、含めない場合 (0.49%) より僅かながら上昇する。2021 年度について同様に算出すると 0.51%、2022 年度は 0.52%であり、上昇幅は僅かである。

当初、新制度の支援対象者は高等教育段階の全学生の約 2 割 (75 万人程度)、所要額は 7,600 億円と想定されていた (衆議院 2019) が、2020 年度の予算額はその 64%、執行額は予算額の 57%であった。仮に予算額通り執行されていたとすれば、公財政高等教育支出は実際より 2,092 億円多く、これを含めると GDP 比は 0.55%となる。同様にして、2021 年度と 2022 年度の公財政高等教育支出の GDP 比も 0.55%と推定される。新制度の予算執行率が 100%であったとしても、我が国の公財政高等教育支出の GDP 比は OECD 諸国の平均値よりなお離れている。

表 2 在学者 1 人当たり公財政教育支出の対国民 1 人当たり GDP 比

	年度	2018	2019	2020	2021	2022
初等中等教育	日本	0.226	0.247	0.233	0.232	0.228
	OECD平均	0.208	0.233	0.192	0.215	0.208
高等教育	日本	0.149	0.150	0.163	0.168	0.170
	OECD平均	0.240	0.260	0.251	0.255	0.251

これに対して財務省(2024)は、日本の公財政教育支出の対GDP比が低いのは児童・生徒・学生数が少ないためであって、在学者1人当り公財政教育支出の国民1人当りGDP比はOECD諸国と比較しても遜色ないと主張している。実際に初等中等教育と高等教育のそれぞれについてこの値を算出すると表2の通りである。初等中等教育ではOECD諸国の平均値を上回っている。しかし、高等教育の値は上昇しつつあるとは言え、OECD平均の3分の2の水準である。2022年度の値に上述した給付奨学金を加えても0.172、新制度が予算額通り執行されたとしても0.184で、OECD平均とはなお隔たりがある。

2. 大学財務に及ぼした影響

前回報告書(浦田2023)でも確認したように、新制度は大学財務にはニュートラルである。大学(正確には大学を設置する学校法人)には支援区分別の支援対象者数に応じた授業料等減免費交付金が交付されるが、それはそのまま学生への奨学費として支出される。会計上は、学生が奨学費を使って授業料等を納付する形になる。したがって、大学の学生納付金収入は、新制度の有無に関わらず同じである。収入増があるとすれば、学生数が増加した場合である。日本私立学校振興・共済事業団「学校法人等基礎調査」によって2024年度についてみると、新制度によって生じた私立大学の授業料等減免費交付金収入は1校当り1億8,273万円であるが、これはそのまま修学支援事業奨学費支出となる(日本私立学校振興・共済事業団2025)。収支計算書の上では、これは学生に対する支出であり、これを得た学生は、奨学費を使って授業料等を支払うことになる。実際は、授業料等減免費交付金収入がそのまま大学の授業料収入となるから、大学からみれば新制度の有無に関わらず授業料収入は同じで、学費の実質的負担者の一部が学生から政府に代わっただけである。

財務省(2022)は、定員充足率90%未満の私立大学の学生数が新制度によって増加し、収支状況も改善したとしている。しかし、表3に示されているように、2019年度の収容定員充足率が70%未満であった私立大学において、2020年度に新制度の支援対象となった学生の人数は、前年度からの学生数増加分より少ない。表3に示すいずれのカテゴリでも学生数平均値は増加しており、2019年度の収容定員充足率が70%未満であった私立大学の増加率が最も大きい。その増加の全てが新制度による効果というわけではない。増加分のうちの27%は、学生の選択や大学自体の努力によるものである。

表3 私立大学において増加した学生数の内訳(2019~2020年度)

2019年度 定員充足率	2019年度 大学数	2019年度 学生数(A)	2020年度 学生数(B)	増加分 (B-A)	増加率 (B/A-1)	新制度 対象者数(C)	学生数増加分に 対するCの比率
70%未満	38	635	711	76	12.0%	55	72.5%
70~80%	49	950	1015	65	6.8%	159	244.0%
80~90%	69	1072	1128	56	5.2%	134	239.7%
90%以上	419	4247	4287	40	0.9%	244	610.4%

注:A・B・Cはカテゴリごとの平均値。AとBは財務省(2022)、Cは「修学支援新制度データベース」による。

他方、定員充足率 70%以上の大学では、新制度の支援対象者は学生数増加分を上回っている。新制度の支援対象者は支援対象とならなければ大学に進学できない可能性があった者であることを考えると、定員充足率 70%以上の大学の 2020 年度学生数は、新制度がなければ前年度より減少していた可能性が高い。このように新制度は、定員充足率が 70%未満という経営困難な大学を救済したというよりも、充足率 70%以上の大学の経営状態の悪化を防いだといえることができる。

新制度創設にあたり、大学の行動について懸念されたことが 2 点あった。第 1 は、新制度によって、制度の対象となる学生（家計）の学費負担能力が高まることに着目した大学が授業料をはじめ学納金を引き上げるのではないかとということである。第 2 は、新制度による経済的支援が充実するため、大学独自の学生支援を控えるようになるのではないかとということである。私立大学等経常費補助金（私学助成）で 2019 年度までみられた授業料減免事業等支援（所要経費の 2 分の 1 以内を補助）が 2020 年度からは自然災害からの復興支援に係る部分以外は廃止されたこともあり、大学独自の学生支援の一つである授業料減免へのインセンティブを低下させている。

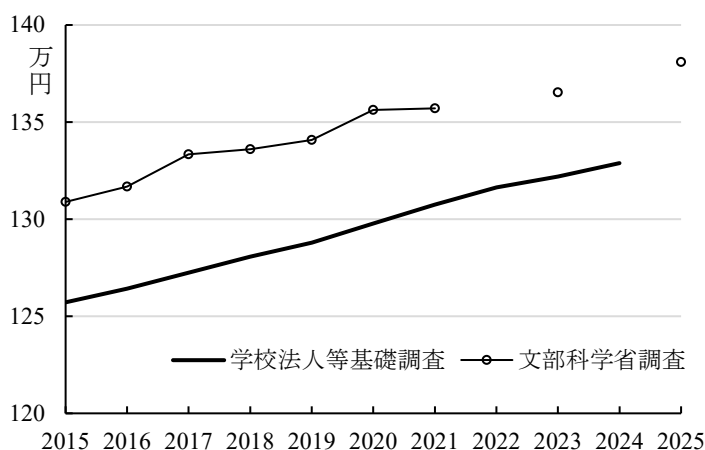


図 2 学生納付金の推移

第 1 の懸念に関し、最近 10 年間の私立大学学納金の推移を 2 つのデータにより示す（図 2）。1 つは文部科学省「私立大学入学者に係る初年度学生納付金等調査」から得られる初年度納付金（授業料＋入学料＋施設設備費）の平均額である。いま 1 つは日本私立学校振興・共済事業団「学校法人等基礎調査」から得られる私立大学全体の学生納付金収入を学生数で除した値である。こちらは全学生が支払った学納金の平均額であるから、入学者のみについての平均額である文部科学省調査データよりも 5～6 万円ほど安い。しかし、学納金上昇の傾向は両者一致している²⁾。毎年値が得られる学校法人等基礎調査データでみると、上昇率は年 0.4～0.8%の間ではほぼ一定しており、新制度創設後に上昇率が上がったとはいえない。特に 2022～2023 年度の上昇率は 0.4%、2023～2024 年度は 0.5%で、この期間の消費者物価上昇が年率約 3%であることを考慮すると、学納

金の上昇率は新制度創設前よりもむしろ低いといえる。このように私立大学は、新制度創設に乗じて学納金を引き上げるといった行動をとっていない。物価上昇が著しい中、それに対応するための最小限の引き上げに抑えている。実際、現況調査の Q2 で学納金改定に影響を与えた要因を尋ねた結果をみても、41.0%の大学が第1の要因として物価の上昇を挙げている。次いで学生募集の状況（13.0%）、施設・設備の拡充（12.1%）が挙げられているが、新制度や奨学金の充実を挙げた大学は2校（0.6%）のみである。

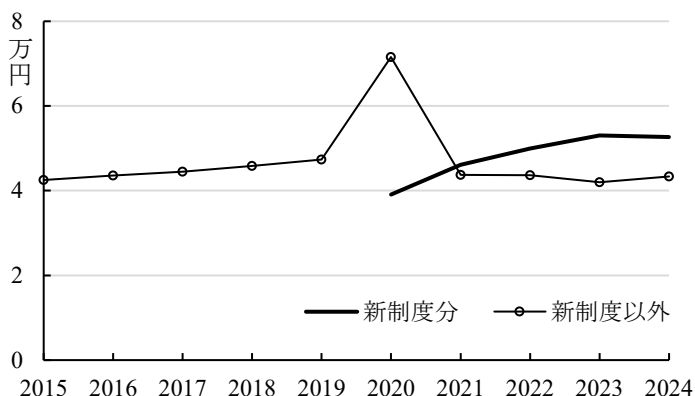


図3 学生1人当り奨学費支出の推移

表4 今後の独自学生支援制度

	2022年	2025年
拡充させたい	9%	13%
やや拡充させたい	21%	21%
変更しない	54%	51%
やや縮小させたい	9%	10%
縮小させたい	5%	6%

第2の懸念に関し、大学による学生支援を示す財務データである奨学費支出を学生1人当りにして、新制度分（新制度による授業料等減免費交付金を学生数で除したもの）とそれ以外（大学独自の部分）に分けて示す（図3）。2020年度の奨学費（新制度以外）を例外として、いずれの年度も4~5万円程度で大きな変動はない。2020年度の奨学費（新制度以外）が7万円を超えているのは、コロナ禍に際して学生に支給した支援金等によるものである。この緊急的な支援がなされた後、学生1人当り奨学費（新制度以外）は減少したが、2019年度以前よりも大幅に減少したわけではない。新制度によって私学助成の授業料減免事業等支援部分が削減された後も、大学は自らの負担によって独自の学生支援を続けているのである。2024年度の場合、奨学費支出のうちの独自部分は新制度による部分の82%に相当する。現況調査 Q9（前回調査 Q15）で尋ねた独自の学生支

援制度の今後についての回答をみても、半数の大学が変更しないとしており、今回の調査では「拡充させたい」が僅かながら増加している（表 4）。独自の学生支援に必要な奨学費支出からみても、新制度は大学財務に余裕を生み出すものではないといえよう。

表 5 は新制度に関連する事務負担についての回答（現況調査 Q12、前回調査 Q20 への回答）に数値（とても負担=3、やや負担=2、あまり負担でない=1、まったく負担でない=0）を与え、平均値を示したものである。2025 年は新制度創設後 5 年を経過しているので、担当者は関連事務に習熟し、システムも安定して負担は軽減されるはずだが、いずれの項目についても私立大学の負担感が増している。新制度に関連する事務だけを担当しているわけではないが、私立大学に配置されている奨学金制度担当職員も、この間の平均で 2.6 人から 3.4 人に増加している（前回調査 Q21、現況調査 Q14）。このように新制度は、私立大学の負担や人的コストを増やしているのである。

表 5 修学支援新制度に関する事務負担

	2022年	2025年
学生の成績管理	2.41	2.54
申請書類の作成	2.62	2.66
会計上の処理	2.63	2.72
個人情報取り扱い	2.07	2.20

3. 学生生活と家計に及ぼした影響

新制度の支援対象となった学生にとっては、学費負担が大幅に軽減され、給付奨学金が収入の柱になっていることは間違いないが、支援対象学生のみを対象とした調査はみられないので、大学生全体を対象とした調査（日本学生支援機構「学生生活調査」）から学生生活における収入・支出の変化を見ておきたい。学生生活調査は隔年で実施されており、新制度が創設された 2020 年にも実施されたが、コロナ禍という特殊要因の影響が大きく、新制度の影響を抽出するのが難しい面がある。そこで、新制度創設前の 2018 年と新型コロナウイルス感染症の影響が緩和された 2022 年のデータを比較する³⁾。

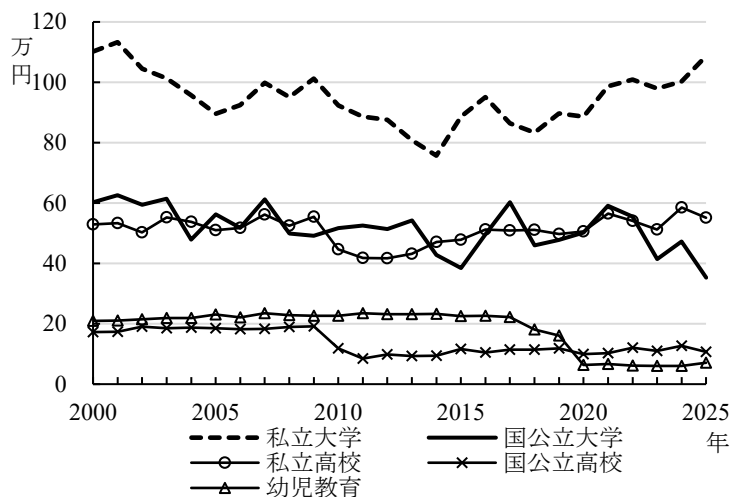
表 6 によって両年を比較すると、収入面では奨学金収入の増加、授業料支出の減少、家庭からの給付の減少が明らかである。奨学金収入には貸与奨学金も含まれるが、奨学金を受給していない者も含めた平均値で、2022 年は 2018 年より 4.8 万円多くなっている。奨学金収入の増加と、授業料支出の減少もあって、家庭からの給付は全体平均で 10 万円減少している。私立大学生については、奨学金収入の増加額や家庭からの給付の減少額は国公立大学生より大きい。これは、必ずしも十分ではないとは言え、新制度による授業料等減免額や給付型奨学金が国公立よりも私立の方が多いことの表れである。新制度の新規採用率が国公立（2.8%）よりも私立（3.4%）の方がやや高いことも影響している。物価高に関わらず生活費支出が減少していることから、学生は生活を相当に切り詰めていると推測されるが、家庭からの給付が減少していることから、特に私立大学生についての家計負担は減少している。

表6 学生生活費の変化 (2018~2022 度)

単位:千円

	2018年				2022年				2022年-2018年			
	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立
家庭からの給付	1,197	952	793	1,279	1,097	864	718	1,175	-100	-88	-75	-104
奨学金	360	288	325	378	408	328	341	430	48	40	16	52
アルバイト	402	359	405	411	376	353	376	381	-26	-5	-29	-30
その他	44	39	35	45	87	75	53	92	43	37	17	47
収入計	2,001	1,637	1,558	2,113	1,967	1,621	1,487	2,078	-34	-17	-71	-35
授業料	932	488	519	1,059	869	467	445	988	-63	-21	-74	-72
その他の学納金	130	10	19	164	137	13	21	172	7	3	1	8
修学費	46	50	46	45	50	49	43	51	4	0	-3	5
課外活動費	37	50	27	34	24	27	14	24	-13	-23	-13	-11
通学費	65	40	56	71	68	42	60	74	3	2	4	3
生活費	705	886	768	660	677	862	753	632	-27	-24	-15	-28
支出計	1,914	1,523	1,435	2,034	1,825	1,461	1,336	1,940	-89	-63	-98	-94

注:生活費は食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費の計。



出所:総務省「家計調査」より推計。

図4 授業料等家計支出の推移 (在学者1人当たり、年額)

ただし、総務省「家計調査」すなわち日本の家計全体の動向を反映したデータにより、高校教育や幼児教育の家計負担と比較すると、大学教育の家計負担減少は明瞭ではない。図4は家計調査から推計した在学者1人当たり授業料等⁴⁾の推移を示したものである。高校の授業料等については、公立高等学校授業料無償化および高等学校等就学支援金制度の影響が明瞭にみられ、2010~2011年に家計の授業料等支出が減少している。幼児教

育についても、2019年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響が明瞭である。これらに対して、大学授業料等の家計支出は、新制度導入後の2022年、2023年、2025年に国公立大学について減少がみられるが、私立大学については増加傾向が続いている。新制度が家計全体に及ぼす影響は、高校無償化や幼児教育・保育の無償化とは異なり限定的である。

4. 結論

このように新制度は、高等教育の授業料のみならず入学金も減免し、生活費に相当する奨学金も給付する画期的な制度として2020年に導入されたが、これまでのところ、公財政に占める高等教育支出の水準を大幅に向上させるものではない。大学財務に対しては元々ニュートラルな制度であって、経営困難となっている大学を救済しているわけでもない。むしろ大学では、新制度による事務負担が増加しており、私学助成による授業料減免事業等支援が新制度導入に伴って廃止された後も独自の学生支援を継続・拡充しているため、財務負担も増している。家計負担を軽減した効果は認められるが、広がりには欠ける。いずれも、新制度の予算規模が過少である上、執行率が低いためである。

新制度は、2024年度には中間層（世帯年収380～600万円）の多子世帯や私立理工農系学生の支援、2025年度には多子世帯の授業料等減免など、対象を拡大してきたが、世帯収入要件だけでなく、機関要件や学業要件を改正してさらに拡大することが求められる。高等学校等就学支援金制度でみられるような、学校（法人）に対する事務費補助も必要である。筆者は教育投資の観点から、日本の高等教育への公財政支出が過小であることを指摘した（浦田 2025）が、教育機会均等や家計負担軽減の観点からも、新制度対象者の大幅な拡大が求められる。

<注>

- 1) ただし、実際の2020年度の消費税収は20兆9,714億円で前年度より2兆6,187億円多かった（財務省 2025）。新制度に必要とされた予算試算額は、この増収額の29%に相当する。
- 2) 文部科学省調査は学校法人等基礎調査からデータを得ているので、両者の傾向が一致するのは当然である。違いは文部科学省調査が初年度納付金について入学定員を用いた加重平均値であるのに対して、学校法人等基礎調査は大学の学生納付金収入について全学生1人当たりの平均値である点である。また、2022年度以降、文部科学省調査は隔年実施となっている。
- 3) 両年間の比較について、岩田（2025）を参考にした。
- 4) 総務省（2026）の第5-7表（および過年版の相当する表）には、全体の世帯数と学校種別在学者数が示されているので、世帯当たり学校種別在学者数を算出することができる。この数で、総務省（2026）の第4-3表（および過年版の相当する表）から得られる世帯当たり学校種別授業料等支出を除すことにより、在学者1人当たり授業料等が得られる。ただし、家計調査に示されている在学者数は、同居者（自宅通学者）に限られているので、自宅外通学者を含めた場合よりも過少である。したがって、上記の方法で得られる在学者

1 人当たり授業料等は過大推計となるが、分析対象期間において同様の推計であるので、自宅通学・自宅外通学の構成比に大きな変化がない限り、この期間での授業料等支出の増減をみる上では問題ない。

<文献>

市川昭午, 2005, 「高等教育財政の貧困を考える—教育大国に復活できるか」『21世紀フォーラム』97: 20-27

岩田弘三, 2025, 「2022年度における学生生活費の動向：高等教育修学支援新制度、コロナ禍からの回復、物価高が及ぼした影響—日本学生支援機構『学生生活調査』データをもとに」『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』15: 13-26

浦田広朗, 2023, 「高等教育の修学支援新制度が大学財務と学生生活・家計に及ぼす影響」西井泰彦編『高等教育の修学支援新制度と私立大学』私学高等教育研究所: 107-115

浦田広朗, 2025, 「私学助成の現実と課題」『IDE 現代の高等教育』675: 20-24

財務省, 2022, 「文教・科学技術」財政制度等審議会財政制度分科会(2022年4月8日) 配布資料

財務省, 2024, 「文教・科学技術」財政制度等審議会財政制度分科会(2024年11月11日) 配布資料

財務省, 2025, 「税収に関する資料」(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

衆議院, 2019, 「第198国会会議録」第12号, 2019年3月14日 (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000119820190314012.htm)

総務省, 2026, 『家計調査年報(家計収支編)2025年』(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.html>)

日本学生支援機構, 2021, 『JASSO年報 令和2年版』(https://www.jasso.go.jp/about/organization/annual_report.html)

日本私立学校振興・共済事業団, 2025, 『今日の私学財政 大学・短期大学編』学校経理研究会

OECD, 各年, *Education at a Glance: OECD Indicators*, OECD Publishing

第2章. 私立大学における学納金の動向と改定要因

西井 泰彦 (私学高等教育研究所)

高等教育の修学支援新制度（以下「本制度」という。）は2020(令和2)年度から施行されているが、私学高等教育研究所（以下、「当研究所」という。）は、私立大学における実施状況について2022(令和4)年9月にアンケート調査を実施してその問題点や課題を取りまとめた。その後、制度施行後の状況を勘案して政府による本制度の見直しが行われ、2024(令和6)年度からの中間所得世帯（多子世帯・私立理工農系）への対象が拡充され、また、2025(令和7)年度からは多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等が実施されることとなった。

当研究所では、これらの制度改正を踏まえて2025(令和7)年10月に奨学金等に関する現況調査を実施して2026(令和8)年1月に速報を提示した。本稿では、この調査の中で、特に学納金の改定状況と改定要因について分析を加えて重要な事項を取りまとめたものである。調査結果の説明に入る前に、私立大学における学納金の位置づけと改定に対する大学の対応を考察するとともに、学納金の改定の長期的な経緯等についても関連データを付加して分析することとしたい。

1. 私立大学の学納金の範囲と学費改定の多様性

(1) 学納金の定義とその改定の困難性と遅効性

私立学校における学生生徒等納付金（以下、「学納金」という。）とは教育研究活動等を遂行するために必要となる財源として調達する事業活動収入の中の最大の要素を占める収入である。学校法人会計基準によって作成される計算書類である資金収支計算書と事業活動収支計算書の中の大科目として「学生生徒等納付金」に分類されるもので、その中には授業料、入学金、実験実習料、施設設備資金及びその他に分類される小科目がある。その他の収入には、教育充実費、維持費、冷暖房料など多様な科目が学校法人ごとに設定される。

学納金を他の収入科目と区分する特徴として次の三点がある。第一に、学生等に教育活動を提供する対価として徴収するものであること(教育サービスの対価性)、第二に、私立学校の学部学科等ごとに一律に定額を徴収するもの(一律定額性)、第三に、学校教育法施行規則により所轄庁に届出が義務づけられる学則や学生募集要項等の中に、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項として記載されるもの(学則記載性)である。この学納金とは別の科目としては、学生等や関係者から個別に徴収する「手数料収入」

(入学検定料、証明手数料等) や収受の対象や金額が任意となる「寄付金収入」、学校法人が実施する「付随事業・収益事業収入」(補助活動、附属事業、受託事業、収益事業等の収入) がある。学校法人会計基準で例示される記載科目に合致しない収入である「雑収入」も大科目として計上される。学納金とこれらの収入との区分は必ずしも明確でない場合もあり、学校法人ごとに学納金の内容に差異がある場合がある。学納金は学校教育法施行規則の第4条によって学則に記載すべきこととされており、同法第2条によっ

て学則変更は所轄庁への届出事項とされている。

一般的に、社会における公共的なサービスの利用料金、例えば、鉄道運賃、ガス水道料金などの公共料金はその値上げの影響を抑制するために個別法の規定に基づいて監督庁の認可制をとる場合が多い。料金改定の認可申請においては、審議会等において、申請者のこれまでの経営努力、値上げの根拠と計画が具体的な資料によって確認されることなどが審議され、値上げによって適正な利潤を超えない場合に認可される。また、必要に応じて要望事項が付記され、利用者への丁寧な説明が義務づけられる。

私立学校の教育は公共的又は公益的な教育サービスと考えられるが、そのサービスの対価である学納金は公共料金ではない。認可制でなく届出制であることが私立学校の学納金改定の裁量性を担保することになっている。つまり、学校法人の判断で学納金の区分の内容や金額を独自に変更することが可能であり、変更の前年度末までに学則の変更を所轄庁に届け出さえすれば、学納金の値上げが可能となる。所轄庁は、学費負担の軽減のために、その徴収の必要性を明確にし、その額の抑制を図ることを要請しており、都道府県の中には学納金を値上げした私立学校に対して補助金を減額する方策をとる場合もある。しかし、基本的には、私立学校は自らの判断で値上げを決めることができ、実際に値上げを実施してきた。

このように私立大学は学納金を独自に改定することが可能であるが、一方で、国公立大学の授業料が私立大学より半額以下に低く設定されていることによって、その大幅な値上げは容易ではない。また、私立大学間における競争環境があり、他大学を超える学費の値上げが学生確保に支障を生ずる恐れもある。プライス・リーダーとなっている大学や競合大学の動向に留意しつつ、学納金の値上げを抑制して慎重にかつ目立たないように値上げを実施することになる。

個別の私立大学の学納金の値上げの例を見ると、様々な態様がある。第一に、大学の全学部の一律の値上げを行う場合や学部学科ごとの値上げを行う場合がある。第二に、学納金の値上げ方法として初年次の納付金を値上げする場合と在学年次の納付金総額を値上げする場合がある。初年次の入学金を値下げしても在学年次にまたがる授業料等を値上げすれば、納付金総額を値上げすることが可能である。第三に、学納金の値上げは学費契約により初年次からの入学生に適用する場合が原則であるが、入学時の契約内容によっては在校生の授業料等も追加して値上げを行うことが可能である。第四に、学部学科の特定のグループに適用する実習や行事等への参加費等を他の学納金とは別途に徴収する場合もある。学納金としての値上げがベストであるが、困難な場合には、寄付金の任意募集、学校債の募集、その寄付への転換などを実施することもある。私立大学にとって収入の増加を図るための学納金等の戦略と方策は多様である。

一方で、学納金の値上げの手続きとその収入増加の結果は即効的ではない。まず、財政上の理由などから学納金の値上げを学校の内部機関で検討を始めて値上げの具体案をまとめたのち、理事会等で機関決定をして所轄庁に学則改正の届出をするまでには時間がかかる。届出を行った後に翌年度の入学生に向けての学生募集要項に値上げを公表することになるが、実際の値上げが実行できるのは翌年度の入学生からである。入学生から値上げをしても学年進行により在学学生全体に及ぶことによって財政の改善効果が現れるのは大学の場合は4年後となる。さらに、値上げを実施した後に間隔をおかずにも再度

値上げをすることは容易ではない。数か年以上の期間を過ぎなければ値上げは事実上困難である。かつて、毎年物価上昇が激しかった時代には、「スライド制」といって物価上昇率などに合わせて学納金を経年的に値上げするケースが普通であった。一方では、物価が下がった場合に値下げしたケースは皆無であった。このスライド制のほかには、一定の期間において学納金を値上げする「ステップ制」などの方法をとる場合もあった。期間は必ずしも固定されている訳ではないが、過去の値上げから相当な期間が過ぎた適宜なタイミングで必要な値上げを実施するケースが今では多くなっている。

このように私立大学の学納金の値上げも大学ごとに多種多様であり、その改定の時期や内容を一律に定められる訳ではない。数か年以上のスパンとなる学費改定の動向を単年度の増減だけで判定することでは十分ではない。

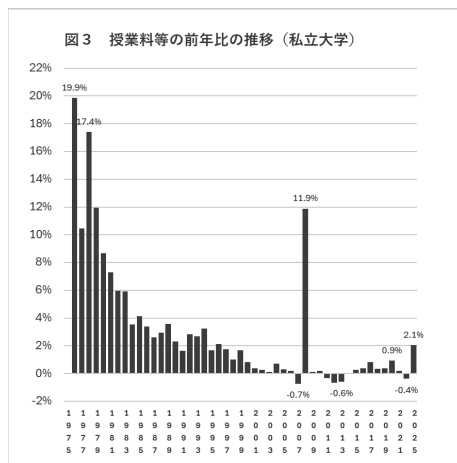
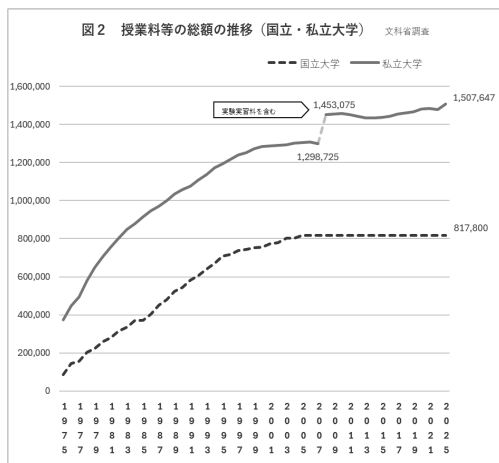
(2) 学納金の平均額の国私格差の推移と私立大学の平均納付金の前年比の動向

個別の私立大学の学納金の直近の改定状況の推移については次の2章で示すことにするが、学納金の長期的な改定結果を認識するために、文部科学省が毎年（最近2年ごと）に発表している国公立大学と私立大学の昼間部の入学生の授業料等（授業料、入学料、施設設備費）の動向に注目したい。国立大学と私立大学の初年度納付額について1975年からの長期的な推移を示すと図2のとおりである。この納付金額が増加するということは、改定した大学が多かったことと改定幅が増加したことの一方又は両方を示すものである。この調査は大学の入学定員による加重平均となっているため、私立大学においては大規模校の影響が大きい。従前は授業料と入学料だけで比較されていたが、私立大学では施設設備費や実験実習料等の学納金も相当額が徴収されているので、国私間の学生納付金の公正な比較を行うためには、これらを加える必要がある。2008年から私立大学については実験実習料等が調査に追加されている。

加えて、学生にとっては初年次の納付金のほかに4年間の授業料等の負担が求められるので、在学期間中の入学料と授業料等の総額を算定することも学納金の分析においては重要である。後添の参考資料1ではこの学費の総額を計算して国私間の差異を比較している。

これらの結果、過去から現在まで、国立大学と私立大学の初年次納付金及び4年間の学費総額の大きな格差がなお続いていることが認識できる。初年次納付金については、国立大学の入学料は私立大学よりも高くなっているが、授業料は低額である。文系も医科系も同額である。私立大学の初年次納付金は、施設設備費や実験実習料等を加えた2026年度時点で国立大学の1.9倍となっている。4年間学費の総額の国私比較では、国立大学の授業料が据え置かれている影響もあり、国立大学との格差は2.2倍にまで再び拡大している。

次に、私立大学の授業料等の初年次納付金の対前年比の推移を図3に示した。これにより年度ごとの平均的な改定状況の長期にわたる推移もわかる。2008年は総額に実験実習料を加えたことによる集計上の変動であり、これを除けば前年比は0.8%の上昇であった。学生一人当たりの授業料等の伸び率は、1974年のオイルショック時の約20%の大幅な上昇以後は数%以下に大きく低下した。長期的に見ると、2000年以降はプラスマイナス1%未満の前年比となり、マイナスとなった年度も少なくない。授業料等の学生納付金は消費税法上では非課税収入であり、納付金に消費税が直接転嫁される訳ではない。消費税は1989年に3%から導入され、1997年に5%、2014年に8%、2019年に10%と、税率がアップされた。推移グラフでは消費税のアップの翌年度以降に授業料等の伸び率が僅かに上昇したように見える。消費税が10%となった2019年度以後は授業料の伸び率は1%未満のプラスが続いた。文科省のこの調査は2022年からが隔年発表となった。2023年は-0.4%であり、2024年度のデータは不明であるが、2025年度には2.1%に急上昇した。2024年以降に学納金を改定した私立大学が多いと見られ、今回の当研究所の後記の調査結果とも合致する。

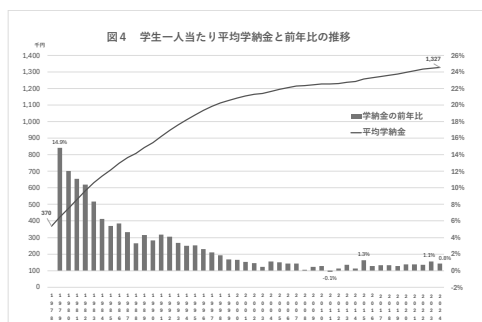


(3)私立大学が収受した学生一人当たり平均学納金の前年比の長期的下降

上記の学納金の前年比は学生から徴収した入学時の授業料等の金額の増減比の推移であるが、私立大学にとっては入学生と在在学生を合わせた授業料等の学納金収入の総額がどれだけ増加したかが重要である。学納金総額には学生数の増減が影響するため、学生一人当たりの学納金の平均額の推移を分析することで学納金の改定によって収入の増加の動向が把握できる。私学事業団がまとめている「今日の私学財政」から、大学部門の各年次の事業活動収支計算書の学生生徒等納付金の収入の総額を学生数で除した学生学納金の平均額を計算するとともに、その前年比を算出した。学納金改定による1998(平成9)年度以降の学納金の金額とその対前年比は次の図4のようになる。

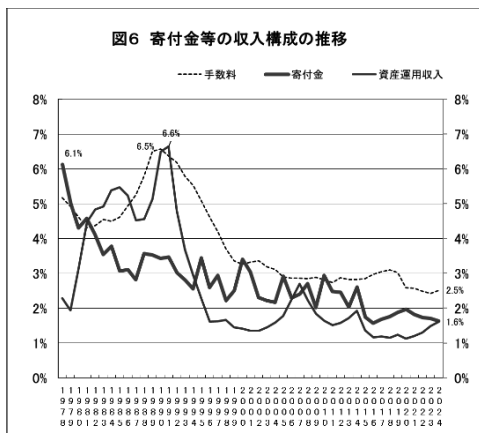
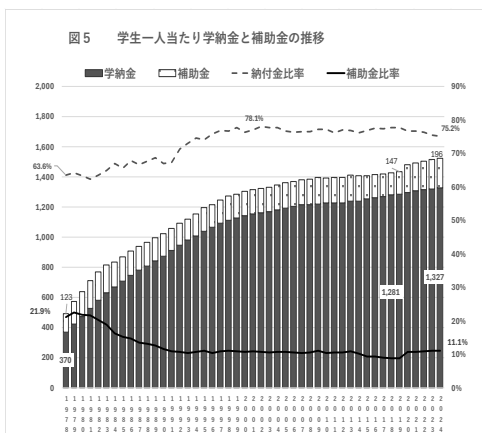
私立大学に学生納付金として納入された学生一人当たり学納金の平均額は1978（昭和53）年度の370千円から2024（令和6）年度の1,327千円へと増加している（図5）。その前年比（伸び率）は1982年度までは10%を超えていたが、その後下降し、1989年度には4.3%となり、2000年代になると1%以下となった。2011年度にはマイナスとなったが、その後少しずつ前年比は上昇して1%前後となっている。

小規模校の多くが学費の値上げをして私立大学全体の平均的な納付金の増加には大きくは影響しない。大規模校であっても改定幅が大きくなければ、全体平均値の大きな増加とはならない。現状は少しずつであっても平均納付金の増加が続いている。改定幅はそれほど大きくはないが、改定校数が増加していることによって、学生一人当たりの平均学納金の前年比も年々僅かずつ上昇傾向にあることが認められる。



(4)私立大学の収入構成と学納金への依存度の拡大

私立大学の学納金の改定の背景を理解するためには、私立大学の台所事情、すなわち学生生徒等納付金だけでなく、その他の収入財源である補助金、寄付金などの収入の状況や人件費等の支出増加を踏まえた収支状況を認識しなければならない。次の図5は前述の学生一人当たりの学生納付金の金額のほか補助金の学生一人当たりの金額と事業活動収入に占める割合の推移を示したものである。図6はそれ以外の事業活動収入の構成比の推移を示した。



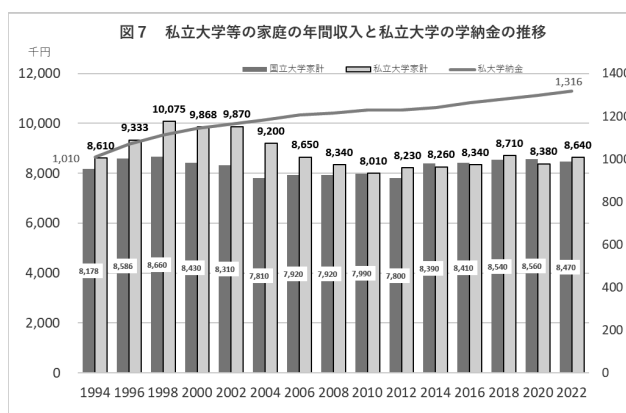
私立大学の学生一人当たり学納金収入は前述のとおりで、2024年度には1,327千円となり1978年度の370千円から3.5倍に増加した。一方、補助金は2024年度には196千円であり、1978年の123千円から1.6倍と納付金の半分の増加である。2020年度からは修学支援新制度に伴う授業料等減免費交付金収入が学校法人を通じて学生に交付され

たため、この分を除くと2024年度には133千円となり、46年前と比べて僅か1.1倍の増加に過ぎない。私立大学にとって経常費補助金は殆ど増えていない。この結果、私立大学の事業活動収入の中に占める納付金の割合（納付金比率）は63.6%から75.2%と12%も上昇し、補助金比率は21.2%から11.1%と10%も下降した。その他の寄付金、手数料、資産運用収入などの収入の比重も数%のレベルから2%前後に低下している。私立大学では学納金が最大の収入源となっており、収入の増加のためには学納金の改定と学生数の増加を期待せざるを得ない状況にある。しかし、学納金の値上げと学生確保は相反する結果を招くこともあるため、私立大学にとって非常に難しい選択を迫られている。

(5)私立大学の家計の年間平均収入の伸び悩みと学納金の改定との関係

私立大学の学納金の改定に影響を与えると考えられる要因に私立大学の入学生の家庭の収入がある。日本学生支援機構が隔年で調査している学生生活調査から私立大学等の昼間部の学生の家庭の平均収入の推移を図7に示した。併せて、私立大学の平均学納金の推移も付記した。

私立大学の学生の家庭の平均収入は1998年には10,075千円と1千万円を超えていたが、2000年以降から減少が続き、2010年には8,010千円と、2割を超える減少幅となった。それ以降に僅かずつ回復しているが、2020年には再び減少した。2022年には8,640千円と、ピーク時と比べると15%ほど低くなっている。この間、国立大学の学生の家庭の収入



が私立大学を上回ったこともある。なお、2020年を100とする消費者物価指数は1998年には98.3、2022年には102.3であるので、これで補正すると私立大学の学生の家庭収入は更に低くなっていると考えられる。

このような状態では私立大学の学費を値上げすることは学費を支弁する家計にとって相当な負担となる。私立大学では学費を改定すると学生確保の困難度が増すため、学納金の改定を可能な限り遅らせ、また、値上げ幅も圧縮する努力が求められる。学費値上げと併せて、奨学金の支給や貸与などの経済的な支援の充実も補完策として欠かさない。

(6) 消費者物価指数や給与アップによる学納金への時差的な影響

物価上昇や人件費の増加が直ちに学納金の値上げに直結する訳ではない。学費の値上げを内部決定し、所轄庁に届出を行い、募集要項で公表した翌年度から年次的に実施することになるので、学費改定までには一定の期間が必要となる。

他方で、物件費や人件費の増加は直ちに私立大学の支出増と収支悪化を招くことになる。物価上昇や人件費の増大が進んだ後から学納金の改定作業に取り掛かることが多いが、これでは後手となる。

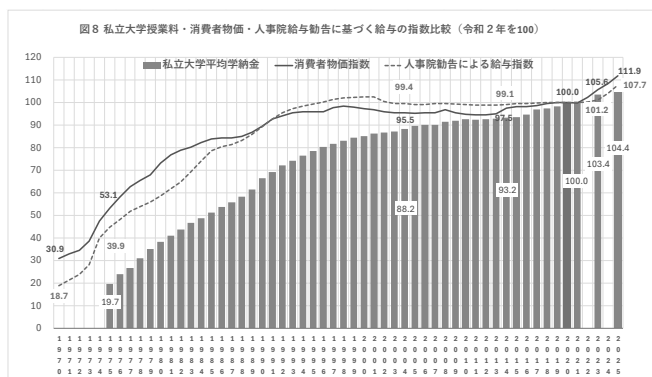


図8のグラフは、2020年を100とした指数の形で、私立大学の平均納付金の増加状況と消費者物価指数及び人事院から勧告されたベースアップによる本給の増加状況を示したものである。

民間企業の給与アップや物価上昇などを受けて公務員の給与勧告が出されているが、私立大学においてはこれらを参考としつつ、遅れて学納金が改定されることになる。グラフでは、物価等の上昇カーブに遅れて私立大学の学納金も増加している状況が示されている。

個別大学における学費改定は数年以上の間隔で実施されている場合が多く、物価の上昇と学納金の値上げが時期的に一致する訳ではない。また、現在の収支が悪化していても学費を上げやすい時期に学費改定を行うこともある。大規模な施設設備を計画する時や学部設置又は周年事業などのタイミングで改定を実施するケースもある。私立大学の全体的な推移と個別大学の動向とは必ずしも符号しない。ただし、学費改定に大きく影響する要因として物価上昇や人件費のアップがあることは否定できない。

(7) 私立大学の収支状況の悪化と学費改定への影響

私立大学がどのような財政状況で学費改定を行うかは個々の大学においては一様ではない。一般的には、財政が悪化に向かっている時又は既に悪化している時に学納金を値上げすると考えられる。しかし、学生数が減少している時に学費を上げると学生の確保が更に困難となる。学納金収入は学生の数と納付金の単価の積の総和である。単価をアップして得られる収入も学生数がそれ以上に減少すれば総額でマイナスとなる。大学間の競争が厳しい状況においては、収入増加がトータルで見積もれるように改定の範囲や引上げの程度及び時期を慎重に決定する必要がある。学生確保で優位な位置にある大学ほど学費を上げることによる学生数の減少が少ないので、教育条件の一層の向上などを名目に学費改定を実施することが容易となる。

次に、私立大学がどのような財政状態において学費を改定してきたかについて、私立大学の全体的な収支状況を踏まえて考察したい。

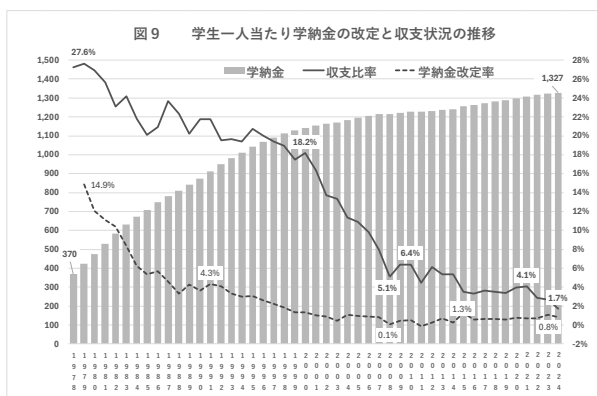
図9は、私立大学の収支状況を概括的に示す財務比率として事業活動収支差額比率（平成26年以前の帰属収支差額比率）と学生一人当たりの学生納付金の平均額及びその前年度伸び率を示している。私立大学の収支差額比率は1970年代の25%前後から1980年代と1990年代にかけては20%台となっており、良好な収支状況と設備投資能力が確保されていた。2000年から2008年にかけて収支差額比率が5%ほどまで急下降し、収支状況が急激に悪化した。その後も数%前後の期間が続いて、最近では2%を割り込むなどの全く余裕のない状態になっている。この収支レベルでは減価償却費以外の施設設備費や債務償還費が十分に賄えない状態の大学が多いことを現している。この収支比率は全私立大学の加重平均値であり、小規模校だけでなく大規模校においても収支の余裕がなくなっている。

この収支状況のグラフの推移を学納金の観点から見ると次のことが指摘できる。1980年代前半までは、物価や人件費の相当な増加があり、18歳人口の急増期を迎えて学生数も増大していたため、学納金を毎年数パーセント以上も増加させることが可能であった。この学納金収入の増加によって私立大学の収支も非常に良好に推移してきた。2000年前後から2008年にかけては、学納金の伸びが下降して学納金の増収が少なくなる中で、収支差額比率も年々下降して10%台から数パーセント以下に低落した。2015年以降では、学納金は僅かに増加基調にあるものの諸経費の増加によって収支差額比率は1%前後の水準まで低落した。

このような財務環境では、個別の私立大学にあっては次のような学費改定に対する消極的な対応を取る場合が少なくない。第一に、収支が悪化している状態では学生減につながる学費改定は元々困難である。第二に、収支が悪化していても過去の蓄積があるので赤字を補填して学納金を上げない。第三に、学納金を大きく改定することは困難であるので、他大学の動向を見ながら学納金を目立たないように僅かずつ改定する。

私立大学の収支状況は学費改定に影響を与える最大の要因の一つではあるが、直ちにリンクする状態ではない。また、個別の大学の状況によってそれぞれ異なる対応が生じるので、全体的な集計情報の多様性は個々の大学の取組みの共通性を示すものではない。

以上の学納金の位置づけと長期的な動向を認識して、今回の学納金の改定状況の調査結果について分析を加えることとしたい。

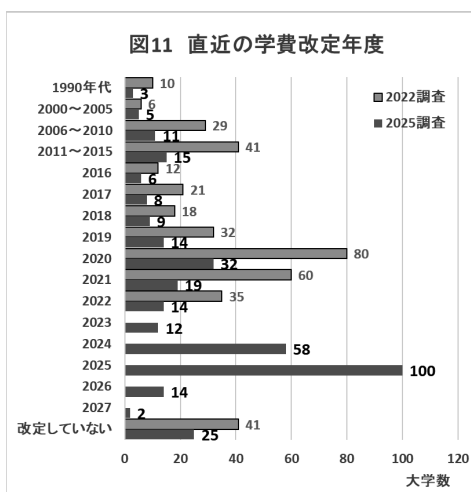


2. 学納金の改定状況

(1)直近の学納金改定年度 (Q1)

私立大学の直近の改定年の状況についての質問の調査結果は次のとおりである。前回の2022年調査結果と比べると、2019年の消費税の10%への上昇の影響が2020年度以降に同様に現れている。今回の調査では2024年度と2025年度に改定校が増加しており、全体の4割を超えていることに特に注目される。改定していない大学の割合は前回よりも減少して総数の1割以下となっている。2026年度と2027年度の改定校数が少ないのは、調査時点が2025年10月であり、検討中であるが実施時期は未定であるところが多かったと見られるが、激しい物価上昇と私学財政の収支悪化が進行中の最近の状況を考慮すると、2027年度以降に学費改定に踏み切る私立大学は更に増加すると見られる。

年度	2025調査		2022調査	
	校数	%	校数	%
1990年代	3	0.9%	10	2.6%
2000～2005	5	1.4%	6	1.6%
2006～2010	11	3.2%	29	7.5%
2011～2015	15	4.3%	41	10.6%
2016	6	1.7%	12	3.1%
2017	8	2.3%	21	5.5%
2018	9	2.6%	18	4.7%
2019	14	4.0%	32	8.3%
2020	32	9.2%	80	20.8%
2021	19	5.5%	60	15.6%
2022	14	4.0%	35	9.1%
2023	12	3.5%		
2024	58	16.7%		
2025	100	28.8%		
2026	14	4.0%		
2027	2	0.6%		
改定していない	25	7.2%	41	10.6%
合計	347	100%	385	100%



(2)学納金改定の内部要因と外部要因

そもそも、学費改定の要因には二つのとらえ方がある。私立大学にとって本来的に学費を改定せざるを得なくなる内在的な要因（これを「内部要因」という。）があるが、一方で、受験生や学費支弁者等の外部に学費値上げの理解を求め易い説明理由（これを「外部要因」という。）がある。例えば、大学の収入の増加や人件費の増額を期待したものであっても、対外的には、「物価の上昇」や「教育条件の向上」などを値上げの根拠とした方が理解を得やすく、内部での決定と外部への説明がスムーズにできる。私立学校の会計では、各種の収入も収入総額にまとめられて総体的に支出を賄う形であり、収入と支出の区分が個別に対応してはいない。学費値上げによる収入増加分が支出の中の何に振り分けられるかは明確ではない。このような抽象的な外部要因や内部要因を改定理由として便宜的に多用する傾向がある。勿論、学費値上げに物価上昇等の外部要因が関係しない訳ではなく、一定程度の影響を与えることは否定できないが、外部要因だけで学納金の改定の時期や改定幅を具体的に規定するほどではない。今回の調査では、学費改定の要因として、次の要因をあらかじめ選択肢として設定するとともに、それ以外の要因

があれば追記してもらおう形とした。これらの要因を大きく分類すると次のようになる。カッコ内の数値は軽重の順位を付けた第1から第3までに要因とその他の要因の件数を合計（単純合計）したものであり、個別大学が選択した要因には偏りがある。

外部要因(305)	大学に係わる内部要因 (418)	学生等に係わる内部要因 (111)
物価の上昇(195)	施設・設備の拡充(130)	学生募集の状況(87)
競合関係にある他大学の学費改定(73)	教育研究費の増加(107)	家計所得の変動(14)
他大学との比較・競争環境への対応(4)	管理運営費の増加(59)	経済的支援・学生負担の調整(5)
修学支援新制度や奨学金の充実(13)	人件費の増加(55)	特定制度・資格制度への対応(2)
補助金額の変動(12)	財務状況の悪化(44)	その他(3)
税制・外部環境の変化(8)	財務健全化・運営維持(4)	
	大学組織の改組・学部再編・新設(8)	
	費用構造の見直し・内部調整(6)	
	教育内容の充実・質向上(5)	

このように区分すると、外部要因と内部要因を挙げる大学の数が多い。外部要因としては物価上昇が最も多く、次に、他大学の改定状況を値上げの理由とするケースが多い。大学自体の内部要因としては、施設設備の拡充に続いて教育研究費の増加が多く、人件費や運営費増加が続く。財政状況については表面的には少ない。学生に係わる理由としては学生募集が比較的が多いが、これは、学生数の減少による収入減を補うために値上げするのか、学生募集に影響しないように値上げをするのかいずれか不明である。ただし、学生の募集状況への影響は学費値上げの最大の判断要因と言える。

それぞれの要因を見ると、値上げの根拠として受け入れやすい理由が上位となっている。反面、大学の財政事情などの自己都合的な要因は数的に少なく回答している。ただし、数が少ないから要因としては重要度が低いということではない。これらに留意して、Q2以下の学納金の改定要因の調査結果を分析する。

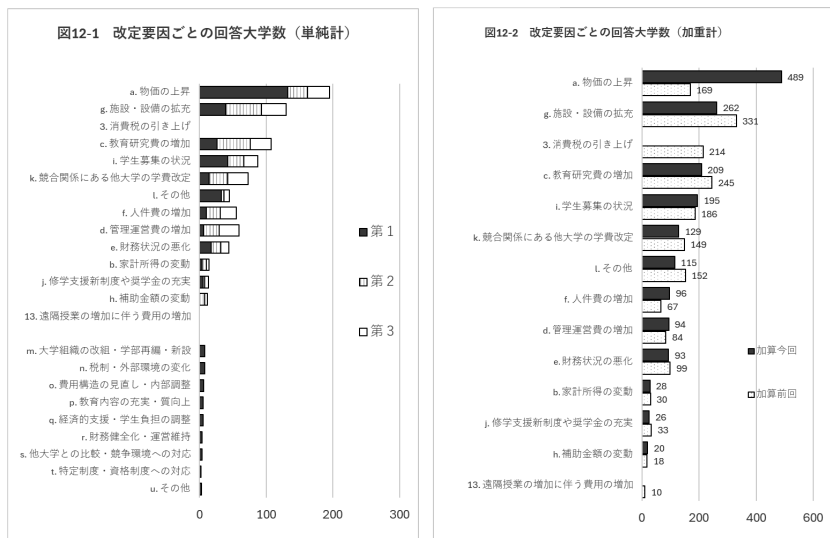
(3)学納金の改定に影響を与えた要因 (Q2)

調査の事項の質問事項の2では、学納金を改定した私立大学に改定の要因を聴取したもので、あらかじめ示した要因のうち特に重視した三つの要因を選んでもらった結果が表12と図12-1、図12-2である。

表12 学納金の改定要因

改定要因	今回調査					前回調査	
	第1	第2	第3	単純計	加算計	単純計	加算計
a. 物価の上昇	132	30	33	195	489	78	169
g. 施設・設備の拡充	39	54	37	130	262	151	331
3. 消費税の引き上げ						88	214
c. 教育研究費の増加	26	50	31	107	209	119	245
i. 学生募集の状況	42	24	21	87	195	86	186
k. 競合関係にある他大学の学費改定	14	28	31	73	129	81	149
l. その他	33	4	8	45	115	56	152
f. 人件費の増加	10	21	24	55	96	37	67
d. 管理運営費の増加	6	23	30	59	94	46	84
e. 財務状況の悪化	17	15	12	44	93	46	99
b. 家計所得の変動	4	6	4	14	28	14	30
j. 修学支援新制度や奨学金の充実	5	3	5	13	26	14	33
h. 補助金額の変動	0	8	4	12	20	10	18
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加						5	10
				834	1,756	831	1,787
m. 大学組織の改組・学部再編・新設	8						
n. 税制・外部環境の変化	8						
o. 費用構造の見直し・内部調整	6						
p. 教育内容の充実・質向上	5						
q. 経済的支援・学生負担の調整	5						
r. 財務健全化・運営維持	4						
s. 他大学との比較・競争環境への対応	4						
t. 特定制度・資格制度への対応	2						
u. その他	3						

学納金の改定に影響を与えた要因として、影響の大きい順に3つを選択した結果が図12-1である。図12-2は第1要因と第2要因のそれぞれに3点と2点の加点を付けて集計した結果である。加重して集計した図12-2のグラフを見ると、今回の調査では総合点数が最も高かったのは「物価の上昇」であり、これを第1要因とした大学が132校と多く見られた。次に多かったのは「施設・設備の拡充」である。続いて、「教育研究費」、「学生募集」、「競合大学」の順となった。施設・設備と教育研究費を第2順位とする大学も多かった。外部要因や内部要因の中で説明しやすい要因が多く掲げられている。



前回の2022年の調査では、最多は「施設・設備」で、「教育研究費」、「消費税」、「学生募集」、「物価上昇」、「競合大学」となっていた。当時は、「消費税」の税率の10%へのアップを主要な要因とする大学が多く、結果として同種の「物価上昇」は5番目の要因とされていた。今回は「物価上昇」の要因が突出していることに注目される。

(4) 学納金を改定せざるを得ない大学の事情

関連して、学納金を改定した大学について、当研究所で入手できるデータをもとに各大学の定員充足状況と法人全体の収支状況を調べ、どのような改定理由としたかを確認することにした。

2024年度に学納金を改定した58大学のうち、2年前の2022年度における収容定員充足率と収支状況が分かる56大学について実情を調べると次のようであった。

56大学のうち、収容定員充足率が80%未満は4校、90%未満は11校、100%未満は19校、100%以上は23校、110%以上は10校であった。定員を充足していない大学よりも充足している大学の方が多く学納金を改定している。定員が90%未満の大学の改定理由を見ると、学生募集、物価上昇、財務悪化などが改定理由にあげられている。学生募集が厳しいから学納金を上げざるを得ない本音の事情がうかがわれる。他方で、定員充足率が110%以上の大学の学納金改定の理由を見ると、物価上昇を第一理由とするところが大半で、施設設備、教研費増なども要因にあげられている。この中で学生募集を改定要因にしている大学もあるが、これは定員未充足校とは異なり、学納金を改定しても学生募集への影響が少ないと判断した大学と見られる。

次に、同じく学納金を改定した大学について、当該大学法人の財政上の余裕度との関連を検証するために、改定の2年前の事業活動収支状況を調べた。大学の学納金改定を実施した56大学法人の事業活動収支差額比率が、△10%以下の大幅赤字法人は6法人、△10%以上のマイナス法人は16法人で、減価償却費が十分に確保できない収支が赤字の法人が22法人で4割程度となっている。0%から10%未満の僅かな黒字の法人は半数強の30法人で、収支上の余裕がある状態ではない。これらの余裕の少ない法人では、学納金の改定理由として、物価上昇、施設設備、財務悪化、学生募集、競合校などの理由が上位に挙げられている。支出増大や設備更新に備える財源が十分でなく学納金の改定を実施せざるを得なくなっている事情が容易に理解できる。一方で、収支比率が10%以上の余裕のある黒字法人は5法人であり、その割合は大きくない。これらの大学の学費改定の理由には、学生募集、物価上昇、施設設備、教育研究費の増加などがあげられている。

(5) 学納金改定の説明責任

以上、私立大学が学納金の改定の経緯や事情等を分析してきたが、私立大学がその教育研究を持続的に発展充実させるためには財政面の基盤が安定的に整備されなければならない。経常的な支出が最近では大幅に増大しており、有形固定資産の取替更新や設備の拡充も必要となっている。これらのためには支出抑制だけでなく収入を増加させることが不可欠であり、私立学校の最大の収入源である学納金の増加が避けられない。私立大学

の持続的な運営に必要となる学納金の改定に対して、次のような観点からその改定の趣旨を再確認して、関係者に丁寧に説明することが望まれる。

- ① 教育条件の向上と財政運営の安定化には学納金の改定と収支改善が不可欠である
- ② 入学から卒業までの教育コストと付加価値を説明して受益者負担と実費徴収の方向に努力する
- ③ 学納金の科目ごとに区分して徴収する意義を明確にして学費支弁者の理解を求める
- ④ 学生の家計収入の状況に配慮して学費の値上げ幅を抑制する
- ⑤ 学納金の値上げを行いながら奨学金制度を充実して必要な支援を行う
- ⑥ 初年度の負担を軽減しつつ在学期間を通じた適正な学費負担を求める
- ⑦ 競合する他の私立大学の学納金と比べて適切な改定と学費水準を設定する
- ⑧ 学生確保が厳しくなる前に早めに学納金を計画的に改定する
- ⑨ 学納金の増収を図るだけでなく多様な収入の拡大を追求する
- ⑩ 人件費や物件費などの増加幅を学納金等の収入で賄える範囲に支出統制を徹底する

(6) 今後の学納金の改定予定 (Q3)

今後の学納金の改定予定の有無を聴取した本問の調査結果を前回の 2022 年の調査と比べると表 13 のとおりである。「改定予定はない」とした大学は 312 校から 193 校となった。集計数が異なるが、その割合は 78.0%から 53.2%に減少している。「改定検討中」又は「改定予定」の大学数は前回の 88 校から今回は 170 校と急増している。調査校中の 3 割が改定を既に予定しており、検討中を含めると半数近くに達している。

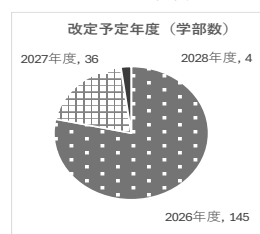
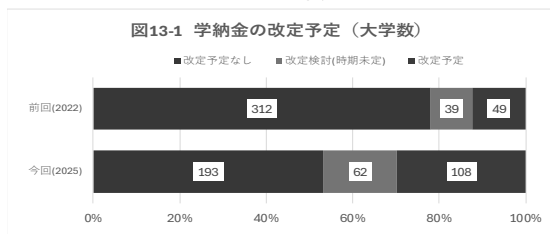
なお、今回の調査は 2025 年 10 月に実施したが、直近の学納金の改定年度については Q1 でも質問していた。2026 年度の学納金の改定については学則や募集要項で既に改定を決定し、年内入試も始まっていたために、直近に実施したものとして回答した大学が 347 校中の 14 校あった。本問 (Q3) 及び次問 (Q4) では学納金の改定予定の有無と学部別の改定予定年度を質問したが、2026 年度はまだ開始されていないため今後改定を予定する年度とみなして、2026 年度に改定予定と答えた大学が最も多くなっている。185 学部中 145 学部が 2026 年度改定、36 学部が 2027 年度に改定を予定している。いずれにしても、2026 年度には学納金を改定する学部が急増することになる。

表13 学納金の改定予定（大学数）

改定予定の有無	大学数	割合	大学数	割合
改定予定なし	312	78.0%	193	53.2%
改定検討(時期未定)	39	9.8%	62	17.1%
改定予定	49	12.3%	108	29.8%
計	400	100.0%	363	100.0%

学納金の改定予定年度

年度	学部数	割合
2026年度	145	78.4%
2027年度	36	19.5%
2028年度	4	2.2%
計	185	100.0%

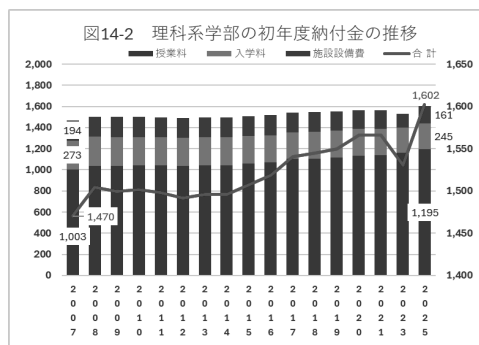
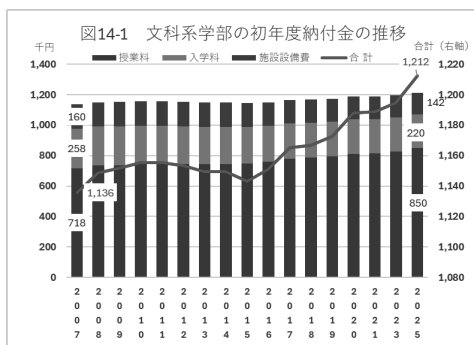


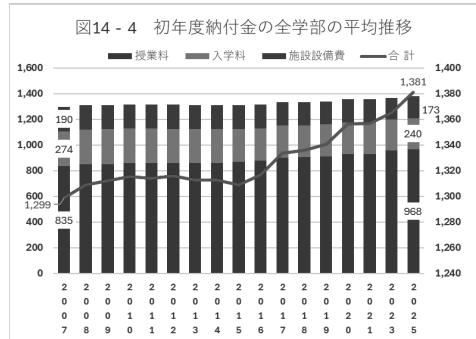
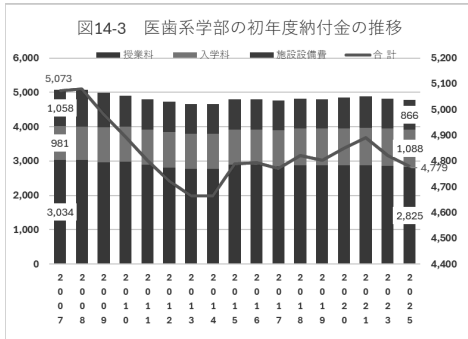
(7) 私立大学の学部系統ごとの初年度納付金の推移

質問項目の Q4 は学納金の学部別の改定予定の内容を調査するものであるが、この回答結果の検討に入る前に、私立大学の学部系統ごとの学納金の推移を整理してその動向を認識したい。

文部科学省では、私学事業団のデータを受けて毎年度の私立大学等の昼間部の初年度学生納付金等を集計して発表している。授業料等の科目に区分して定員加重平均による集計結果を学部系統グループにまとめており、残念ながら 2021 年度以降は隔年の発表となっているが、長期にわたる私立大学の納付金の動向を把握することが可能である。この調査から、主要な学部系等として、文科系、理科系、医歯系学部及び全学部平均の 2007 年度から 2025 年度までの初年度納付金の科目（授業料、入学料及び施設設備費）の平均額を整理した。学部系統ごと及び全学部の初年度納付金の内訳と総額の推移は次の図 14 - 1 から図 14 - 4 のとおりである。ただし、私立大学の初年度納付金にはこれ以外に実験実習料やその他の納付金があるので、ここで示した金額が初年度納付金の総額ではない。

これらのグラフを見ると、私立大学の学部系統ごとの初年度納付金は 2014 年度頃までは横ばい又は僅かに減少をしていた。ただし、医歯系学部の納付金は 2008 年度から 2012 年度にかけて減少した。特に歯学部の減少が大きい。その後、2016 年度以降では一時的





な減少はあるが、総じて増加に転じており、調査が隔年となった2023年度以降の伸びが大きくなっている。納付金の総額が近年増加しているということは納付金を改定する大学が増加しており、その値上げ幅も増大していると考えられる。医歯系学部については再び減少している。

学納金の構成内容については、施設設備費が縮小傾向にあり、また、入学金も少しずつ減少している。結果として、授業料に集約化され、その比重が高まっている。最近では文部科学省から、学生の入学時の負担を軽減するため、入学金の金額の抑制、徴収時期の見直し、非入学者への返還が求められており、今後の動向が注目される。

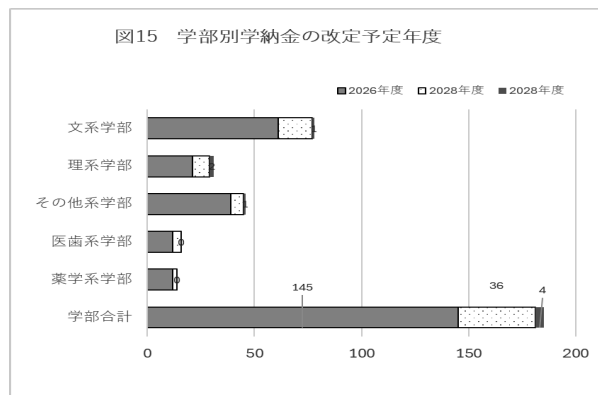
(8) 学納金の学部別の改定予定の内容 (Q4)

本問は、学納金の改定を予定又は検討している私立大学における学部系統ごとの改定予定の年度と学納金の入学金等の科目ごとの値上げ又は値下げの改定の内容を調査したものである。調査結果は次表のとおりである。

表14 学納金の改定予定年度(学部系統ごと)

年度	文系学部	割合	理系学部	割合	その他系学部	割合	医歯系学部	割合	薬学系学部	割合	学部合計	割合
2026年度	61	78.2%	21	67.7%	39	84.8%	12	75.0%	12	85.7%	145	78.4%
2027年度	16	20.5%	8	25.8%	6	13.0%	4	25.0%	2	14.3%	36	19.5%
2028年度	1	1.3%	2	6.5%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.2%
計	78	100.0%	31	100.0%	46	100.0%	16	100.0%	14	100.0%	185	100.0%

改定予定年度については、2026年度は既に改定の準備を完了して実施しているところであり、2027年度以降はこれから改定の準備を進める段階の大学が多い。現時点では、改定予定の学部の7、8割が2026年度の改定を予定しており、残りの2割前後が2027年度以降に予定している。2028年度は少ないが、これらの学部はスライド制など、年次的な学費改定を既に決定しているものと考えられる。2026年度の改定予定が多いことは、物価上昇や財政悪化の影響が大き



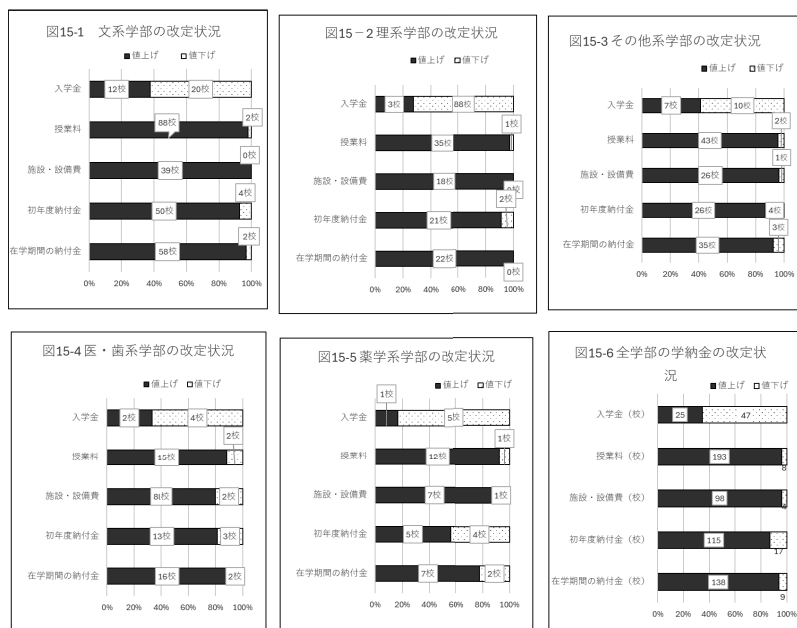
いと考えられるが、学費改定が2023年度以降に大勢となり、上げ易い環境になってきたため、上げられる時に上げる判断も影響していると考えられる。

次に、学納金の種類ごとの改定内容が、値上げなのか、値下げなのかを学部系統ごとに区分して調査した結果が次の表15及び図15-1から図15-6である。全学部系の合計で見ると、入学金を値上げする学部は25学部であるが、値下げする学部は47学部で、その割合は約65%と多い。授業料は201学部のうち値上げは193学部で95%の割合であり、値下げは8学部しかない。施設・設備費等の値上げの割合も同様に95%を超えている。また、初年度納付金の値上校は115校で87%の割合であったが、在学期間の納付金の値上げの割合は138校で94%であった。後者の方が高いことに注目される。入学金よりも授業料の値上げ、初年度よりも在学期間の納付金の値上げを重視する方向性が見える。

初年度納付金について、学部系統ごとに値上げする学部の割合を見ると、それぞれの区分ごとの校数は多くないが、文系と理系が90%以上、その他系と医・歯系が80%以上となっている。薬学系については値上げの割合は5校で55%、値下げは4校で45%であり、値下げする大学も少なくない。在学期間の納付金を見ても同様な傾向がうかがわれる。学納金の金額の高低や学生募集の難易度によって、学部系統ごとに値上げ又は値下げする大学の差異が生じていると考えられる。

表15 学部系統ごとの学納金の値上げ・値下げ状況

学納金	文系学部		理系学部		その他系学部		医・歯学系学部		薬学系学部		合計	
	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ
入学金(校)	12	20	3	8	7	10	2	4	1	5	25	47
%	37.5%	62.5%	27.3%	72.7%	41.2%	58.8%	33.3%	66.7%	16.7%	83.3%	34.7%	65.3%
授業料(校)	88	2	35	1	43	2	15	2	12	1	193	8
%	97.8%	2.2%	97.2%	2.8%	95.6%	4.4%	88.2%	11.8%	92.3%	7.7%	96.0%	4.0%
施設・設備費(校)	39	0	18	0	26	1	8	2	7	1	98	4
%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	96.3%	3.7%	80.0%	20.0%	87.5%	12.5%	96.1%	3.9%
初年度納付金(校)	50	4	21	2	26	4	13	3	5	4	115	17
%	92.6%	7.4%	91.3%	8.7%	86.7%	13.3%	81.3%	18.8%	55.6%	44.4%	87.1%	12.9%
在学期間の納付金(校)	58	2	22	0	35	3	16	2	7	2	138	9
%	96.7%	3.3%	100.0%	0.0%	92.1%	7.9%	88.9%	11.1%	77.8%	22.2%	93.9%	6.1%



(9) 学納金の値上げを検討する要因 (Q5)

このQ5の設問は、今後、学納金の値上げを検討する要因となり得るものとして影響の大きいものから順に3つまでを選択するものである。前問のQ2では過去の直近の学納金の改定に影響を与えた要因を調査したものであったが、本問は、学納金の今後の値上げの検討要因を調査する点で異なっている。それぞれの改定要因ごとの校数と割合は次の表16のとおりである。例示した要因以外に記載された要因の明細を「その他」に追記している。

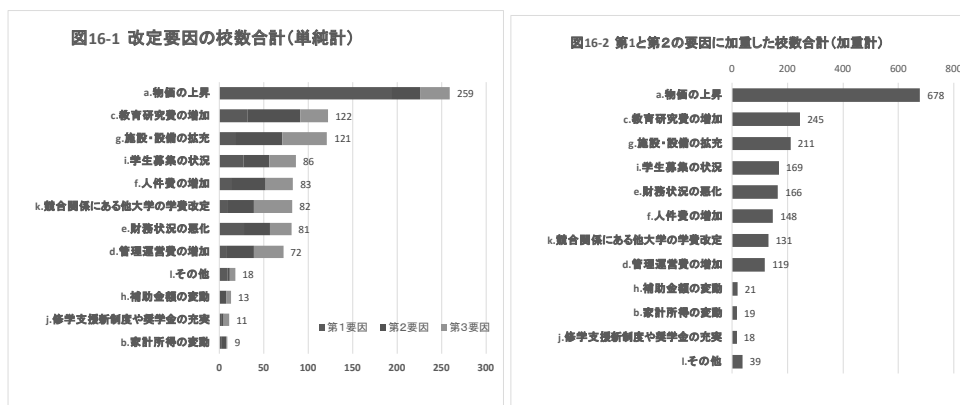
表16 学納金の値上げを検討する要因

改定要因	第1の要因		第2の要因		第3の要因		単純計		加重計	
	校数	割合	校数	割合	校数	割合	校数	割合	校数	割合
a.物価の上昇	193	56.3%	33	10.3%	33	11.3%	259	27.1%	678	34.5%
b.家計所得の変動	2	0.6%	6	1.9%	1	0.3%	9	0.9%	19	1.0%
c.教育研究費の増加	32	9.3%	59	18.4%	31	10.6%	122	12.7%	245	12.5%
d.管理運営費の増加	8	2.3%	31	9.7%	33	11.3%	72	7.5%	119	6.1%
e.財務状況の悪化	28	8.2%	29	9.0%	24	8.2%	81	8.5%	166	8.5%
f.人件費の増加	13	3.8%	39	12.1%	31	10.6%	83	8.7%	148	7.5%
g.施設・設備の拡充	19	5.5%	52	16.2%	50	17.1%	121	12.6%	211	10.7%
h.補助金額の変動	0	0.0%	8	2.5%	5	1.7%	13	1.4%	21	1.1%
i.学生募集の状況	27	7.9%	29	9.0%	30	10.2%	86	9.0%	169	8.6%
j.修学支援新制度や奨学金の充実	2	0.6%	3	0.9%	6	2.0%	11	1.1%	18	0.9%
k.競合関係にある他大学の学費改定	10	2.9%	29	9.0%	43	14.7%	82	8.6%	131	6.7%
l.その他	9	2.6%	3	0.9%	6	2.0%	18	1.9%	39	2.0%
計	343	100.0%	321	100.0%	293	100.0%	957	100.0%	1,964	100.0%

その他の要因(追加)

13 学部改組、制度改定	6
14 教育内容の高度化・質向上	4
15 18歳人口の減少・定員厳格化の影響	2
16 運営安定化、建築費高騰	2

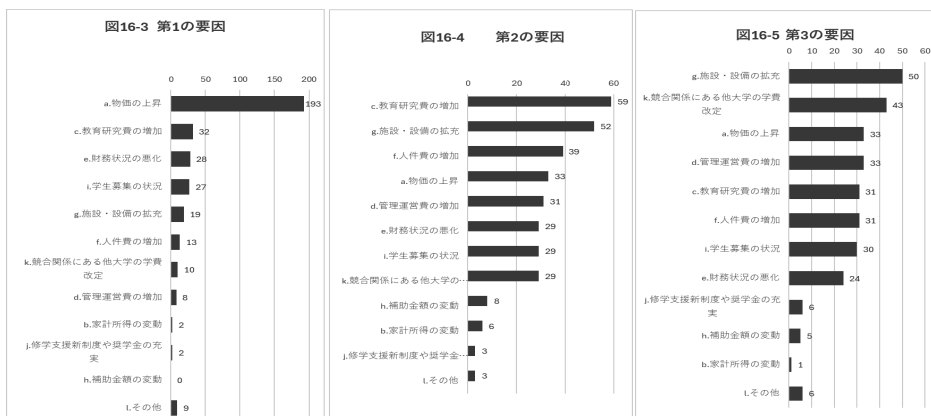
これらの各要因の校数の多い順にグラフ化したものが次の図 16-1 と図 16-2 である。図 16-1 は第 1 の要因から第 3 の要因までの校数を単純に合計したものであり、図 16-2 は第 1 の要因と第 2 の要因の校数をそれぞれ 3 倍と 2 倍にして合計した加重計としている。主な特徴点を示すと次のようになる。



最も多い要因はいずれも単純計と加重計とも「物価の上昇」である。回答した「物価の上昇」を第 1 の要因 (193 校)、第 2 の要因 (33 校) 又は第 3 の要因 (33 校) としており、259 校の大学が単純計で最多となっている。続いて、「教育研究費の増加」と「施設・設備の拡充」もそれぞれ 100 校を越えて有力な要因として挙げられている。「学生募集の状況」までの順位は単純計と加重計では変わらない。そのあとの、「人件費の増加」、「競合関係にある他大学の学費改定」、「財務状況の悪化」の順位は単純計と加重計で異なるが、校数としては 80 校ほどあって、要因として少なくない。これらの以外では「管理運営費の増加」や「その他」などの要因もあげられている。

次に、第 1 から第 3 の要因ごとに区分した校数が以下の図 16-3 から図 16-5 の図となる。

特徴的な点は、第 1 の要因として「物価の上昇」は 343 大学中 193 校と、6 割近い大学が挙げている。先の 2 の (2) で述べたとおり、「物価の上昇」は外部要因であり、改定理由として最も多く多用されている。世間一般の物価上昇が、個別大学の人件費や物件



費にどの程度影響して収支を悪化させており、収入を増大させるための学納金の増額がどの程度必要なのか、という説明は難しいが、物価上昇は一般的で抽象的である故に、改定の根拠として内部の理解と外部への説明をし易い。その他の教育研究費の増加や財務状況の悪化などの改定根拠は表向きの理由としては下位に位置づけられるが、大学の内部要因として切実で本音でもある。校数が少なくても実質的に重要な要因であることは否定できない。

2番目と3番目の要因としてあげられた各要因には両者に共通しているところがある。「教育研究費の増加」と「施設・設備の拡充」が第2要件と第3要件のそれぞれのトップになったことは妥当であると考えられる。その以外の要因の順位はまちまちであるが、「人件費の増加」から「競合関係にある他大学の学費改定」までの各要因は、個々の大学にとっては喫緊な課題であり、重要な改定要因と考えられる。特に、第3の要因として、「競合関係にある他大学の学費改定」が2番目にあがっており、学費改定に際して他校の動向を考慮することは欠かせないチェックポイントである。

最後に付言すると、学費改定の理由として、例えば、教育研究費や管理運営費又は人件費の増加や財務状況の悪化などがあげられている。これらの改定要因が重視される状況とは、過去から現在までの事態であるのか、今後予想される傾向なのかによって、学費改定の切迫度や緊急度は異なる。大幅な支出超過が既に進行しており、学費改定による収入増加の必要度が高い段階においては、学費の今後の改定を検討して翌年度以降に実施するようでは間に合わない。学費の改定には時間差があり、年次進行を待たなければ収入は増加しない。これまでの財務の動向を厳しく認識して今後の学生数やST比などの推移を見積もり、先行き財政困難とならないような学費水準をシミュレートして学費を改定する必要がある。長期的、段階的に学費を改定することが望まれる。足元が厳しくなってからの学費の改定では時機を失するだけでなく、大学財政の長期的な悪化を招く。

【参考資料1】

表1 国立大学と私立大学の授業料等の推移(総額と前年比)

年度	西暦	国立大学					私立大学						国私格差		
		授業料	入学科	初年次 納付額	前年比	4年間 納付額	授業料	入学科	施設整備費	実験実習料 等	初年次 納付額	前年比	4年間 納付額	初年次 納付額	4年間 納付額
S50	1975	36000	50000	86,000		194,000	182677	95584	94,506		372,767		1,204,316	4.33	6.21
S51	1976	96000	50000	146,000	69.8%	434,000	221844	121888	103,041		446,773	19.9%	1,421,428	3.06	3.28
S52	1977	96000	60000	156,000	6.8%	444,000	248066	135205	110,254		493,525	10.5%	1,568,485	3.16	3.53
S53	1978	144000	60000	204,000	30.8%	636,000	286568	157019	135,854		579,441	17.4%	1,846,707	2.84	2.90
S54	1979	144000	80000	224,000	9.8%	656,000	325198	175999	147,440		648,637	11.9%	2,066,551	2.90	3.15
S55	1980	180000	80000	260,000	16.1%	800,000	355156	190113	159,621		704,890	8.7%	2,249,221	2.71	2.81
S56	1981	180000	100000	280,000	7.7%	820,000	380253	201611	174,330		756,194	7.3%	2,419,943	2.70	2.95
S57	1982	216000	100000	316,000	12.9%	964,000	406261	212650	182,426		801,337	6.0%	2,567,398	2.54	2.66
S58	1983	216000	120000	336,000	6.3%	984,000	433200	219428	196,242		848,870	5.9%	2,737,196	2.53	2.78
S59	1984	252000	120000	372,000	10.7%	1,128,000	451722	225820	201,385		878,927	3.5%	2,838,248	2.36	2.52
S60	1985	252000	120000	372,000	0.0%	1,128,000	475325	235769	204,277		915,371	4.1%	2,954,177	2.46	2.62
S61	1986	252000	150000	402,000	8.1%	1,158,000	497826	241275	207,376		946,477	3.4%	3,062,083	2.35	2.64
S62	1987	300000	150000	450,000	11.9%	1,350,000	517395	245263	208,386		971,044	2.6%	3,148,387	2.16	2.33
S63	1988	300000	180000	480,000	6.7%	1,380,000	539591	251124	208,823		999,538	2.9%	3,244,780	2.08	2.35
H01	1989	339600	185400	525,000	9.4%	1,543,800	570584	256600	207,932		1,035,116	3.6%	3,370,664	1.97	2.18
H02	1990	339600	206000	545,600	3.9%	1,564,400	615486	266603	177,072		1,059,161	2.3%	3,436,835	1.94	2.20
H03	1991	375600	206000	581,600	6.6%	1,708,400	641608	271151	163,665		1,076,424	1.6%	3,492,243	1.85	2.04
H04	1992	375600	230000	605,600	4.1%	1,732,400	668460	271948	166,503		1,106,911	2.8%	3,611,800	1.83	2.08
H05	1993	411600	230000	641,600	5.9%	1,876,400	688046	275824	172,850		1,136,720	2.7%	3,719,408	1.77	1.98
H06	1994	411600	260000	671,600	4.7%	1,906,400	708847	280892	183,725		1,173,464	3.2%	3,851,180	1.75	2.02
H07	1995	447600	260000	707,600	5.4%	2,050,400	728365	282574	182,028		1,192,967	1.7%	3,924,146	1.69	1.91
H08	1996	447600	270000	717,600	1.4%	2,060,400	744733	287581	186,035		1,218,349	2.1%	4,010,653	1.70	1.95
H09	1997	469200	270000	739,200	3.0%	2,146,800	757158	288471	193,907		1,239,536	1.7%	4,092,731	1.68	1.91
H10	1998	469200	275000	744,200	0.7%	2,151,800	770024	290799	191,040		1,251,863	1.0%	4,135,055	1.68	1.92
H11	1999	478800	275000	753,800	1.3%	2,190,200	783298	290815	198,982		1,273,095	1.7%	4,219,935	1.69	1.93
H12	2000	478800	277000	755,800	0.3%	2,192,200	789659	290691	203,150		1,283,500	0.8%	4,261,927	1.70	1.94
H13	2001	496800	277000	773,800	2.4%	2,264,200	799973	286528	201,980		1,288,481	0.4%	4,294,340	1.67	1.90
H14	2002	496800	282000	778,800	0.6%	2,269,200	804367	284828	202,574		1,291,769	0.3%	4,312,592	1.66	1.90
H15	2003	520800	282000	802,800	3.1%	2,365,200	807413	283306	202,330		1,293,049	0.1%	4,322,278	1.61	1.83
H16	2004	520800	282000	802,800	0.0%	2,365,200	817952	279794	204,448		1,302,194	0.7%	4,369,394	1.62	1.85
H17	2005	535800	282000	817,800	1.9%	2,425,200	830583	280033	195,340		1,305,956	0.3%	4,383,725	1.60	1.81
H18	2006	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	836297	277262	194,761		1,308,320	0.2%	4,401,494	1.60	1.81
H19	2007	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	834751	273564	190,410		1,298,725	-0.7%	4,374,208	1.59	1.80
H20	2008	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	848178	273602	187,281	144,014	1,453,075	11.9%	4,991,494	1.78	2.06
H21	2009	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	851621	272169	188356	142,713	1,454,859	0.1%	5,002,929	1.78	2.06
H22	2010	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	858265	268924	188477	141,887	1,457,553	0.2%	5,023,440	1.78	2.07
H23	2011	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	857763	269481	187007	138,561	1,452,813	-0.3%	5,002,805	1.78	2.06
H24	2012	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	859367	267608	188907	127,215	1,443,097	-0.7%	4,969,564	1.76	2.05
H25	2013	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	860266	264417	187907	121,739	1,434,329	-0.6%	4,944,065	1.75	2.04
H26	2014	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	864384	261089	186171	123,352	1,434,996	0.0%	4,956,717	1.75	2.04
H27	2015	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	868447	256069	184446	129,609	1,438,571	0.2%	4,986,077	1.76	2.06
H28	2016	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	877735	253461	185620	127,151	1,443,967	0.4%	5,015,485	1.77	2.07
H29	2017	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	900093	252030	181294	122,311	1,455,729	0.8%	5,066,822	1.78	2.09
H30	2018	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	904146	249985	181902	124,743	1,460,776	0.3%	5,093,149	1.79	2.10
R01	2019	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	911716	248813	180194	125,807	1,466,530	0.4%	5,119,681	1.79	2.11
R02	2020	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	927705	247052	181466	123,969	1,480,192	0.9%	5,179,612	1.81	2.14
R03	2021	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	930943	245951	180186	125,885	1,482,964	0.2%	5,194,007	1.81	2.14
R05	2023	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	959205	240806	165271	112,058	1,477,339	-0.4%	5,186,942	1.81	2.14
R07	2025	535800	282000	817,800	0.0%	2,425,200	968069	240365	172550	126,664	1,507,647	2.1%	5,309,497	1.84	2.19

第3章. 私立大学の独自の学生支援制度の状況と課題

西井 泰彦 (私学高等教育研究所)

はじめに

日本における大学等の学生の奨学事業を実施している公的で中心的な団体は日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）であり、それ以外には、各大学、地方自治体のほか公益団体、医療関係機関、個人、企業等の奨学金事業団体がある。学生支援機構はこれらの団体が実施した奨学事業の状況を調査し、その実態調査報告書を HP 上で公開している。この実態調査は 3 年ごとに実施されてきたが、2019(令和元)年度の調査をもって廃止された。

ただし、国公立大学等の奨学支援制度については、学生支援機構の HP 上に各大学等からの報告に基づく「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」の情報が公開されており、国内の大学、短期大学が行う学内奨学金、授業料等の減免・徴収猶予制度及び地方公共団体等が行う国内向け奨学金制度の直近のデータが個別及び一括で取得できる。

→ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>

本稿は、これらの学生支援機構の調査情報を参考にして、当研究所が 2025 年 10 月に実施した私立大学へのアンケート調査結果を踏まえて、私立大学における学生支援制度の状況と課題についてまとめたものである。

(1) 奨学事業の全体規模

学生支援機構の2019年度の奨学事業に関する実態調査報告によると、奨学事業の実施団体数は次表のとおりであり、奨学金制度を有していると回答した団体は3,809団体であった。実施している団体の中の学校数は1,521校で、うち大学数は国公立の合計で612校、私立大学数は480校である。同年度の私立大学の総数は607校であったので、奨学金制度を有している私立大学の割合は79.0%となる。

→ https://www.jasso.go.jp/statistics/shogakukin_jittai/2019.html

表2-1 実施団体数

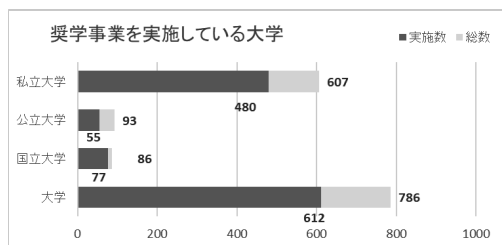
区分	学校 (内訳は表2-2)	地方公共 団体	奨学金事業団体				計
			公益団体	医療関係 機関	営利法人	個人・ その他	
令和元年度 (A)	(39.9%) 1,521	(28.9%) 1,100	(18.2%) 695	(11.0%) 419	(1.0%) 37	(1.0%) 37	(100.0%) 3,809

表2-2 実施団体数(学種別)

区分	大学	短期大学	高等専門 学校	専修学校	計
計	(40.2%) 612	(14.4%) 219	(1.6%) 24	(43.8%) 666	(100.0%) 1,521
国立	77	-	22	6	105
公立	55	8	0	20	83
私立	480	211	2	640	1,333
学校基本調査 における学校数	786	326	57	3,137	4,306
奨学金制度を有し ている学校の割合	77.9%	67.2%	42.1%	21.2%	35.3%

※表2-2は表2-1の「学校」の内訳。

()内は「計」に占める構成比



この 2019 年度の実態調査報告書では、大学を含む奨学事業団体が実施している大学及び大学院の奨学生総数は 169,502 人で、大学が実施している大学及び大学院の奨学生総数は 108,418 人である。大学及び大学院に対する奨学事業の総額は 689.4 億円、うち大学が実施している奨学事業額は 355.8 億円であり、その内訳は給付 309.0 億円で、給付分が 9 割弱であった。一方、学生支援機構の本体が実施している奨学金制度の大学・大学院の奨学生数は 2019 年度時点で 998,580 人、事業額は 7,552.7 億円である。給付奨学金よりも貸与奨学金の比重が大きく、後者が約 9 割程度を占めている。なお、この報告書では奨学生数や奨学事業額の国公私立大学ごとの区分は不明である。

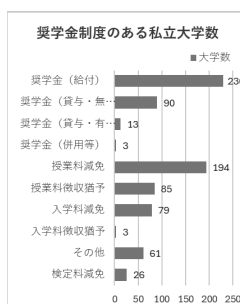
表 5-1 実施団体区別・支給対象学種別 奨学生数 (単位: 人、団体、制度) 《参考》

区分	奨学金実施団体							日本学生支援機構	合計	平成28年度実施団体分
	学校	地方公共団体	奨学金実施団体				計			
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他				
大学院	(13.1%) 18,295	(0.1%) 150	(2.2%) 4,249	(1.0%) 150	(44.2%) 134	(3.1%) 17	(5.1%) 22,995	(4.2%) 53,660	(4.4%) 76,655	(4.7%) 22,562
大学 (大学院を除く)	(64.5%) 90,123	(20.0%) 21,771	(15.7%) 29,778	(32.1%) 4,605	(33.0%) 100	(23.8%) 130	(32.3%) 146,507	(74.4%) 944,920	(63.3%) 1,091,427	(30.4%) 145,755

(2) 私立大学の奨学金制度の内容

学生支援機構のHP上には、2024 (令和6) 年度又は2025 (令和7) 年度に募集中の各大学の奨学金制度の概要が各大学からの報告に基づいて掲載されている。ここから、私立大学における奨学事業の種類別の制度の状況等を把握することができる。奨学事業の種類別の大学数及び件数は次のとおりである。

奨学制度	大学数	大学割合	件数
奨学金 (給付)	230	78.8%	1,412
奨学金 (貸与・無利子)	90	30.8%	154
奨学金 (貸与・有利子)	13	4.5%	28
奨学金 (併用等)	3	1.0%	3
授業料減免	194	66.4%	626
授業料徴収猶予	85	29.1%	102
入学金減免	79	27.1%	155
入学金徴収猶予	3	1.0%	3
その他	61	20.9%	104
検定料減免	26	8.9%	39
実施校数	292	100.0%	2,626
	784(延数)		

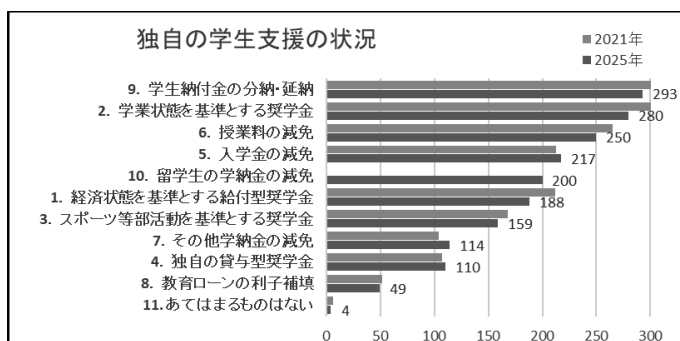


2025 年度の私立大学数は 624 校であるが、給付制の奨学金を実施している私立大学数は報告総数 292 校中の 230 校であり、実施校の中の約 8 割の学校が給付制を実施している。奨学事件数は 1,412 件で最多である。貸与制の奨学金については実施校が 106 校で約 3 割強である。そのうち無利子とする大学が 90 校、有利子が 13 校、併用が 3 校となっており、無利子の貸与とする大学が殆どである。このほか、授業料減免が 194 大学、626 件あり、実施校の 3 分の 2 を占める。入学金の減免は 79 校で 155 件である。授業料の徴収を猶予する大学も 85 校で 3 割程度ある。これらの内訳については後記の(6)で検討を行う。

(3) 独自の学生支援制度の状況 (Q6)

当研究所では、私立大学が独自に実施している奨学金制度について、前回（2021年）に引き続いて今回（2025年）も独自の奨学制度をもつ大学数の調査を実施した。学生支援機構の奨学事業の種類との区分とは多少異なっているが、今回と前回のアンケート結果は次のとおりであり、両者の調査結果にはそれほど大きな変化はない。特徴点を示すと次のとおりである。

独自の学生支援制度	2025年	割合	2021年	割合
9. 学生納付金の分納・延納	293	80.1%	313	78.4%
2. 学業状態を基準とする奨学金	280	76.5%	302	75.7%
6. 授業料の減免	250	68.3%	265	66.4%
5. 入学金の減免	217	59.3%	213	53.4%
10. 留学生の学納金の減免	200	54.6%	-	-
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	188	51.4%	212	53.1%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	159	43.4%	168	42.1%
7. その他学納金の減免	114	31.1%	104	26.1%
4. 独自の貸与型奨学金	110	30.1%	107	26.8%
8. 教育ローンの利子補填	49	13.4%	52	13.0%
11. あてはまるものはない	4	1.1%	6	1.5%
調査大学数	366	100.0%	399	100.0%



学納金の分割・延納が最も多く、調査校の8割程度の293校に達している。前回も最多で、8割近くを占めていた。次に、奨学金を支給する大学もかなりあり、学業基準の奨学金給付は280校、経済状態の基準による給付は188校、スポーツ活動基準は159校と、それぞれ7割から5割前後の割合となっている。前回と同様に多くの大学で実施している。授業料又は入学金を減免する大学はそれぞれ250校、217校と200校を超え、半数以上の大学が実施しており、前回と同様である。その他の学納金の減免を行っている大学も114校で3割程度ある。今回調査に加えた留学生に対する奨学金については半数以上の200校が実施していることに注目される。その他の減免、貸与型の奨学金、教育ローンの利子補填などの支援事業を行っている大学も前回と同様に合わせて270校ほどもある。

以上のように私立大学においては、修学支援新制度の導入以降においても多種多様な学生支援制度を実施しており、修学支援新制度の対象とならない学生を主として独自の支援を実施していることと認識できる。

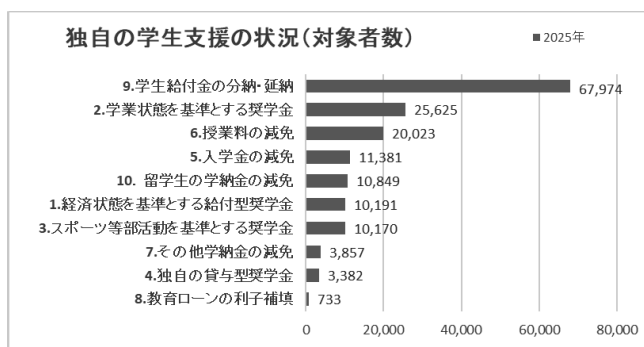
(4) 独自の学生支援制度の規模別の状況 (Q7)

当研究所のアンケート調査結果による学生支援制度の集計大学全体の区分ごとの対象者数を前回の調査と比較すると次の図表のとおりである。調査した実施大学数が異なるが、前回調査に比べて、授業料の減免、経済状態を基準とする給付型奨学金、その他の学納金の減免及び教育ローンの利子補填の対象人数や対象者割合が減少している。修学支援新制度の影響であると見られる。

前問のQ6では奨学制度の実施大学数を調べたが、本問の対象者数では、区分上では

大学数と同様な傾向が現われている。ただし、学納金の分納・延納が大学数では8割を超えていたが、対象者数では4割程度である。小規模校では元々人数が大規模校より少ないためである。学業状態による奨学金の対象者数は15%程度、授業料の減免が12%である。このほかの区分である、入学金の減免、留学生の学納金の減免、経済状態による給付金、部活動奨学金の対象者が、全対象者数のそれぞれ6%強の割合となっている。

独自の学生支援制度の全体平均	2025年	対象者割合	学生総数比	2021年	対象者割合
9.学生給付金の分納・延納	67,974	41.4%	5.9%	71,574	37.1%
2.学業状態を基準とする奨学金	25,625	15.6%	2.2%	29,825	15.5%
6.授業料の減免	20,023	12.2%	1.7%	33,825	17.4%
5.入学金の減免	11,381	6.9%	1.0%	13,154	6.8%
10.留学生の学納金の減免	10,849	6.6%	0.9%	-	-
1.経済状態を基準とする給付型奨学金	10,191	6.2%	0.9%	18,968	9.8%
3.スポーツ等部活動を基準とする奨学金	10,170	6.2%	0.9%	10,713	5.5%
7.その他学納金の減免	3,857	2.3%	0.3%	8,699	4.5%
4.独自の貸与型奨学金	3,382	2.1%	0.3%	3,331	1.7%
8.教育ローンの利子補填	733	0.4%	0.1%	3,139	1.6%
対象者計	164,185	100.0%	14.3%	193,028	100.0%
学生総数	1,147,408				
学校数	356			399	

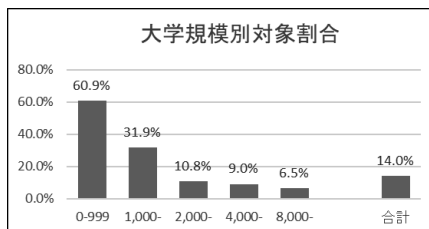


(5) 奨学事業の制度の大学規模別の状況 (Q7)

奨学事業の対象となっている大学をその学生数規模で分類し、規模ごとの奨学事業の対象者数とその割合を示したものが次の図表である。学生規模が小さい大学ほど奨学事業の対象者の割合が高くなっており、小規模校では6割に達する。大規模校は6%程度と非常に低い。

大学規模別の奨学事業の対象者数

学校規模	大学数	該当者数	学生総数	対象割合
0-999	122	42,689	70,074	60.9%
1,000-	89	41,445	130,031	31.9%
2,000-	64	19,728	182,661	10.8%
4,000-	47	23,879	263,880	9.0%
8,000-	34	32,410	500,762	6.5%
合計	356	160,149	1,147,408	14.0%



これらの学生規模別の奨学事業の種類別の対象者数の図表は後記のとおりで、その特徴点を示すと次のようになる。

① 学生納付金の分納・延納

学生納付金の分納・延納については、学生規模の各区分においても最も多くの対象者数となっているが、その割合は小規模校から4千人未満の中規模校までは30%強であるが、4千人以上の大規模校は50%を超えており、学生総数の半分以上の学生の分納等を実施している。大規模校では分納・延納の比重が高いためその他の区分の比重も、学生規模の拡大に応じて低下する結果となる。学生総数に対する割合は、2千人未満の小規模校では2割から1割台であるが、中・大規模校では3%台から4%台となる。

② 学業状態を基準とする奨学金

学業状態を基準とする奨学金は2番目のところが多い。4千人以下の大学では対象数に対する割合は18%前後となっている。4千人以上の大学では10%から14%程度である。学生総数に対する割合を見ると、1千人未満の小規模校では1割を超えるが、規模が拡大するにつれて低下し、8千人に以上校では1%以下となる。

③ 授業料減免

授業料減免では、小・中規模校では1千人未満と2千人台が13%程度で多い。1千人台が18%と多少高い。中大規模校の4千人以上は10%、8千人以上は5%と低くなっている。規模が拡大するにつれて対象割合は減少する傾向がある。

④ 経済状態を基準とする給付型奨学金

経済状態を基準とする給付型奨学金は全体的に中規模以下の大学では対象数の割合は3%から5%程度であり、その順位も7番目以下と低い。一方、大規模校では、4千人以上では7%となり、8千人以上では12%ほどで3番目となる。学生総数に対する割合は小規模校の方がむしろ高い。

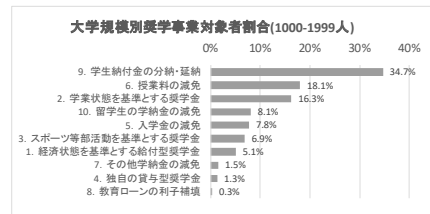
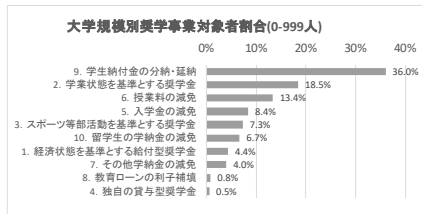
⑤ 留学生の学納金の減免

このほか今回の調査で追加した項目区分である留学生の学納金の減免にも注目させられる。奨学事業の対象者の割合を見ると、小規模校では7%から9%程度を占めているが、4千人以上校では5%から4%程度と低いレベルとなっている。学生総数に占め

る割合も大規模校になるほど低くなっている。

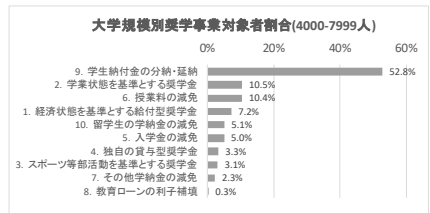
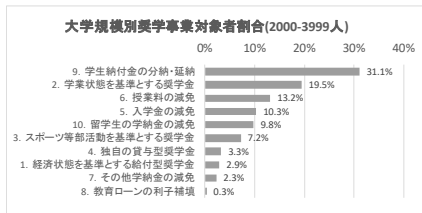
学生数規模(0-999人)	人数	総数比	対象比
9. 学生納付金の分納・延納	15,388	21.96%	36.0%
2. 学業状態を基準とする奨学金	7,882	11.25%	18.5%
6. 授業料の減免	5,714	8.15%	13.4%
5. 入学金の減免	3,592	5.13%	8.4%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	3,120	4.45%	7.3%
10. 留学生の学納金の減免	2,841	4.05%	6.7%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	1,859	2.65%	4.4%
7. その他学納金の減免	1,711	2.44%	4.0%
8. 教育ローンの利子補填	354	0.51%	0.8%
4. 独自の貸与型奨学金	229	0.33%	0.5%
対象者計	42,689	60.9%	
学生総数	70,074	100.0%	
校数	122		

学生数規模(1000人-1999人)	人数	総数比	対象比
9. 学生納付金の分納・延納	14,373	11.05%	34.7%
6. 授業料の減免	7,482	5.75%	18.1%
2. 学業状態を基準とする奨学金	6,741	5.18%	16.3%
10. 留学生の学納金の減免	3,355	2.58%	8.1%
5. 入学金の減免	3,213	2.47%	7.8%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	2,844	2.19%	6.9%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	2,115	1.63%	5.1%
7. その他学納金の減免	640	0.49%	1.5%
4. 独自の貸与型奨学金	553	0.43%	1.3%
8. 教育ローンの利子補填	130	0.10%	0.3%
対象者計	41,445	31.9%	
学生総数	130,031	100.0%	
校数	89		

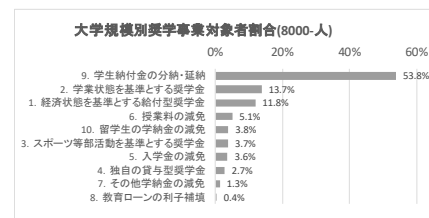


学生数規模(2,000-3,999人)	人数	総数比	対象比
9. 学生納付金の分納・延納	6,140	3.36%	31.1%
2. 学業状態を基準とする奨学金	3,843	2.10%	19.5%
6. 授業料の減免	2,597	1.42%	13.2%
5. 入学金の減免	2,040	1.12%	10.3%
10. 留学生の学納金の減免	1,933	1.06%	9.8%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	1,427	0.78%	7.2%
4. 独自の貸与型奨学金	650	0.36%	3.3%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	574	0.31%	2.9%
7. その他学納金の減免	463	0.25%	2.3%
8. 教育ローンの利子補填	63	0.03%	0.3%
対象者計	19,728	10.80%	
学生総数	182,661	100.0%	
校数	64		

学生数規模(4,000-7,999人)	人数	総数比	対象比
9. 学生納付金の分納・延納	12,613	4.78%	52.8%
2. 学業状態を基準とする奨学金	2,497	0.95%	10.5%
6. 授業料の減免	2,493	0.94%	10.4%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	1,719	0.65%	7.2%
10. 留学生の学納金の減免	1,224	0.46%	5.1%
5. 入学金の減免	1,202	0.46%	5.0%
4. 独自の貸与型奨学金	793	0.30%	3.3%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	733	0.28%	3.1%
7. その他学納金の減免	538	0.20%	2.3%
8. 教育ローンの利子補填	69	0.03%	0.3%
対象者計	23,879	9.05%	
学生総数	263,860	100.0%	
校数	47		



学生数規模(8,000-)	人数	総数比	対象比
9. 学生納付金の分納・延納	17,450	3.48%	53.8%
2. 学業状態を基準とする奨学金	4,448	0.89%	13.7%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	3,838	0.77%	11.8%
6. 授業料の減免	1,643	0.33%	5.1%
10. 留学生の学納金の減免	1,247	0.25%	3.8%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	1,199	0.24%	3.7%
5. 入学金の減免	1,167	0.23%	3.6%
4. 独自の貸与型奨学金	890	0.18%	2.7%
7. その他学納金の減免	412	0.08%	1.3%
8. 教育ローンの利子補填	117	0.02%	0.4%
対象者計	32,410	6.47%	
学生総数	500,762	100.0%	
校数	34		



(6) 奨学事業の制度の種類の内訳

奨学事業の制度には大学ごとに異なる様々な種類とパターンがある。奨学制度の区分ごとの実施大学数や対象数を研究所のアンケートで調査し整理したが、それぞれの奨学事業の内容までは把握できない。このため、学生支援機構の HP 上に報告されている各私立大学の奨学事業の状況を一括して集約したデータ表から、それぞれの制度の種類ごとの内容を、支給額の区分や対象条件の区分などで分類すると次のようになる。ただし、大学からの報告自体が必ずしも一様ではなく、重複している部分もある。各学校の数多くのデータを適宜に区分整理し、ここでは生成系 AI によって件数を集計したため、その分類及び件数等は正確であるとは言えないが、私立大学の奨学事業の多様な制度の概略を認識するうえで参考となる。これらの奨学支援制度の支援策の対象、方法、条件及び支援の程度は様々である。効果的な奨学制度の方策が望まれる。

① 給付型

給付奨学金について、その金額の大小で区分すると次のようになっている。20 万円以下と 50 万円以下が多い。給付対象とする内容で区分すると学費減免や定額給付が多いが、様々な条件等によって給付の内容を定めている例も多く見られる。

【金額区分別件数】

A : 100 万円超	34 件
B : 50~100 万円	118 件
C : 20~50 万円	286 件
D : 5~20 万円	402 件
E : 5 万円以下	96 件

【内容区分別件数】

F : 学費減免	512 件
G : 定額給付	468 件
H : 留学・研修支援	184 件
I : 利子補給	42 件
J : 条件判断	137 件

② 授業料減免型

授業料を免除する場合に最も多いのが半額免除で、全額、一部免除の順となっている。それぞれ1年だけの場合と、在学中の場合などで差異がある。段階的に減免額を決定する場合や、減免の金額を固定する場合もある。授業料と入学金の両者又は一部を減免する場合と、それ以外の学納金も減免する場合もある。減免する期間の長短で限定する場合もある。

A : 全額免除 (1年・4年)	120 件
B : 半額免除 (1年・学期)	150 件
C : 一部免除 (25%・1/3 等)	85 件
D : 段階免除 (複数選択)	95 件
E : 金額固定 (〇円減免)	140 件

F : 入学金免除	25 件
G : 入学金&授業料免除	90 件
H : 施設費等の免除	75 件
I : 被災状況で決定	60 件
J : 期間・学期限定	70 件

③ 入学金免除型

入学金を免除する場合に最も多いのが 10 万円から 30 万円で、入学金の全額又は半額に相当すると見られる。全額免除の件数が多い。辞退者への返還の例もある。

A : 40 万円超	7 件
B : 30~40 万円	4 件
C : 20~30 万円	17 件
D : 10~20 万円	13 件

F : 全額免除	42 件
G : 半額免除	28 件
H : 一部免除	21 件
I : 相当額返還	11 件

E : 10 万円以下 7 件 J : 条件で決定 9 件

④ 授業料徴収猶予型

授業料の徴収を猶予するケースもある。これらを区分すると次のようなものがある。

A : 納入期限の延期・猶予 34 件 D : 申請・要件審査 21 件
 B : 分割納付 18 件 E : 災害・家計急変等 17 件
 C : 延納 + 分納の双方 52 件

⑤ その他の給付免除型

A : 成績優秀・特待生 30 件 D : 卒業生子女、在学生兄弟姉妹等 8 件
 B : 経済支援・家計急変 16 件 E : 資格・部活・留学、地域、寮等 25 件
 C : 災害被災者支援 12 件

⑥ 検定料減免型

入学検定料を免除する場合には次のようなものがある。

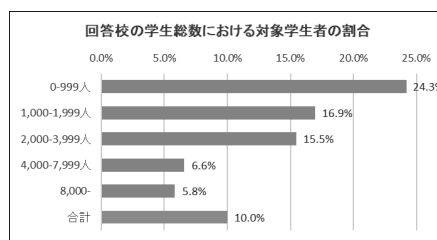
A : 災害被災者支援 24 件 D : 特定地域限定対象 2 件
 B : 卒業生子女・兄弟姉妹 5 件 E : 活動実績・参加特典等 25 件
 C : 併願・再受験・同時出願 6 件

(7) 2024 年度の独自の学生支援制度の規模別の費用と対象人数 (Q8)

当研究所の今回のアンケート調査から、大学の学生規模別に学生支援制度の費用の総額をそれぞれの大学数と対象学生数で除した一大学当たりの費用と学生一人当たりの費用額等を算出したものが次の図表である。

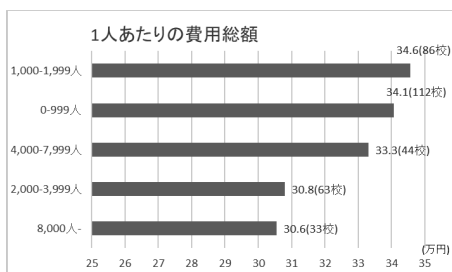
第一に、学生規模別の大学数と対象学生数は次のようになっており、学生総数に対する割合は、1 千人未満の小規模大学では 24%ほどを占めているが、大学の学生規模の拡大に応じてその割合は減少し、8 千人以上の大学では 6%以下となる。小規模校の方が奨学事業対象の学生数が割合的に高い状況にある。

規模	大学数	費用総額	学生総数	対象人数	%
0-999人	112	5,415,801,289	65,519	15,891	24.3%
1,000-1,999人	86	7,399,306,908	126,284	21,399	16.9%
2,000-3,999人	63	8,545,250,287	179,261	27,738	15.5%
4,000-7,999人	44	5,450,456,540	249,242	16,358	6.6%
8,000-	33	8,295,008,014	465,535	27,146	5.8%
合計	338	35,105,823,038	1,085,841	108,532	10.0%



第二に、大学規模別の費用を大学数又は学生数で除した一大学当たりの費用と学生一人当たりの費用は次のとおりである。学生一人当たり費用は 1 千人未満の大学では 34 万円程度、2 千人以上大学が約 30 万円、4 千人以上大学では 33 万円、8 千人以上大学が 30 万円となっている。小規模校の方が一人当たりの費用をやや高くしている。

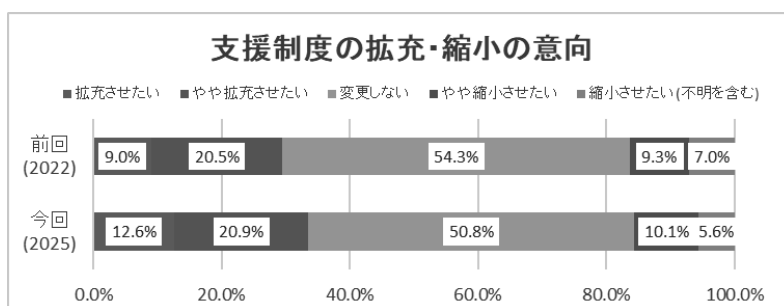
学生総数	独自の学生支援制度費用総額 (万円)		有効回答 校数
	1校当りの費用 総額	1人当りの費用 総額	
0-999人	4,836	34.1	112
-1,999人	8,604	34.6	86
-3,999人	13,564	30.8	63
-7,999人	12,387	33.3	44
8,000人-	25,136	30.6	33
合計	10,386	32.3	338



(8) 独自の学生支援制度の今後の見通し (Q9)

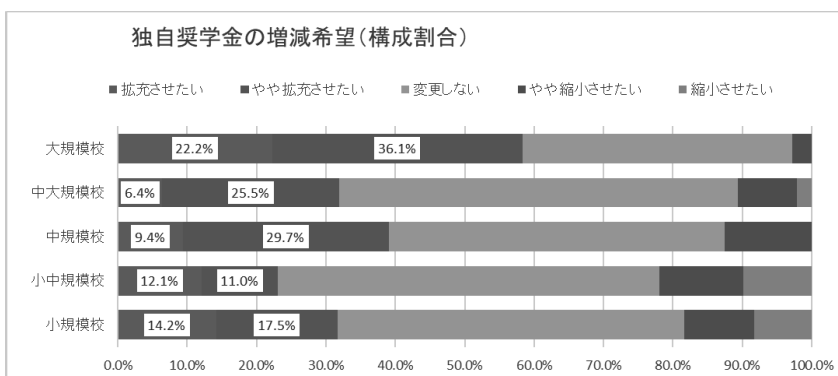
各大学独自の学生支援制度の今後について拡充又は縮小させるかどうかの意向を聴取した質問に対して、拡充又はやや拡充したいとの回答は、前回の2022年と比べると、構成比で合わせて29.5%から33.5%へと増加し、変更しないとの回答が54.3%から50.8%へと縮小した。縮小又はやや縮小したいとの回答は16%台で変わらない。

「独自の学生支援制度」の取り組み	今回(2025)		前回(2022)	
	校数	割合	校数	割合
拡充させたい	45	12.6%	36	9.0%
やや拡充させたい	75	20.9%	82	20.5%
変更しない	182	50.8%	217	54.3%
やや縮小させたい	36	10.1%	37	9.3%
縮小させたい(不明を含む)	20	5.6%	28	7.0%
計	358	100.0%	400	100.0%



今回の2025年の状況を大学の学生規模別に区分したものが次の図表である。拡充させたいとの意向が大きいところは大規模校の21校であり、半数を超える。中大規模及び中規模の大学も4割程度が拡充希望であるが、小中規模及び小規模の大学の拡充の意向を示したのは2、3割にとどまる。

規模別分析		0-999	1000-	2000-	4000-	8000-		
No	区分	小規模校	小中規模校	中規模校	中大規模校	大規模校	計	割合
1	拡充させたい	17	11	6	3	8	45	12.6%
2	やや拡充させたい	21	10	19	12	13	75	20.9%
3	変更しない	60	50	31	27	14	182	50.8%
4	やや縮小させたい	12	11	8	4	1	36	10.1%
5	縮小させたい	10	9	0	1	0	20	5.6%
	合計	120	91	64	47	36	358	100.0%



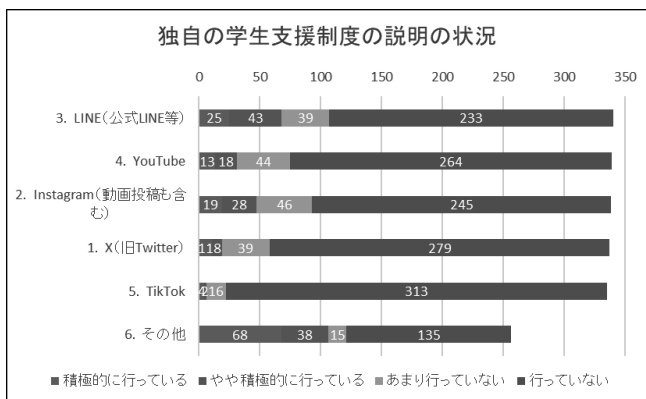
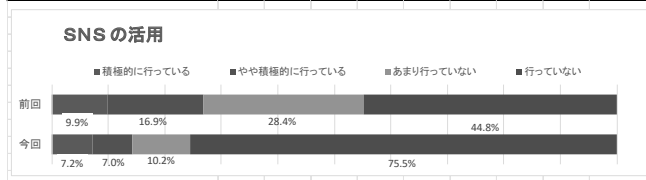
(9) 独自の学生支援制度の説明を行っている媒体 (Q10)

大学独自の学生支援制度の広報媒体として SNS の活用状況を調査した結果は次のようになった。前回と比較すると、「行っていない」との回答が前回の45%から今回は76%と大きく増加した。SNS を使った広報は受験者、学生、学費支弁者にあまり効果的でないと考えられたために減少したとも考えられる。

それぞれの媒体の活用状況を回答校数の構成比でグラフ化すると下図のようになる。このうち積極的又はやや積極的なものの割合を見ると、LINE が最も高く、併せて20%程度である。Instagram や You Tube もあるが、10%ほどである。

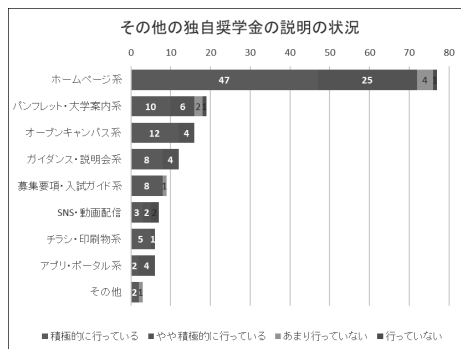
区分	積極的に行っている	%	やや積極的に行っている	%	あまり行っていない	%	行っていない	%	回答校数
3. LINE(公式LINE等)	25	7.4%	43	12.6%	39	11.5%	233	68.5%	340
4. YouTube	13	3.8%	18	5.3%	44	13.0%	264	77.9%	339
2. Instagram(動画投稿も含む)	19	5.6%	28	8.3%	46	13.6%	245	72.5%	338
1. X(旧Twitter)	11	3.3%	8	2.4%	39	11.6%	279	82.8%	337
5. TikTok	4	1.2%	2	0.6%	16	4.8%	313	93.4%	335
6. その他	68	26.6%	38	14.8%	15	5.9%	135	52.7%	256
今回計(回答校数合計)	140	7.2%	137	7.0%	199	10.2%	1469	75.5%	1945

前回計(回答校数)	38	9.9%	65	16.9%	109	28.4%	172	44.8%	384
-----------	----	------	----	-------	-----	-------	-----	-------	-----



SNS 以外のその他の説明方法についてその内容に注目すると、次のようになる。ホームページによって積極的に広報を行っているところが多い。数は多くないが、パンフレットやオープンキャンパスなどの多様な方法も取り入れて説明も行っていることが分かる。

その他の説明方法	積極的に 行っている	やや積極的 に行っている	あまり行っ ていない	行ってい ない	計
ホームページ系	47	25	4	1	77
パンフレット・大学案内系	10	6	2	1	19
オープンキャンパス系	12	4			16
ガイダンス・説明会系	8	4			12
募集要項・入試ガイド系	8		1		9
SNS・動画配信	3	2		2	7
チラシ・印刷物系	5	1			6
アプリ・ポータル系	2	4			6
その他	2		1		3
計	97	46	8	4	155



(10) 私立大学の奨学費支出の動向

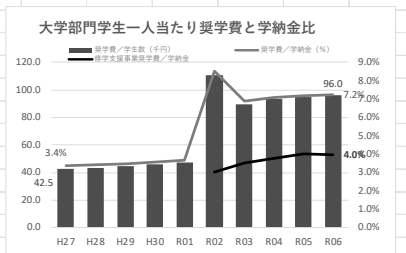
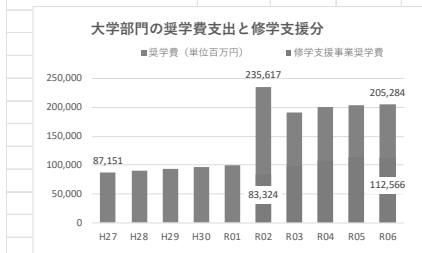
ここまでは私立大学の独自の奨学事業の現況の調査結果を分析してきた。私立大学の奨学事業については国の修学支援新制度に基づく授業料減免補助金が大学を經由して学生に支給されることになり、大学独自の奨学金や学費減免分を合わせて、教育研究経費支出の奨学金支出として計上される。

ついては、この奨学費支出について最近の10年間の動向をまとめ、学生一人当たりの奨学費(ただし全学生数に対する比率)と学納金に対する比率を次の図表にまとめた。

2020年(令和2年)から修学支援新制度による減免制度が開始されたため、これらの金額と比率は急増しているが、それ以前からの大学独自の奨学金を主とする奨学費も年々漸増している。直近年度も僅かずつではあるが増加していることが分かる。様々な奨学事業の結果であるが、有効な奨学事業の今後一層の拡大が期待される。

私立大学部門の資金収支計算書(私学事業団「今日の私学財政」各年度版から)

区分	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
学生数	2,049,968	2,064,018	2,087,475	2,103,951	2,114,944	2,129,936	2,126,951	2,141,746	2,141,671	2,139,300
奨学費(単位百万円)	87,151	89,874	92,789	96,480	100,055	235,617	191,107	200,433	203,468	205,284
修学支援事業奨学費						83,324	98,062	107,030	113,529	112,566
奨学費/学生数(千円)	42.5	43.5	44.5	45.9	47.3	110.6	89.9	93.6	95.0	96.0
奨学費/学納金(%)	3.4%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	8.5%	6.9%	7.1%	7.2%	7.2%
修学支援事業奨学費/学納金						3.0%	3.5%	3.8%	4.0%	4.0%



第4章. 修学支援新制度と私立大学独自学生支援制度の相関分析

小林 雅之 (桜美林大学)

1. 本稿の目的

本稿は、2020年度に創設された「高等教育の修学支援制度」（以下、新制度）が私立大学独自学生支援制度（以下、独自支援）にどのような影響を与えているかを解明することを目的とする。

文部科学省によると新制度受給者は令和4年度（2022年度）で約32万人となっている。家計所得400万円未満の学生数に占める利用率は約56%で、2020年度以降、ようやく給付型奨学金が普及してきたと言える。新制度は授業料減免と給付型奨学金からなる。日本学生支援機構（以下、支援機構）給付奨学金月額は設置者と居住形態（自宅・自宅外）と年収と家族構成によって決定される区分によって異なる。第1区分（住民税非課税世帯）国立大学自宅29,200円、自宅外66,700円、私立大学自宅38,300円、自宅外75,800円と、設置者と自宅・自宅外で大きく異なるのが特徴である。なお、第2区分（住民税非課税世帯に準ずる世帯）は第1区分の3分の2、第3区分は3分の1となる。また、授業料減免は、国立大学で入学金28万円、授業料54万円、私立大学で入学金26万円、授業料70万円となっている。第2区分と第3区分の減額は給付奨学金と同じであるが、私立理工農系大学については、第4区分として私立大学文系との差額が免除される。ただし、授業料減免のみで給付奨学金はない。多子世帯については、所得制限がなく授業料減免が受けられるが、給付奨学金については、第1区分の4分の1の支援が受けられる。このように、極めて複雑な支給方式となっている。

新制度によって、独自支援はどのように変化したか。2つの相反する関係性が考えられる。新制度が、これまでの独自支援を肩代わりする代替関係がある可能性がある。独自支援の予算や受給者数を削減することを可能にするのが代替関係である。これに対して、新制度によって、さらに独自支援を充実させることができる場合あるいは不足分を補填する場合には補完関係が成立していることになる。これらを明らかにすることによって、新制度が大学の独自支援に与えた影響を明らかにする。

2. 検証する仮説

仮説 A（代替関係）：新制度の支援対象者が増えるほど、大学は独自予算や独自支援の受給者数を削減する。

仮説 B（補完関係）：新制度の支援には上限（最高約190万円）があるため、国の支

援者が増えるほど不足分を補うため、あるいは新制度と異なる独自の支援を行うため、独自支援も増える。

3. 分析モデル

独自支援を被説明変数、新制度を説明変数とする通常重回帰分析（OLS）により分析する。いずれの変数も、大学の規模の影響を受けるため、在学者数で除してバイアスを除去した。学生数は「大学の真の実力 2025 情報公開 BOOK（旺文社ムック）」2024 年度を用いた。

被説明変数

- ・各大学独自の学生支援制度の全学生 1 名あたり費用総額（2024 年度）
- ・各大学独自の学生支援制度の全学生あたり対象者数（2024 年度）

説明変数

- ・新制度の全学生あたり受給者数（2024 年度更新確認申請書の対象者数（2023 年度分前期の支援対象者数、家計急変による者を除く）
- ・日本学生支援機構第一種奨学金の全学生あたり採用者数（2022 から 2024 年度の採用決定者数の合計）
- ・学生数

独自支援全学生 1 名あたり額については、全学生に対する平均額であり、独自支援対象者に対する平均額ではない。他の変数については、全学生に対する比率であるから支援率、受給率あるいは採用率といえることができる。また、以下では、変数名に学生あたりを省略し以下の略称を用いる。ただし、独自支援総額については、紛らわしいので、学生あたり額とした。

被説明変数

- ・独自支援学生あたり額
- ・独自支援率

説明変数

- ・新制度受給率
- ・第一種採用率

・学生数

4. 分析の手順

分析に際して、まずデータクリーニングと加工を行った。調査に回答した全国 370 の私立大学のうち、回答に欠損値があった数校を分析から除外した。さらに、被説明変数である独自支援学生あたり額と独自支援率について、標準偏差の 3 倍以上の回答を極端な外れ値として除外した。この結果、有効データ数は、310 校となった。独自支援率については、述べ数となっているため、1 を超えることも理論的にはありえる。しかし、現実には可能性は低いと考え除外した。独自支援学生あたり額についても同様に除外した。この結果分析に用いた変数の記述統計は表 1 の通りである。

表 1 分析に用いた変数の記述統計

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
学生数	310	42	38,029	3,586.0	5,230.5
独自支援学生あたり額	310	0.0	245,291	39,443.7	46,799.3
独自支援率	310	0.0	0.664	0.121	0.131
新制度受給率	310	0.0	0.297	0.108	0.055
第一種採用率	310	0.0	0.519	0.165	0.084

また、調査データは複数年度にわたるものもあり、かつ非常に細分化されていて、詳細な分析が可能であるが、今回は単年度データのみ分析した。説明変数の間に高い相関があることが予想されるため、各変数間の相関行列を作成し、また重回帰分析でも VIF により多重共線性がないか確認した。特に第一種奨学金と第二種奨学金は高い相関があるため、第一種奨学金のみを説明変数とした。新制度についても同様に、2024 年度前期新制度受給率のみ説明変数とした。表 2 に変数の相関表を示した。

表 2 相関表

	独自支援学生 あたり額	独自支援率	新制度受給率	第一種採用率	学生数
独自支援学生あたり額	1	.831**	.197**	0.109	-.212**
独自支援率	.831**	1	.286**	.159**	-.222**
新制度受給率	.197**	.286**	1	.422**	-.280**
第一種採用率	0.109	.159**	.422**	1	-.232**
学生数	-.212**	-.222**	-.280**	-.232**	1

(注) ** 1%水準で有意

独自支援学生あたり額と他の変数の相関係数が正であれば補完、負であれば代替関係を示す。独自支援学生あたり額については、新制度受給率と正の相関があり、補完関係

を示している。独自支援率についても同様に正の相関がある。学生数については、いずれとも負の相関を示し、大学の規模が大きくなるほど、学生一人あたりの独自支援額や独自支援率は減少していることを示している。また、独自支援学生あたり額については、第一種採用率と正の相関がある。ただし、これらは単相関で擬似相関の可能性がある。このため、以上の調整を加えた変数について、通常最小二乗法（OLS）分析を用いて係数を算出した。

5. 分析結果の要約と解釈

重回帰分析の結果、大学独自支援と新制度の関連について、補完関係が明らかになった。表3のように、新制度受給率と独自支援率の間には正の相関が見られた。これは、新制度受給率の高い大学ほど、独自支援率が高い補完関係にあることを示している。つまり、新制度受給者が増えるほど、独自支援対象者も増える傾向にある。これは、大学が国にはできない独自支援や重点的支援を行っていることを示唆する。つまり、新制度対象者の割合が高い大学ほど、それ以外の独自制度を充実させていることを意味する。

また、新制度が厳格な学業要件を設けているため、成績不振などで支援が廃止あるいは停止された学生に対し、大学が独自支援で救済している可能性も示唆する。実際、自由回答などではこうしたケースも多く報告されている。特に、国の減免上限を超える高額な学費の差額の補填、特に医学部、理工系、芸術系など学費が高額な学部では、多額の独自の支援を行っている可能性がある。もう一つの可能性は、大学が「選んだ層」に対して、国にはできない独自の支援を行っていることを示唆している。つまり、学業優秀者・スポーツ特待生などの特定の学生に対する支援を行っている可能性である。また、単相関では有意であった第一種採用率と学生数は有意ではなくなっている。これは他の変数による擬似相関であった可能性を示唆している。

表3 独自支援率の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	0.275	0.115	0.001
第一種採用率	0.030	0.019	0.578
独自支援学生あたり額	2.245E-06	0.803	0.000
学生数	-3.676E-07	-0.015	0.656
調整済み R2 乗	0.000		0.971
F	0.703		
	P<0.001		

a. 従属変数 独自支援率

独自支援学生あたり額とは新制度受給率は単相関では有意の正の相関があった。しかし、表4のように、重回帰分析では有意ではなくなっている。しかも、有意ではないが

負の相関を示している。また、独自支援率と同様、単相間で有意であった第一種採用率と学生数は有意ではなくなっている。これは他の変数による擬似相関であった可能性を示唆している。

表4 独自支援学生あたり額の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	-41769.344	-0.049	0.181
第一種採用率	-7372.128	-0.013	0.707
独自支援率	299764.067	0.838	0.000
学生数	-0.385	-0.043	0.202
① (定数)	10154.271		0.022
調整済み R2 乗	0.690		
F	P<0.001		

a. 従属変数 独自支援学生あたり額

6. 新制度と独自支援のタイプ別の関連

以上の分析は、新制度が独自支援率に正の補完効果があることを示唆している。しかし、これはあくまで各大学の独自支援の全体に関するもので、独自支援には表5に示すように、多くの種類がある。新制度がどのタイプの独自支援に効果があるのか、また、補完関係だけでなく代替関係も見られるのか、これらのタイプ別に、同じように分析を行う。いずれも全学生あたり人数であることは前の分析と同様である。以下の表では、それぞれの変数の独自支援の「支援率」は省略している。

表5 独自支援のタイプ別分析に用いた変数の記述統計

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
経済状態給付型奨学金	310	0.0	76.4	6.5	12.8
学業状態奨学金	310	0.0	381.9	26.7	42.6
スポーツ等奨学金	310	0.0	417.2	16.0	46.7
独自貸与型奨学金	310	0.0	265.9	3.8	21.0
入学金減免	310	0.0	244.4	19.3	35.5
授業料減免	310	0.0	359.6	27.9	56.8
その他学納金減免	310	0.0	203.4	5.6	18.8
教育ローン利子補填	310	0.0	28.6	0.6	2.8
学生納付金分納・延納	310	0.0	1065.7	57.7	97.2
留学生学納金減免	310	0.0	738.6	16.3	59.3

表6のように、単相関で見ると、独自支援学生あたり額に正の相関を示すのは、学業状態奨学金、スポーツ等奨学金、独自貸与型奨学金、入学金減免、授業料減免、その他学納金減免、教育ローン利子低減、留学生学納金減免とかなり多くなっている。他方、経済状態給付型奨学金と学生納付金分納・延納とは相関が見られない。さらに、学生数と負の相関、第一種採用率も関連がないのは先の総額の分析と同様である。

また、独自支援率と正の相関を示すのは、学業状態奨学金、スポーツ等奨学金、入学金減免、授業料減免、その他学納金減免、学生納付金分納・延納、留学生学納金減免と多くなっているが、学生あたり額とやや異なる。経済状態給付型奨学金や独自貸与型奨学金や教育ローン利子低減とは相関が見られないが、学生納付金分納・延納とは正の相関が見られる。他方、学生数と負の相関があるのは先の全体の独自支援率と同様である。また、第一種採用率とは正の相関も負の相関も見られる。ただし、これらの相関係数や独自支援間の相関係数はあまり大きくない。これらは単相関で擬似相関の可能性がある。このため、全体の場合と同様、通常最小二乗法（OLS）分析を用いて係数を算出した。従属変数はそれぞれの独自支援受給率である。

表6 独自支援のタイプ別相関表

	独自支援学 生あたり額	独自支援 給率	新制度受 給率	第一種採 用率	学生数	経済状態 給付型奨 学金	学業状態 奨学金	スポーツ 等奨学金	独自貸与 型奨学金	入学金減 免	授業料減 免	その他学 納金減免	教育ロー ン利子補 填	学生納付金 分納・延納	留学生学 納金減免
独自支援学生あたり額	1	.831**	.197**	0.109	-.212**	-0.006	.446**	.470**	.170**	.214**	.392**	.134*	.129*	0.110	.291**
独自支援率	.831**	1	.286**	.159**	-.222**	0.055	.490**	.446**	0.076	.322**	.366**	.145*	0.077	.153**	.387**
新制度受給率	.197**	.286**	1	.422**	-.280**	0.105	.154**	.194**	-.153**	.319**	.181**	0.096	0.021	.128*	0.035
第一種採用率	0.109	.159**	.422**	1	-.232**	0.062	.129*	.127*	-0.099	.226**	0.013	0.077	-0.033	.112*	0.062
学生数	-.212**	-.222**	-.280**	-.232**	1	0.106	-.112*	-.117*	-0.058	-.208**	-.181**	-0.105	-0.017	-0.097	-0.087
経済状態給付型奨学金	-0.006	0.055	0.105	0.062	0.106	1	0.045	0.003	-0.070	-0.020	-0.049	0.057	-0.041	-0.036	-0.063
学業状態奨学金	.446**	.490**	.154**	.129*	-.112*	0.045	1	.324**	-0.041	0.077	0.052	0.045	.162**	0.057	0.095
スポーツ等奨学金	.470**	.446**	.194**	.127*	-.117*	0.003	.324**	1	-0.033	.155**	0.101	0.073	0.060	0.085	.221**
独自貸与型奨学金	.170**	0.076	-.153**	-0.099	-0.058	-0.070	-0.041	-0.033	1	-0.082	-0.043	-0.040	0.052	0.004	-0.044
入学金減免	.214**	.322**	.319**	.226**	-.208**	-0.020	0.077	.155**	-0.082	1	.278**	.223**	-0.051	0.063	.152**
授業料減免	.392**	.366**	.181**	0.013	-.181**	-0.049	0.052	0.101	-0.043	.278**	1	.163**	-0.033	0.027	.227**
その他学納金減免	.134*	.145*	0.096	0.077	-0.105	0.057	0.045	0.073	-0.040	.223**	.163**	1	0.060	0.042	-0.018
教育ローン利子補填	.129*	0.077	0.021	-0.033	-0.017	-0.041	.162**	0.060	0.052	-0.051	-0.033	0.060	1	-0.050	-0.036
学生納付金分納・延納	0.110	.153**	.128*	.112*	-0.097	-0.036	0.057	0.085	0.004	0.063	0.027	0.042	-0.050	1	.123*
留学生学納金減免	.291**	.387**	0.035	0.062	-0.087	-0.063	0.095	.221**	-0.044	.152**	.227**	-0.018	-0.036	.123*	1

(注) ** 1%水準で有意

まず、経済状態給付型奨学金については、新制度と同様のニードベースの学生支援である。両者は同じ目的なので、代替関係の可能性はある。しかし、表7のように、単相関では関連が見られなかった新制度受給率と正の補完関係が見られる。これは、新制度の不足者分を補填しているか、独自の経済状態給付型支援を行っていることを示している。また、これまで負の相関が見られた学生数について、正の相関が見られる。大規模大学

ほど新制度だけでカバーできない分を補填しているか、独自支援を充実させていることを示唆する。ただし、係数の有意性やモデル全体の適合性はやや低くなっている。

表7 経済状態給付型受給率の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	30.488	0.130	0.043
第一種採用率	6.546	0.043	0.493
独自支援学生あたり額	-1.104E-06	-0.004	0.945
学生数	0.000	0.152	0.012
調整済み R2 乗	0.877		0.686
F	0.020		
	0.038		

a. 従属変数 Q61. 経済状態を基準とする給付型奨学金

授業料の減免についても、表8のように、新制度受給率と正の補完関係にある。授業料減免の基準は必ずしもニードベースとは限らないが、新制度受給率が高いニードベースの支援が厚い大学ほど、様々な支援を行っている可能性を示唆している。学生数は10%水準で有意だが負の相関を示していて、小規模大学の方が、授業料減免が高い可能性を示している。

表8 授業料減免の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	131.109	0.127	0.033
第一種採用率	-67.902	-0.101	0.082
独自支援学生あたり額	0.000	0.358	0.000
学生数	-0.001	-0.092	0.096
調整済み R2 乗	11.357		0.201
F	0.168		
	P<0.001		

a. 従属変数 Q66. 授業料の減免

入学金の減免受給率と新制度受給率については、表9のように、授業料減免と同じように、新制度受給率と正の有意な関連がある。経済状態奨学金や授業料減免と同様、新制度の対象とならない学生層に支援をしている可能性を示唆している。授業料減免と同様、学生数は10%水準で有意だが負の相関を示していて、小規模大学の方が、授業料減

免が高い可能性を示している。

表9 入学金の減免の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	146.019	0.226	0.000
第一種採用率	39.708	0.094	0.112
独自支援学生あたり額	0.000	0.139	0.012
学生数	-0.001	-0.093	0.100
† (定数)	-4.940		0.383
調整済み R2 乗	0.131		
F	P<0.001		

a. 従属変数 Q65. 入学金の減免

以上のニードベースと想定される独自支援に対して、学業状態奨学金については、新制度はニードベースの支援であるのに対して、メリットベースの支援であることから、代替関係はないと考えられる。表10のように、有意な関連は見られない。補完関係も見られないことになる。

表10 学業状態奨学金の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	33.636	0.043	0.455
第一種採用率	32.752	0.065	0.254
独自支援学生あたり額	0.000	0.432	0.000
学生数	5.962E-05	0.007	0.893
† (定数)	1.955		0.764
調整済み R2 乗	0.197		
F	P<0.001		

a. 従属変数 Q62. 学業状態を基準とする奨学金

スポーツ等部活動を基準とする奨学金についても、学業状態奨学金と同様、メリットベースの支援であることから、代替関係はないと考えられる。表11のように、有意な関連は見られない。補完関係も見られないことになる。

表 11 スポーツ等部活動を基準とする奨学金の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	78.191	0.092	0.108
第一種採用率	23.569	0.043	0.447
独自支援学生あたり額	0.000	0.451	0.000
学生数	0.000	0.015	0.784
調整済み R2 乗	-14.590		0.039
F	0.224		P<0.001

a. 従属変数 Q63. スポーツ等部活動を基準とする奨学金

その他の学納金の減免についても、表 12 のように、有意な関連は見られない。補完関係も見られないことになる。

表 12 その他の学納金の減免の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	14.884	0.043	0.499
第一種採用率	7.180	0.032	0.609
独自支援学生あたり額	4.381E-05	0.109	0.063
学生数	0.000	-0.062	0.301
調整済み R2 乗	1.919		0.548
F	0.015		P<0.071

a. 従属変数 Q67. その他学納金の減免

留学生の学納金の減免についても、表 13 のように、入学金の減免受給率と同様、新制度受給率と有意な関連は見られない。補完関係も見られないことになる。

表 13 留学生の学納金の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	-52.846	-0.049	0.432
第一種採用率	31.421	0.045	0.464
独自支援学生あたり額	0.000	0.290	0.000
学生数	0.000	-0.029	0.618
調整済み R2 乗	0.006		0.717
F		P<0.001	

a. 従属変数 Q610. 留学生の学納金の減免

教育ローンの利子補填については、分散分析の有意水準が0.206とモデル自体が有意ではない。また、それぞれの変数の係数もいずれも有意ではない。学納金の分納・延納についても、有意水準は0.058であるが、係数はいずれも有意ではない。このため、これらの表については省略する。

独自の貸与型奨学金については、これまでの傾向と異なり、表14のように、新制度受給率と負の相関が見られる。これは独自の貸与型奨学金と新制度が代替関係にあり、新制度によって、独自の貸与型奨学金を削減できた可能性を示唆している。

表 14 独自の貸与型奨学金の重回帰分析

モデル	非標準化係数 B	標準化係数 ベータ	有意確率
新制度受給率	-72.641	-0.190	0.003
第一種採用率	-14.986	-0.060	0.327
独自支援学生あたり額	8.791E-05	0.196	0.001
学生数	0.000	-0.084	0.153
調整済み R2 乗	0.061		0.001
F		P<0.001	

a. 従属変数 Q64. 独自の貸与型奨学金

7. 結論と今後の課題

今回の分析により、新制度と独自支援率とは正の補完関係にあり、さらにも経済状態給付型奨学金、授業料減免、入学金減免の受給率に対しても正の補完関係が見られた。これに対して、新制度と独自の貸与型採用率は負の代替関係にあるという興味深い関連が明らかになった。私立大学は新制度によって補えない経済状態給付型奨学金や減免に対

する支援を補填している。同時に、独自の貸与型奨学金で削減できた財源を新制度ではカバーできない不足分の補填や自校の特色を出すための独自支援へと戦略的に再配分している可能性が示唆された。

大学独自の貸与型奨学金と新制度が代替関係にあることは、大学独自の貸与型奨学金の役割を再検討する必要性を示唆している。近年、大学独自の貸与型奨学金は減少していると見られる。その要因は、貸与型は未返済問題が常にあり、大学が回収することは困難であることと、支援機構貸与奨学金の拡大により貸与の意味が薄れたことがある。大学の貸与奨学金は無利子の場合が多く、支援機構第一種奨学金の推薦枠が少ない場合には、それなりに意義があったが、第一種奨学金推薦枠が増加したことが一つの要因として考えられる。また、近年までゼロ金利政策のため、支援機構第二種奨学金でも0.1%という低金利のため、無利子の優位性はあまりなくなっていることも別の要因として考えられる。ただし、2023年以降、金利は大幅に上昇傾向にあり、今後の変化は予断を許さない。いずれにせよ、第一種採用率とは有意な関連が見られないことからこの点はさらに慎重に分析する必要がある。今回は分析しなかった第二種採用率との関連も見る必要がある。さらに、今回の分析では、支援機構第一種奨学金の採用率が、独自支援の学生あたり額や受給率だけでなく、各独自支援ともほとんど関連を持たないことが示された。この点についても、今後更なる検証が必要と考えられる。

今後の課題として、データは複数年度にわたり、詳細なデータがあるにもかかわらず、変数間の相関などを考慮した結果、少数の変数の重回帰分析を試みるにとどまった。今後は、この分析を拡張し、代替関係と補完関係がより詳細なレベルで成立しているのか、新制度によってどのように独自支援に影響があったのか、とりわけ、学部別などのより詳細な分析が考えられる。

第5章. 2022-24年度の私立大学における修学支援新制度の受給状況

白川 優治 (千葉大学)

本章は、私学高等教育研究所による2025年の調査結果を用いて、2022年度から2024年度の私立大学における修学支援新制度の受給状況の変化を確認する。修学支援新制度の受給状況について、どのような変化が生じているのか、個々の私立大学の状況を含め確認することで、その意味を検討したい。

1. 修学支援新制度の受給状況

調査では、修学支援新制度の受給学生数の状況について、各大学に「更新確認申請書」での記載人数をもとにした、受給者数を尋ねている。各年度の受給学生の「年間合計」をもとに、受給者数と受給率を示した結果が表1である。ここから、2022年度が9.70%から、2025年度には11.39%として、この期間の受給率が上がっていることがわかる。

日本学生支援機構の公表資料によると、設置形態を問わない大学(学部)全体での給付型奨学金の受給割合は、学生総数に対して2022年度8.9%、2023年度9.2%、2024年度9.5%となっている⁽¹⁾。本調査においても3年間で受給率が上がっていることは、全体傾向とも整合する結果である。

表1 修学支援新制度の受給状況 (回答大学の全体)

	分析対象校数 (n)	「年間合計」の 受給者総数 (A)	学生総数 (B)	受給率 (A/B)
2022年度	348校	113,276人	1,168,294人	9.70%
2023年度	340校	112,713人	1,039,742人	10.84%
2024年度	335校	118,735人	1,042,739人	11.39%

しかし、各大学の受給者数に関する回答結果を確認すると、大学によって回答が部分的であったり、回答に明らかな誤りがみられた。特に、各大学の「年間合計」の回答には、複数の大学において誤解による誤りがみられた。具体的には、この「年間合計」は、文部科学省による「機関要件の確認事務に関する指針」⁽²⁾において、「更新確認申請書を提出する年度の前年度の4月から3月の間において、支援を受けた者の実人数」を記載することとされており、前期と後期の合計数ではないとされている。しかし、回答の中なかには、前半期と後半期の合計人数を記載している大学がみられるためである。

そこで、受給者数の実態を正確に把握するために、このような明らかな回答の誤りを分析対象から外し、また、年間合計と前半期・後半期の支援対象者数の記載がある大学のみ(2022年度283校、2023年度296校、2024年度251校)を対象に、受給者数と受給率を見た結果が表2, 3, 4である。また、これらの大学のうち、3年分のデータが揃っており、時系列の変化を比較可能な大学について受給率を示したものが表5である。

これらの結果から、各年の状況についてみると、まず、表2, 3, 4の「(5)年間合計」の結果では、2022年度9.30%、2023年度10.56%、2024年度10.76%として、3年間で受給率が上がっていることが確認できる。表5からも、2022年度9.92%、2023年度10.46%、2024年度には11.40%として、3年間で受給率が上がっていることが確認できる。これらの複数の分析結果から、私立大学の全体状況として、2022年度から2024年度にかけて修学支援新制度の受給率の上昇がみられたといえる。

さらに表2, 3, 4では各年度の「(1)前半期の支援対象者」と「(2)後半期の支援対象者」をみると、各年度とも後者において受給率が下がっている。このことは、年度途中での対象者の認定取消などの影響を反映するものである。

表2 2022年度の受給率の状況 (n=283)

	受給者総数 (A)	学生総数 (B)	受給率(A/B)
(1) 前半期の支援対象者	87,545 人	994,932 人	8.80%
(2) 後半期の支援対象者	84,718 人		8.51%
(3) 年間の支援対象者	90,588 人		9.10%
(4) 家計急変による支援対象者 (年間)	1,984 人		0.20%
(5) 年間合計 ((3) + (4))	92,572 人		9.30%

表3 2023年度の受給率の状況 (n=296)

	受給者総数 (A)	学生総数 (B)	受給率(A/B)
(1) 前半期の支援対象者	91,583 人	915,761 人	10.00%
(2) 後半期の支援対象者	88,220 人		9.63%
(3) 年間の支援対象者	94,894 人		10.36%
(4) 家計急変による支援対象者 (年間)	1,801 人		0.20%
(5) 年間合計 ((3) + (4))	96,695 人		10.56%

表4 2024年度の受給率の状況 (n=251)

	受給者総数 (A)	学生総数 (B)	受給率(A/B)
(1) 前半期の支援対象者	82,689 人	817,775 人	10.11%
(2) 後半期の支援対象者	81,388 人		9.95%
(3) 年間の支援対象者	87,355 人		10.68%
(4) 家計急変による支援対象者 (年間)	636 人		0.08%
(5) 年間合計 ((3) + (4))	87,991 人		10.76%

表5 3年分の比較可能な大学を対象とした受給率 (n=196)

	受給者総数 (A)	学生総数 (B)	受給率 (A/B)
2022 年度	59,120 人	595,743 人	9.92%
2023 年度	62,000 人	592,644 人	10.46%
2024 年度	66,897 人	586,735 人	11.40%

このような受給者数・受給率の上昇の要因の一つとして、修学支援新制度の制度変更の影響が考えられる。修学支援新制度の変化として、2024 年度から、対象者の支援区分として新たに第IV区分が設定され、中間所得世帯を対象とする私立理工農系の学生と多子世帯への支援が新設されたためである。そこで、この第IV区分においてどの程度の人数が対象となり、どのような効果をもたらしているのかをみるために、表5で用いた比較可能な大学（196校）における過去3年間の支援区分別の人数の推移を示したものが図1である。2023年度と2024年度を比較すると、第I区分、第II区分、第III区分についてはほぼ変化がみられず、2024年度に第IV区分が新設されることで、2024年度に受給者数が増えていることがわかる。しかし、第IV区分の実数は既存の3区分と比べて小さいものであり、割合でみると受給者全体の1割程度となっている。

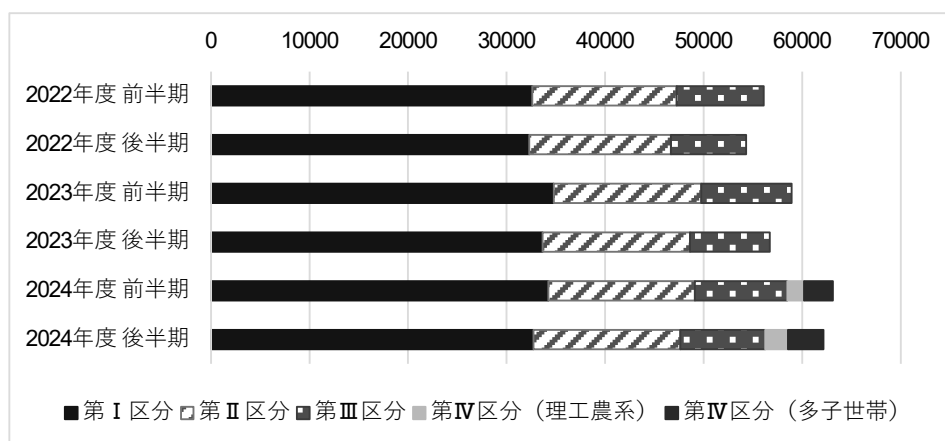


図1 3年分の比較可能な大学を対象とした支援区分別の受給学生数 (n=196、人)

2. 大学別にみた受給率の状況

次に、個々の私立大学の受給率の変化を確認する。表6は、各大学の「年間合計」をもとに、受給率を算出し、平均値・中央値・最小値・最大値・第1四分位・第3四分位・標準偏差を示したものである。各年別のそれぞれの集計可能な大学の受給率と3年分が比較可能な大学の受給率の状況を示している。

各年別にみても、比較可能な大学をみても、2022年度から2024年度にかけて平均値、中央値ともに高まっていることがわかる。各年度別の受給率の平均値をみると、2022年

度 11.42%、2023 年度 12.13%、2024 年度 13.24%となっている。各年度の比較可能な大学においても同じ傾向であり、各年度の値もほぼ同程度になっている。

しかし、表6で示されている大学別にみた受給率の平均・中央値は、前掲の表1, 2, 3, 4, 5で確認した全体の集計結果の受給率よりも大きくなっている。そこで、各年別の受給率について、各大学の学生数と受給率の相関係数を確認したところ、2022 年度 (n=283) は-0.327 (p<0.001)、2023 年度 (n=296) は-0.257 (p<0.001)、2024 年度 (n=251) は-0.315 (p<0.001)であった。各年度とも学生数と受給率には弱い負の相関がみられることから、小規模大学が、相対的に受給率が高い傾向にあるといえる。このため、全体を集計することで受給率が低く出ることになり、結果は整合的である。

また、表6から、各年度別の受給率について、第1四分位と第3四分位をみると、2022年度で第1四分位8.29%、第3四分位14.55%、2023年度で9.21%、15.23%、2024年度で10.04%、16.12%であり、各年度とも6ポイント程度の差がみられる。このことから、受給率で下位1/4と上位1/4の間には一定の差があるといえ、受給率には大学間で差があることがわかる。

表6 大学別の受給率 (2022 年度・2023 年度・2024 年度)

	各年別の受給率			各年の比較可能な大学の受給率		
	2022 年度 (n=283)	2023 年度 (n=296)	2024 年度 (n=251)	2022 年度 (n=196)	2023 年度 (n=196)	2024 年度 (n=196)
平均	11.42%	12.13%	13.24%	11.72%	12.21%	13.35%
中央値	10.85%	11.88%	12.74%	11.28%	11.92%	12.87%
最小値	1.28%	0.00%	1.13%	1.28%	1.15%	1.13%
最大値	27.73%	28.19%	36.11%	27.73%	28.19%	30.24%
第1四分位	8.29%	9.21%	10.04%	8.67%	9.45%	10.07%
第3四分位	14.55%	15.23%	16.12%	14.73%	15.34%	16.54%
標準偏差	0.0476	0.0472	0.0543	0.0453	0.0456	0.0513

次に、個々の大学の過去3年間の変化をみるために、比較可能な大学を対象に、2022年度と2024年度の受給率を散布図で示した結果が図2である。図2から、個別大学において、受給率が急激に変化した大学はみられず、個々の大学の受給状況に大きな変化はないといえる。

このことを具体的にみるために図2のデータをもとに、比較可能な大学について、個々の大学の変化の状況を示したものが表7である。表7から、全体の6割の大学がプラス・マイナス1%未満に収まっており、2時点での変化も幅が小さい大学が多いことが確認できる。他方で、4分の3の大学においてプラス、つまり、受給率が増加している。これらのことから、全体としてみた時に受給率が上昇していることは、多くの大学で少しずつ受給率が上昇したことによって生じていることがわかる。

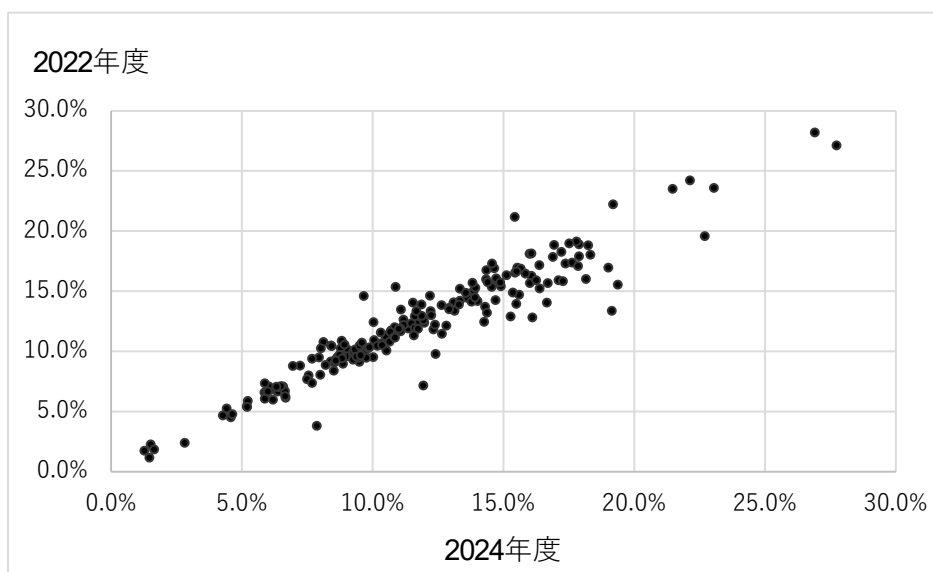


図2 2022年度と2024年度の大学別受給率 (n=196)

表7 個々の大学の受給率の2022年度と2024年度の受給率の増減幅(n=196)

増減幅	校数	割合
-3.00%以上	6	3.1%
-2.00-2.99%	5	2.6%
-1.00-1.99%	8	4.1%
-0-0.99%	29	14.8%
+0-0.99%	89	45.4%
+1.00-1.99%	38	19.4%
+2.00-2.99%	17	8.7%
+3.00%以上	4	2.0%
合計	196	100.0%

3. 受給状況の意味

私立大学における修学支援新制度の受給状況の変化について、調査結果をもとに整理した。その結果、①2022年度から2024年度にかけて、多くの私立大学で少しずつ受給率が上昇したことを背景に、全体の受給率が上昇していること、②2024年度に創設された新たな支援区分である第IV区分（中間所得世帯を対象とする私立理工農系の学生と多子世帯）の対象者は大きくないこと、③大学間での受給率には差がみられること、④受給率が大きく変化した大学は見られないこと、が明らかになった。

これらのことから、2024年度までの間に、修学支援新制度が大学の受給者が特定の大学に偏って存在するという現象は生じていないことが確認できる。このことは大学側が何らかの意図（例えば、公的補助があることから、学生募集のために対象者を多く入学させるなど）をもってこの制度を利用しようとするが生じていないことを意味している。大学の教育無償化に対して、制度創設時から、大学が経営努力を怠るなどのモラルハザードの生じる恐れを懸念する指摘がみられた⁽³⁾。少なくとも現時点では、修学支援新制度の受給状況からはこのことが生じているとはいえない。個々の大学の受給状況を確認することは、本制度の実態把握とともに制度の信頼のためにも重要であり、今後も個々の大学の状況を継続的に把握していくことが求められる。

注)

- (1) 日本学生支援機構「JASSO年報」令和4年度版、令和5年度版、令和6年度版における「奨学金給付人員と全学生生徒数との比率」による。
- (2) 文部科学省「機関要件の確認事務に関する指針（2025年度版）」の記載内容 https://www.mext.go.jp/content/20250331-mxt_gakushi01-100014193.pdf
- (3) 例えば、日本経済新聞2017年12月6日「学長アンケート（上）教育無償化賛成6割」の記事では、大学の学長・理事長へのアンケート結果として、無償化が実現した際に「「大学が経営努力を怠るモラルハザードを招く」との懸念が20%あった」ことが紹介されている。

第6章. 修学支援新制度が私立大学経営に与える影響

橋本 侑樹（東京大学大学院）

1. はじめに

修学支援新制度が2020年度に開始してから約5年経過した。制度開始時、修学支援新制度（以下、支援新制度）は非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、授業料減免および給付型奨学金の支援対象者・支援額の大幅拡充をおこなった。その後、2022年から2024年にかけて高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議が2回開かれ、支援新制度について見直しが行われた。その結果、支援新制度の対象校として認定を受ける基準である機関要件および学業要件が厳格化した。

特に機関要件の厳格化によって、多くの私立大学の経営に影響が出ることが予想される。その要因としては、機関要件の財務に係る要件と収容定員に係る要件の見直しである。支援新制度では制度の対象校を確認大学として認定をしている。見直し以前では、それぞれの要件がすべてクリアしていない場合、確認大学から取消しをしていた。しかし、今回の見直しでそれぞれの要件のどちらかがクリアできなかった場合、取消しとなってしまった。収容定員に係る要件の「直近3年度すべての収容定員充足率が8割未満であること」は、今後急速な少子化、過疎化から地方小規模大学においては、収容定員を削減しなければ取消しになる可能性がとて高い。橋本(2026)は短期大学ではすでに大きな影響が出ていることを指摘している。先行研究として小林(2024)等が支援新制度について、問題点を指摘している。

橋本(2023a, 2026)では公表データをもとに調査をしており、実際に各大学がどのような影響を受けているのか十分な分析ができていない。前回の調査分析である橋本(2023b)をもとに、今回私学高等教育研究所が実施した「私学高等教育研究の奨学金等に関する現状調査」のデータからどのような影響があったのかを分析していく。

2. 仮説設定

今回の分析にあたって、以下の仮説を設定する。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 確認大学の対象外である大学は、大学独自奨学金の実施率が高く、経済的負担が大きい② 規模の小さい大学ほど独自奨学金の対象者、支出が多い③ 日本学生支援機構奨学金の受給率が高い大学は、修学支援新制度の受給率が高い |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

今回の分析において、小規模大学については細分化し、学生数が999人以下と1,000人から1,999人以下、2,000人以上として区分する。確認大学の区分については次節で説明をする。独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）の奨学金の受給率と支援新制度の受給率について分析をし、上記の仮説について、分析・検証を通じて明らかにしていきたい。

3. 確認大学に関する分析

まず確認大学の分類について説明する。はじめにで記載した通り、機関要件をクリアした大学を確認大学と対象大学として認定している。文部科学省によると2025年11月時点で、確認大学・短期大学は988校で国内の大学数が1,034校で95.6%が確認大学である。(文部科学省2025)しかし、確認大学でない大学は、機関要件をクリアできなかった確認取消し大学、そもそも申請をしていない未申請大学の2つに分類される。今回の分析ではこれらの大学をまとめて確認外大学として区分する。今回の調査で、確認外大学は12校確認できた。規模では12校すべてが999名以下の小規模大学である。

橋本(2026)で、学生募集等を理由から多く取消しを受けた大学が支援新制度と同様の大学独自奨学金を新設していることを指摘している。はじめに学納金の値上げの要因が大学独自奨学金に関係をしているのかを確認する。

確認大学と確認外大学の区分と学納金値上げの要因について、クロス表で表3-1, 3-2, 3-3 にてまとめた。すべての順位にて、支援新制度や奨学金の拡充を選択している確認外大学は確認できなかった。選択が多かったものは、物価の上昇と学生募集の状況であった。したがって、大学独自奨学金を財源として学納金の値上げを考えている確認外大学は少ないことがわかった。しかし、学生募集の状況を改善するために、結果的に大学独自奨学金の財源にしている可能性もあることも予測される。

表 3-1 確認大学区分と学納金改定要因 1 位のクロス表

	物価の上昇	家計所得の変動	教育研究費の増加	管理運営費の増加	財務状況の悪化	人件費の増加	施設・設備の拡充	学生募集の状況	修学支援新制度や奨学金の拡充	競合関係にある他大学の学費改定	その他	合計
確認大学	129	4	25	6	17	10	38	40	5	14	30	318
	40.6%	1.3%	7.9%	1.9%	5.3%	3.1%	11.9%	12.6%	1.6%	4.4%	9.4%	100.0%
確認大学以外	3	0	1	0	0	0	1	2	0	0	3	10
	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	30.0%	100.0%
合計	132	4	26	6	17	10	39	42	5	14	33	328
	40.2%	1.2%	7.9%	1.8%	5.2%	3.0%	11.9%	12.8%	1.5%	4.3%	10.1%	100.0%

注) $p > .1$

(出典) 以下、筆者作成

表 3-2 確認大学区分と学納金改定要因 2 位のクロス表

	物価の上昇	家計所得の変動	教育研究費の増加	管理運営費の増加	財務状況の悪化	人件費の増加	施設・設備の拡充	補助金額の変動	学生募集の状況	修学支援新制度や奨学金の充実	競合関係にある他大学の学費改定	その他	合計
確認大学	29	6	50	23	14	20	52	7	21	3	28	4	257
	11.3%	2.3%	19.5%	8.9%	5.4%	7.8%	20.2%	2.7%	8.2%	1.2%	10.9%	1.6%	100.0%
確認大学以外	1	0	0	0	1	1	2	1	3	0	0	0	9
	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	22.2%	11.1%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	30	6	50	23	15	21	54	8	24	3	28	4	266
	11.3%	2.3%	18.8%	8.6%	5.6%	7.9%	20.3%	3.0%	9.0%	1.1%	10.5%	1.5%	100.0%

注) $p > .1$

表 3-3 確認大学区分と学納金改定要因 3 位のクロス表

	物価の上昇	家計所得の変動	教育研究費の増加	管理運営費の増加	財務状況の悪化	人件費の増加	施設・設備の拡充	補助金額の変動	学生募集の状況	修学支援新制度や奨学金の充実	競合関係にある他大学の学費改定	その他	合計
確認大学	32	4	31	28	10	24	37	4	20	5	30	7	232
	13.8%	1.7%	13.4%	12.1%	4.3%	10.3%	15.9%	1.7%	8.6%	2.2%	12.9%	3.0%	100.0%
確認大学以外	1	0	0	2	2	0	0	0	1	0	1	1	8
	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%	12.5%	100.0%
合計	33	4	31	30	12	24	37	4	21	5	31	8	240
	13.8%	1.7%	12.9%	12.5%	5.0%	10.0%	15.4%	1.7%	8.8%	2.1%	12.9%	3.3%	100.0%

注) $p > .1$

表 3-4 確認大学区分と学納金値上げ検討要因 1 位のクロス表

	物価の上昇	家計所得の変動	教育研究費の増加	管理運営費の増加	財務状況の悪化	人件費の増加	施設・設備の拡充	学生募集の状況	修学支援新制度や奨学金の充実	競合関係にある他大学の学費改定	その他	合計
確認大学	187	2	32	7	27	12	19	27	2	10	8	333
	56.2%	0.6%	9.6%	2.1%	8.1%	3.6%	5.7%	8.1%	0.6%	3.0%	2.4%	100.0%
確認大学以外	6	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	10
	60.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	100.0%
合計	193	2	32	8	28	13	19	27	2	10	9	343
	56.3%	0.6%	9.3%	2.3%	8.2%	3.8%	5.5%	7.9%	0.6%	2.9%	2.6%	100.0%

注) $p > .1$

表 3-5 確認大学区分と学納金値上げ検討要因 2 位のクロス表

	物価の上昇	家計所得の変動	教育研究費の増加	管理運営費の増加	財務状況の悪化	人件費の増加	施設・設備の拡充	補助金額の変動	学生募集の状況	修学支援新制度や奨学金の充実	競合関係にある他大学の学費改定	その他	合計
確認大学	33	5	59	31	29	37	50	7	27	3	29	3	313
	10.5%	1.6%	18.8%	9.9%	9.3%	11.8%	16.0%	2.2%	8.6%	1.0%	9.3%	1.0%	100.0%
確認大学以外	0	1	0	0	0	2	2	1	2	0	0	0	8
	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	33	6	59	31	29	39	52	8	29	3	29	3	321
	10.3%	1.9%	18.4%	9.7%	9.0%	12.1%	16.2%	2.5%	9.0%	0.9%	9.0%	0.9%	100.0%

注) $p > .1$

表 3-6 確認大学区分と学納金値上げ検討要因 3 位のクロス表

	物価の上昇	家計所得の変動	教育研究費の増加	管理運営費の増加	財務状況の悪化	人件費の増加	施設・設備の拡充	補助金額の変動	学生募集の状況	修学支援新制度や奨学金の充実	競合関係にある他大学の学費改定	その他	合計
確認大学	33	1	31	32	21	31	50	4	29	6	41	6	285
	11.6%	0.4%	10.9%	11.2%	7.4%	10.9%	17.5%	1.4%	10.2%	2.1%	14.4%	2.1%	100.0%
確認大学以外	0	0	0	1	3	0	0	1	1	0	2	0	8
	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
合計	33	1	31	33	24	31	50	5	30	6	43	6	293
	11.3%	0.3%	10.6%	11.3%	8.2%	10.6%	17.1%	1.7%	10.2%	2.0%	14.7%	2.0%	100.0%

注) $p > .1$

確認大学と確認外大学の区分と各種大学独自奨学金の設置状況について、クロス表で表 3-7~3-10 にてまとめた。調査対象は、支援新制度と同等の大学独自奨学金の設置のため、「経済状態を基準とする給付型奨学金」、「学業状態を基準とする奨学金」、「入学金の減免」、「授業料の減免」とする。確認外大学は、基本的に調査対象にした奨学金を設置していることがわかる。

表 3-7 確認大学区分と経済状態を基準とする給付型奨学金実施状況のクロス表

	実施している	実施していない	合計
確認大学	184	170	354
	52.0%	48.0%	100.0%
確認大学以外	4	8	12
	33.3%	66.7%	100.0%
合計	188	178	366
	51.4%	48.6%	100.0%

注) $p > .1$

(出典) 以下著者作成

表 3-8 確認大学区分と学業状態を基準とする奨学金実施状況のクロス表

	実施している	実施していない	合計
確認大学	271	83	354
	76.6%	23.4%	100.0%
確認大学以外	9	3	12
	75.0%	25.0%	100.0%
合計	280	86	366
	76.5%	23.5%	100.0%

注) $p > .1$

表 3-9 確認大学区分と入学金の減免実施状況のクロス表

	実施している	実施していない	合計
確認大学	207	147	354
	58.5%	41.5%	100.0%
確認大学以外	10	2	12
	83.3%	16.7%	100.0%
合計	217	149	366
	59.3%	40.7%	100.0%

注) $p > .1$

表 3-10 確認大学区分と授業料の減免実施状況のクロス表

	実施している	実施していない	合計
確認大学	241	113	354
	68.1%	31.9%	100.0%
確認大学以外	9	3	12
	75.0%	25.0%	100.0%
合計	250	116	366
	68.3%	31.7%	100.0%

注) $p > .1$

確認大学と確認外大学の区分と各種大学独自奨学金の受給者数について、クロス表で表 3-11～14 にてまとめた。各大学独自奨学金の受給者数を確認すると約 20 名程度は受給者がいることが確認できる。確認大学で大中規模の大学は、このような受給者でも問

題ないが小規模大学でこの人数の学生が大学独自奨学金を受給した場合、収入が厳しくなり今後は経営的に問題が出ることが予想される。

表 3-11 確認大学区分と経済状態を基準とする給付型奨学金対象人数のクロス表

	0名	1~5名	6~10名	11~20名	21~50名	51名以上	合計
確認大学	169	50	24	26	41	35	345
	49.0%	14.5%	7.0%	7.5%	11.9%	10.1%	100.0%
確認大学以外	7	2	0	0	2	0	11
	63.6%	18.2%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	100.0%
合計	176	52	24	26	43	35	356
	49.4%	14.6%	6.7%	7.3%	12.1%	9.8%	100.0%

注) $p > .1$

(出典) 以下著者作成

表 3-12 確認大学区分と学業状態を基準とする奨学金実対象人数のクロス表

	0名	1~10名	11~30名	31~80名	81~200名	201名以上	合計
確認大学	84	40	64	67	62	28	345
	24.3%	11.6%	18.6%	19.4%	18.0%	8.1%	100.0%
確認大学以外	2	6	1	2	0	0	11
	18.2%	54.5%	9.1%	18.2%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	176	52	24	26	43	35	356
	49.4%	14.6%	6.7%	7.3%	12.1%	9.8%	100.0%

注) $p > .05$

表 3-13 確認大学区分と入学金の減免対象人数のクロス表

	0名	1~5名	6~20名	21~50名	51名以上	合計
確認大学	156	25	38	64	62	345
	45.2%	7.2%	11.0%	18.6%	18.0%	100.0%
確認大学以外	3	3	4	1	0	11
	27.3%	27.3%	36.4%	9.1%	0.0%	100.0%
合計	176	52	24	26	43	356
	49.4%	14.6%	6.7%	7.3%	12.1%	100.0%

注) $p > .05$

表 3-14 確認大学区分と授業料の減免対象人数のクロス表

	0名	1~10名	11~30名	31~80名	81名以上	合計
確認大学	130	47	39	61	68	345
	37.7%	13.6%	11.3%	17.7%	19.7%	100.0%
確認大学以外	4	1	4	1	1	11
	36.4%	9.1%	36.4%	9.1%	9.1%	100.0%
合計	176	52	24	26	43	356
	49.4%	14.6%	6.7%	7.3%	12.1%	100.0%

注) $p > .1$

本節では、確認大学と確認外大学における学納金改定要因と大学独自奨学金の実施状況を分析した。第一に、確認外大学において学納金値上げの主な要因は物価上昇と学生募集の状況であり、大学独自奨学金を直接的な財源として位置づけていないことが示された。第二に、確認外大学は支援新制度の対象外であるにもかかわらず、独自の経済的支援制度を積極的に整備している。第三に、対象者数では両群間に統計的有意差は認められなかったが、確認外大学 12 校すべてが小規模大学(999 名以下)であることを考慮すると、約 20 名程度の受給者でも財政的負担は大きく、今後の経営課題となる可能性がある。

4. 大学独自奨学金に関する分析

本節では、大学独自奨学金の総額および在校生 1 人あたり奨学金額を従属変数とし、大学独自奨学金受給率を独立変数とした回帰分析の結果を検討する。これにより、大学規模による奨学金政策の違いを明らかにする。

大学独自奨学金総額について記載する。表 4-1 は、大学独自奨学金総額を従属変数とした回帰分析の結果である。Model1 では、大学独自奨学金受給率が総額に対して有意に正の影響であった。Model2 では、在校生 999 人以下の小規模大学ダミー変数を投入した。その結果、受給率の影響は依然として有意に正だが、小規模大学ダミーは有意に負の影響であった。さらに Model3 では、1,000 人から 1,999 人以下の中規模大学ダミーを追加投入したところ、受給率の影響は $\beta = 0.392$ 、999 人以下ダミーは $\beta = -0.551$ 、1,000-1,999 人ダミーは $\beta = -0.329$ となった。

この結果は、小・中規模大学における奨学金政策の構造的制約を示している。受給率が上昇しても、在校生数が少ないため、総額としては限定的にならざるを得ない。一方、大規模大学では、同じ受給率の上昇であっても、対象学生数が多いため、総額は大幅に増加する。これは「受給率×在校生数」という乗算効果によるものであり、小規模大学の努力不足を示すものではなく、規模に起因する構造的な特徴である。

表 4-1 大学独自奨学金の総額を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2		model 3	
独自奨学金受給率	2.220×10 ⁸ (4.616×10 ⁷)	***	2.860×10 ⁸ (4.282×10 ⁷)	***	3.391×10 ⁸ (4.125×10 ⁷)	***
999人以下ダミー	—		-1.123×10 ⁸ (1.370×10 ⁷)	***	-1.524×10 ⁸ (1.435×10 ⁷)	***
1,000人から1,900人以下	—		—		-9.671×10 ⁷ (1.506×10 ⁷)	***
定数	6.958×10 ⁷ (9.348×10 ⁶)	***	9.654×10 ⁷ (9.139×10 ⁶)	***	1.272×10 ⁸ (9.857×10 ⁶)	***
R ²	0.066		0.225		0.312	
adjR ²	0.063		0.22		0.306	
F値	23.125	***	47.509	***	49.321	***
N	330		330		330	

※括弧内は標準誤差。***p<.001、**p<.01、*p<.05。回帰分析結果を示す以下の表でも同様。

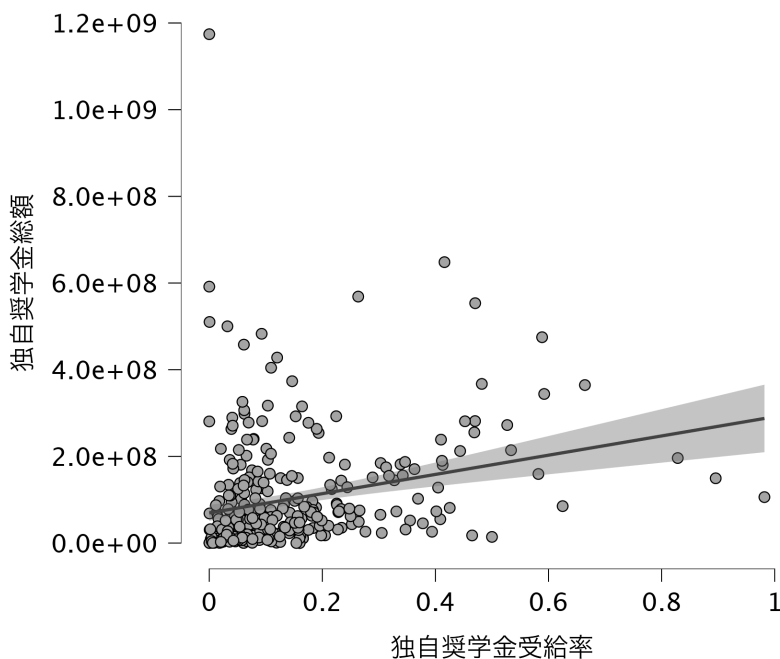


図 4-1 大学独自奨学金の総額と独自奨学金受給率の散布図

表 4-2 は、在校生 1 人あたり奨学金額を従属変数とした回帰分析の結果である。この従属変数は、大学規模を標準化した上で、大学が学生全体に対してどの程度奨学金財源を投じているかを示す指標である。

Model1 では、大学独自奨学金受給率が 1 人あたり金額に対して有意に正の影響を示した。Model2 で小規模大学ダミーを投入したところ、受給率の影響は依然として有意に正であったが、小規模大学ダミーは有意な影響を示さなかった。

この結果は、総額の分析結果とは対照的に、小規模大学と大規模大学の間で、受給率拡大に伴う学生1人あたり投資額の増加パターンに有意な差がないことを示している。すなわち、小規模大学は財政的に厳しい状況にあっても、「薄く広く配分する」のではなく、大規模大学と同等の1人あたり投資水準を維持しようと努力していることが明らかになった。

表 4-2 在学生1人あたりの大学独自奨学金の総額を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2	
独自奨学金 受給率	303,526 (13,370)	***	305,794 (13,601)	***
999人 以下ダミー	—		-3,982 (4,351)	
定数	6,174 (2,708)	*	7,130 (2,903)	*
R ²	0.611		0.612	
adjR ²	0.61		0.61	
F値	515.383	***	257.983	***
N	330		330	

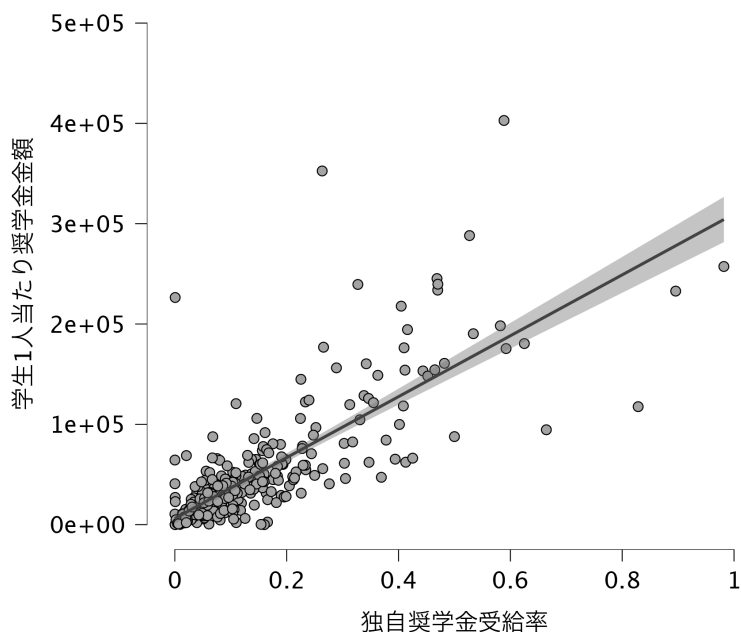


図 4-2 在学生1人あたりの大学独自奨学金の総額と独自奨学金受給率の散布図

総額と1人あたり金額の分析結果を対比させることで、小規模大学における奨学金政策の特徴がより明確になる。総額の分析では小規模大学ダミーが有意に負であったが、1人あたり金額の分析では有意でなくなった。これは、小規模大学が受給率拡大の際に1人あたり投資額を削減しているわけではなく、在校生数の少なさによって総額が制約されていることを示している。

具体的には、小規模大学と大規模大学が同じ受給率であった場合、同じ1人あたり投資額、例えば10万円を実現していても、在校生数が異なれば総額は大きく異なる。例えば、受給率30%、1人あたり10万円という同じ条件であっても、在校生500人の小規模大学では総額1,500万円となるのに対し、在校生2,000人の大規模大学では総額6,000万円となる。この4倍の差は、投資の「質」の違いではなく、単純な規模の違いによるものである。

本分析から得られる知見は以下の通りである。第一に、小規模私立大学は、限られた財政基盤の中でも、学生1人あたりの奨学金投資水準を大規模大学と同等に維持しようと努めている。これは、小規模大学が経営困難に直面しながらも、学生支援の質を維持しようとする動きであると見込まれる。第二に、小規模大学への支援や評価においては、総額ではなく1人あたり投資水準を用いることが適切であると考えられる。総額による評価は、小規模大学の構造的な不利を反映するだけであり、実際の学生支援の手厚さを正確に測定できないことがわかった。第三に、支援新制度の機関要件や私学助成の配分方式を検討する際には、大学規模による構造的な違いを考慮する必要がある。絶対額(総額)ではなく、相対的指標(1人あたり投資額、受給率など)を用いることで、より公平な評価と支援が可能になるのではないかと。

5. JASSO 奨学金と修学支援新制度の回帰分析

各大学の支援新制度受給率と JASSO 奨学金受給率について、回帰分析をおこなった。今回のアンケート調査では、2022 年度から 2024 年度の 3 か年分を調査したため、本節では 2024 年度の分析結果を記載する。本節では、2024 年度を中心に分析し、2022 年度・2023 年度との経年比較は添付資料に示す。

まず、JASSO 第一種奨学金受給率と修学支援受給率の回帰分析結果について記載する。表 5-1 は、2024 年度の修学支援受給率を従属変数、JASSO 第一種奨学金受給率を独立変数とした回帰分析の結果である。Model1 では、JASSO 第一種受給率が修学支援受給率に対して有意に正の影響を示した。これは、第一種奨学金受給率が高い大学ほど、支援新制度の受給率も高い傾向にあることを示している。Model2 では、在校生 999 人以下の小規模大学ダミー変数を投入した。その結果、JASSO 第一種受給率の影響は依然として有意に正であり、さらに小規模大学ダミーも有意に正の影響を示した。

JASSO 第二種奨学金受給率と修学支援受給率の回帰分析結果について記載する。表 5-2 は、同様に 2024 年度の修学支援受給率を従属変数としながら、JASSO 第二種奨学金受給率を独立変数とした回帰分析の結果である。Model1 では、JASSO 第二種受給率が修学支援受給率に対して有意に正の影響を示した。第一種と比較すると、標準化係数 β がやや小さい値となっている。Model2 で小規模大学ダミーを投入すると、JASSO 第二種受給率の影響は有意に正、小規模大学ダミーも有意に正となった。

第一種と第二種の比較について、第一種奨学金受給率を用いたモデルの方が、第二種を用いたモデルよりも高い説明力を示している。また、標準化係数 β も第一種の方が第二種より大きい。これは、支援新制度が第一種奨学金と同様の所得要件を持つため、より経済的に困窮している学生層(第一種受給者)との連動性が強いことを反映していると考えられる。

両モデルにおいて小規模大学ダミーが有意に正の影響を示したことは、小規模私立大学が支援新制度をより積極的に活用している、あるいは経済的支援を必要とする学生の割合が相対的に高いことを示唆している。この傾向は、定員充足や経営安定化のために、小規模大学が経済的に困窮している学生層の受け入れに注力している可能性を示している。

表 5-1 2024 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2	
2024年度 JASSO第一種 受給率	0.458 (0.056)	***	0.427 (0.056)	***
999人 以下ダミー	—		0.028 (0.007)	***
定数	0.106 (0.005)	***	0.098 (0.006)	***
R ²	0.166		0.204	
adjR ²	0.163		0.199	
F値	66.261	***	42.494	***
N	335		335	

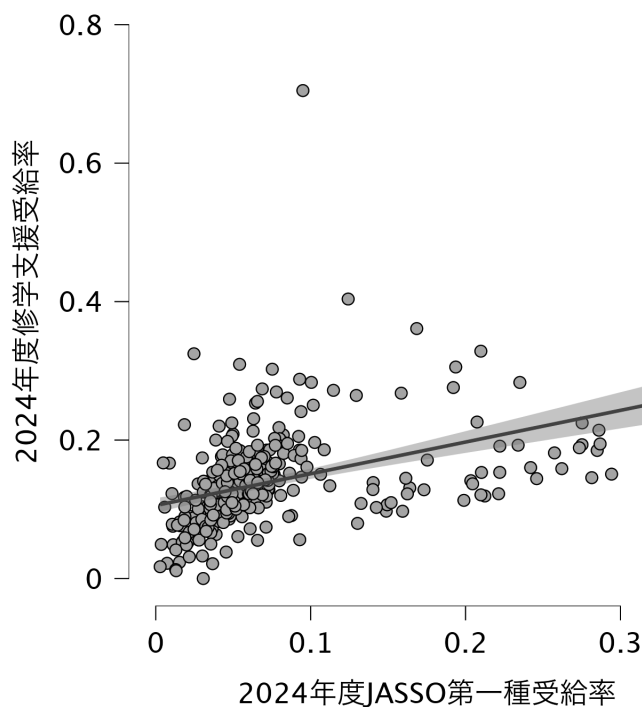


図 5-1 2024 年度 JASSO 第一種受給率と 2024 年度修学支援受給率の散布図

表 5-2 2024 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2	
2024年度 JASSO第二種 受給率	0.242 (0.044)	***	0.222 (0.043)	***
999人 以下ダミー	—		0.032 (0.007)	***
定数	0.116 (0.006)	***	0.107 (0.006)	***
R ²	0.083		0.131	
adjR ²	0.08		0.125	
F値	30.091	***	24.942	***
N	335		335	

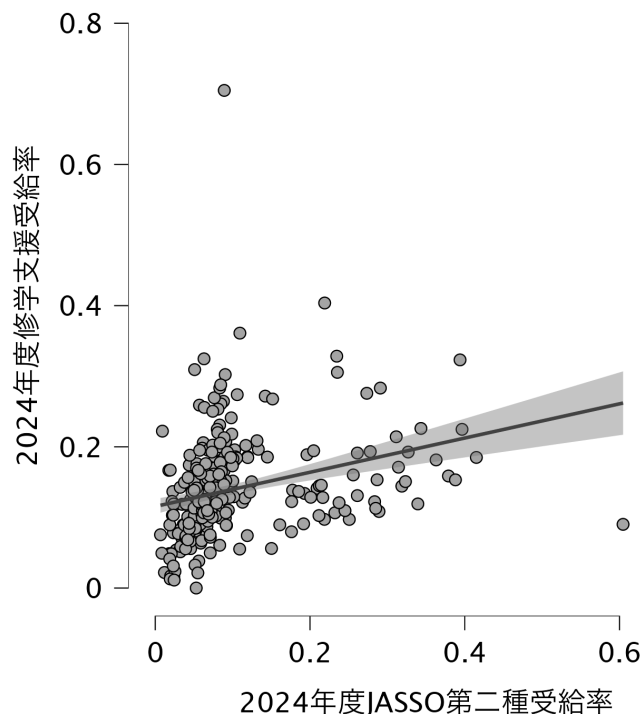


図 5-2 2024 年度 JASSO 第二種受給率と 2024 年度修学支援受給率の散布図

添付資料の 2022 年度から 2024 年度の経年変化について記載する。JASSO 第一種受給率について、JASSO 第一種受給率の標準化係数 β は、2022 年度の 0.351 から 2023 年度 0.375、2024 年度 0.380 へと年々上昇している。これは、支援新制度の定着に伴い、第一種奨学金受給者層と修学支援受給者層の重複度が高まっていることを示唆している。制度開始から数年が経過し、経済的支援を必要とする学生が両制度をより確実に併用するようになったと考えられる。

一方、小規模大学ダミーの影響は、2022 年度から 2023 年度にかけて一時的に減少したものの、2024 年度では再び上昇している。2023 年度における減少は、制度の普及に伴い大規模大学も積極的に制度を活用し始めたことで、相対的に小規模大学の優位性が低下した可能性がある。しかし、2024 年度の再上昇は、小規模大学が引き続き経済的支援を必要とする学生の受け入れにおいて重要な役割を果たしていることを示している。

第二種奨学金受給率の標準化係数 β は、2022 年度 0.278 から 2023 年度 0.305 へと上昇したものの、2024 年度には 0.263 へと低下している。第一種が一貫して上昇傾向を示したのとは対照的に、第二種は年度による変動が大きい。これは、第二種奨学金が有利子であり、支援新制度との所得要件の重複度が第一種ほど高くないことを反映していると考えられる。

小規模大学ダミーの影響は、第一種と同様に 2023 年度に一時的に減少したが、2024 年度では再び上昇している。興味深いことに、第二種モデルにおける小規模大学ダミー

の2024年度の係数は、第一種モデルよりも大きい。これは、小規模大学において第二種奨学金受給者と修学支援受給者の重複が相対的に高いことを示唆している。

3か年の分析結果から、以下の点が明らかになった。第一に、支援新制度は、第二種よりも第一種奨学金との連動性が強く、かつその連動性は年々強まっている。これは、制度の所得要件が適切に機能し、より経済的に困窮している学生層への支援が確実に届いていることを示している。第二に、小規模大学は、両モデルにおいて一貫して有意に正の影響を示しており、支援新制度の重要な受け皿となっている。2023年度に一時的に影響が減少したものの、2024年度には回復しており、小規模大学における経済的支援の必要性は持続的であることが示唆される。第三に、モデルの説明力の推移から、第一種モデルは安定的な関係性を維持している一方、第二種モデルは説明力が低下傾向にある。これは、支援新制度が特に低所得層を対象とした制度として、第一種奨学金との補完関係を強めながら定着していることを示している。

6. まとめ

本研究は、支援新制度が私立大学に与える影響を、確認大学と確認外大学の比較、大学規模別の分析、JASSO奨学金との関連性という3つの視点から検証した。

仮説の検証結果について、以下のようにまとめられる。仮説①については、確認外大学が大学独自奨学金を積極的に実施している実態が確認されたが、対象者数には統計的有意差が認められず、部分的に支持された。仮説②については、総額では小規模大学が有意に少ないが、1人あたり投資額では有意差がなく、小規模大学が規模の制約の中で支援の質を維持していることが示され、支持された。仮説③については、JASSO第一種奨学金受給率と支援新制度受給率の間に強い正の関連が確認され、支持された。

確認大学の分析から、確認外大学は支援新制度の対象外であるにもかかわらず、大学独自奨学金制度を積極的に整備していることが明らかになった。経済状態を基準とする給付型奨学金、学業状態を基準とする奨学金、入学金・授業料の減免のいずれにおいても、確認大学と同等またはそれ以上の実施率を示している。しかし、対象者数に関しては両群間で統計的に有意な差は認められなかった。これは、確認外大学が制度の対象外となったことを補うため、独自の支援体制を構築している一方で、すべてが999名以下の小規模大学であるため、限られた財政基盤の中で支援を維持している状況を反映している。

大学独自奨学金の分析から、小規模大学における奨学金政策の構造的特徴が明らかになった。大学独自奨学金総額を従属変数とした回帰分析では、小規模大学ダミーが有意に負の影響を示した。これは、受給率が上昇しても在校生数が少ないため、総額が制約されることを示している。一方、在校生1人あたり奨学金額を従属変数とした分析では、小規模大学ダミーは有意な影響を示さなかった。この対比は重要な示唆を含んでいる。すなわち、小規模大学は財政的に厳しい状況にあっても、学生1人あたりの投資水準を大規模大学と同等に維持しようと努力していることが示された。これは、小規模大学が「薄く広く配分する」のではなく、学生支援の質を維持しようとする姿勢の表れである。

JASSO奨学金との関連性の分析から、支援新制度が第一種奨学金との強い連動性を持ちながら定着していることが明らかになった。2022年度から2024年度の3か年の分析

結果は、JASSO 第一種奨学金受給率と修学支援受給率の関連性が年々強まっていることを示している。これは、支援新制度が所得要件に基づき、より経済的に困窮している学生層への支援を確実に届ける制度として機能していることを示している。一方、第二種奨学金との関連性は第一種ほど強くなく、年度による変動も見られた。また、小規模大学ダミーは両モデルにおいて一貫して有意に正の影響を示しており、小規模大学が支援新制度の重要な受け皿となっていることが確認された。

本研究から得られる知見として、以下の3点が挙げられる。第一に、小規模大学への支援や評価においては、総額ではなく1人あたり投資水準や受給率といった相対的指標を用いることが適切である。総額による評価は、小規模大学の構造的な不利を反映するだけであり、実際の学生支援の手厚さを正確に測定できない。第二に、支援新制度の機関要件や私学助成の配分方式を検討する際には、大学規模による構造的な違いを考慮する必要がある。特に、財務に係る要件や収容定員に係る要件の厳格化は、小規模大学に大きな影響を与える可能性がある。第三に、確認外大学が独自の支援体制を整備している実態を踏まえ、これらの大学への財政的支援のあり方を再検討する必要がある。

本研究の限界と今後の課題として、以下の点が挙げられる。第一に、本研究は横断的データに基づく分析であり、因果関係を厳密に特定することには限界がある。今後は、複数年度のパネルデータを用いた分析により、時系列的な変化をより詳細に検討する必要がある。第二に、本研究では大学独自奨学金の財源や持続可能性については十分に検討できていない。小規模大学がどのように財源を確保し、支援水準を維持しているのか(例えば、寄付金、基本金の取り崩し、経常費の削減など)、また学納金収入に占める奨学金支出の割合がどの程度まで持続可能なのかについて、財務データを用いた詳細な分析が必要である。

支援新制度は、経済的困窮層への支援として重要な役割を果たしている一方で、機関要件の厳格化により、特に小規模私立大学の経営に大きな影響を与える可能性がある。本研究の知見が、より公平で持続可能な高等教育支援制度の構築に向けた議論の一助となることを期待する。

参考文献

- 小林雅之, 2024, 「いわゆる『高等教育の無償化』のわかりにくさ」『IDE 現代の高等教育』661, 4-10.
- 橋本侑樹, 2023a, 「修学支援新制度の私立大学財務への影響」桜美林大学大学院国際学術研究科2022年度修士論文.
- , 2023b, 「修学支援新制度による私立大学への影響」私学高等教育研究所『高等教育の修学支援新制度と私立大学』61-83.
- , 2026, 「修学支援新制度における機関要件と私立大学経営への影響」東京大学大学院教育学研究科2025年度修士論文.
- 文部科学省, 2025, 「高等教育の修学支援新制度機関要件の確認(更新確認)申請・審査の概要」

添付資料

表 7-1 2022 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2	
2022年度 JASSO第一種 受給率	0.384 (0.048)	***	0.339 (0.047)	***
999人 以下ダミー	—		0.033 (0.006)	***
定数	0.094 (0.004)	***	0.086 (0.005)	***
R ²	0.158		0.226	
adjR ²	0.156		0.221	
F値	64.08	***	49.631	***
N	343		343	

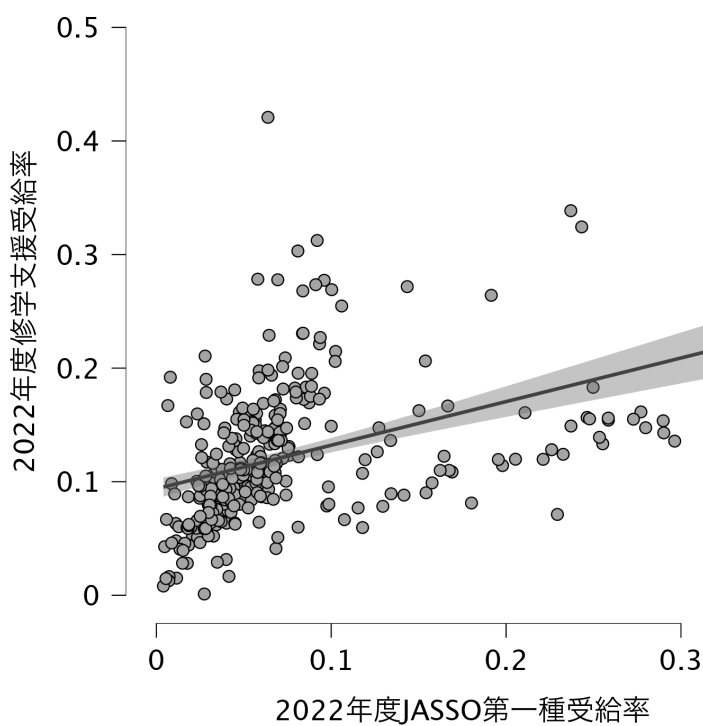


図 7-1 2022 年度 JASSO 第一種受給率と 2022 年度修学支援受給率の散布図

表 7-2 2022 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2	
2022年度 JASSO第二種 受給率	0.237 (0.038)	***	0.205 (0.037)	***
999人 以下ダミー	—		0.035 (0.006)	***
定数	0.099 (0.005)	***	0.09 (0.005)	***
R ²	0.103		0.182	
adjR ²	0.101		0.177	
F値	39.294	***	37.762	***
N	343		343	

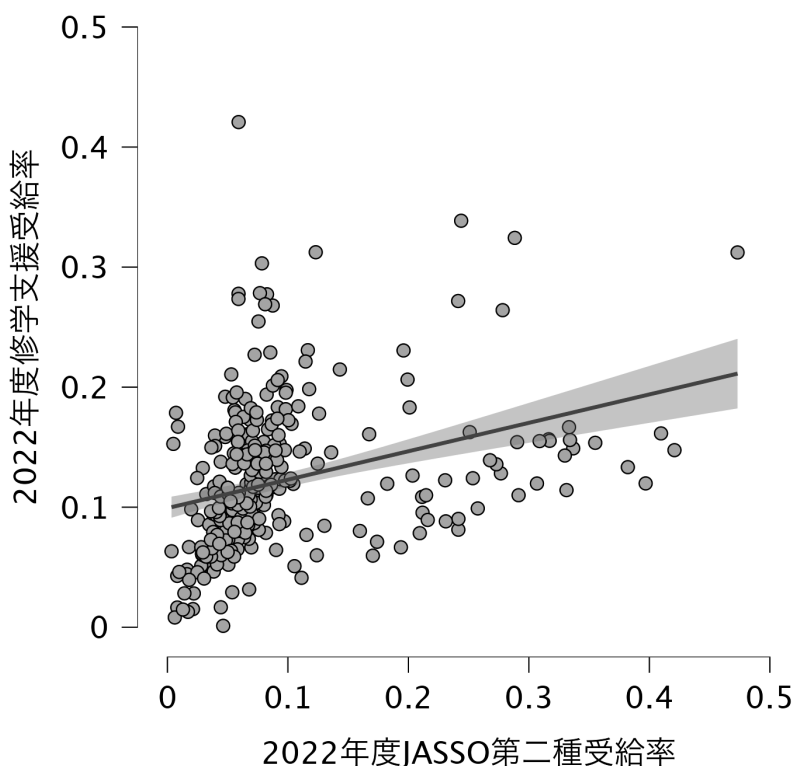


図 7-2 2022 年度 JASSO 第二種受給率と 2022 年度修学支援受給率の散布図

表 7-3 2023 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2	
2023年度 JASSO第一種 受給率	0.373 (0.047)	***	0.350 (0.047)	***
999人 以下ダミー	—		0.020 (0.006)	***
定数	0.099 (0.004)	***	0.094 (0.005)	***
R ²	0.159		0.187	
adjR ²	0.157		0.182	
F値	63.571	***	38.481	***
N	337		337	

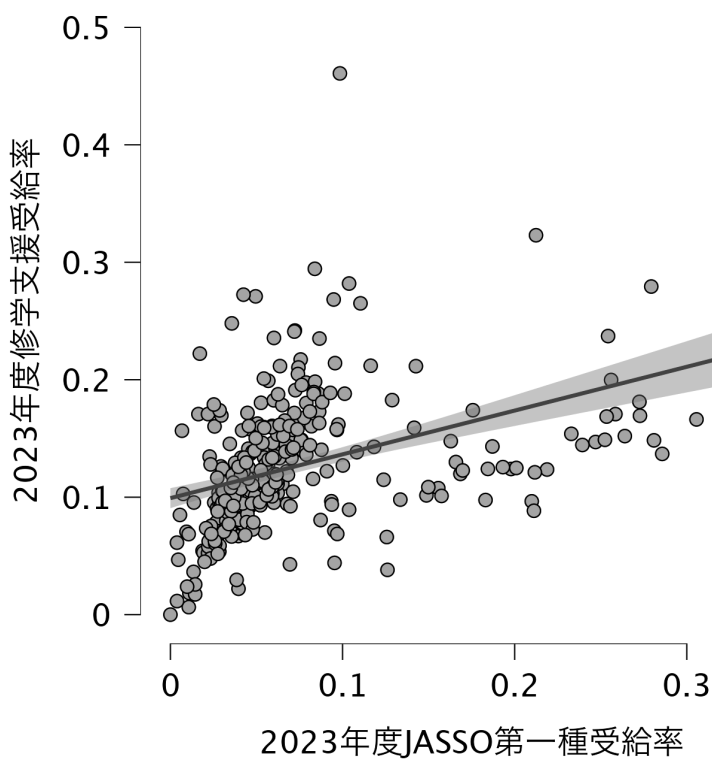


図 7-3 2023 年度 JASSO 第一種受給率と 2023 年度修学支援受給率の散布図

表 7-4 2023 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする回帰分析

	model 1		model 2	
2023年度 JASSO第二種 受給率	0.24 (0.038)	***	0.224 (0.037)	***
999人 以下ダミー	—		0.022 (0.006)	***
定数	0.103 (0.005)	***	0.097 (0.005)	***
R ²	0.107		0.141	
adjR ²	0.105		0.136	
F値	40.308	***	27.375	***
N	337		337	

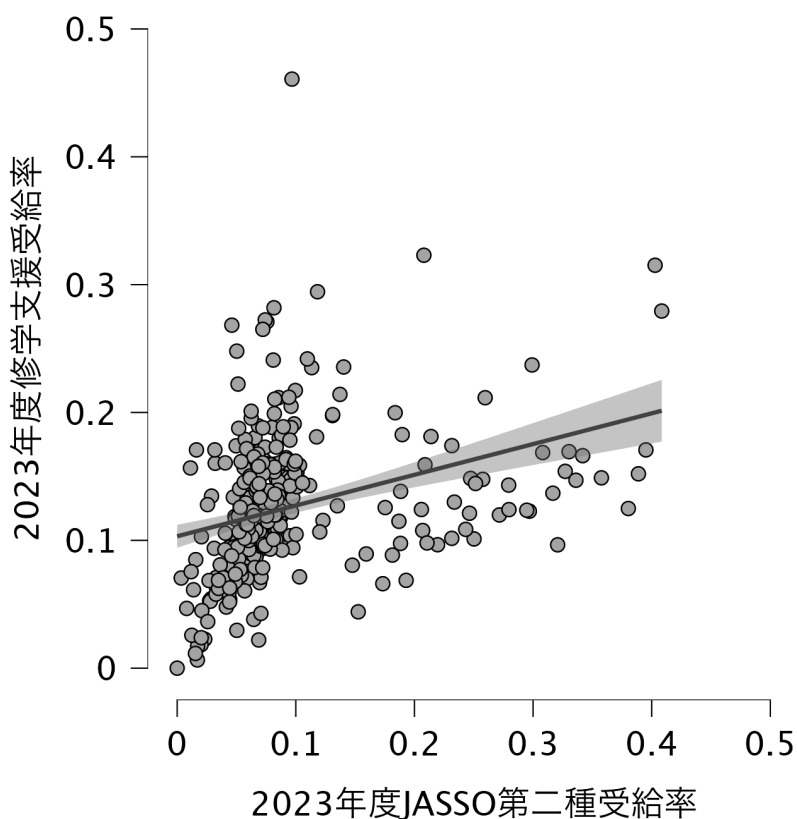


図 7-4 2023 年度 JASSO 第二種受給率と 2023 年度修学支授受給率の散布図

第7章. 学納金改定理由は財務実態に表れているのか —私立大学の財務指標に基づく実証分析から—

川崎 成一 (名古屋産業大学・東京大学)

1. 序論

学納金は私立大学にとって基盤的な収入の中核をなすものであり、その改定は大学財政の維持、教育投資の継続、学生支援プログラムの構築、さらには大学の社会的責任に直結する経営判断である。学納金改定は、単なる価格変更ではなく、大学がいかなる教育活動を維持し、いかなる投資を継続し、その負担をどのように在学生および受験生に配分するのかという経営選択にほかならない。その意味で、学納金改定をめぐる議論は、収入確保策の是非のみならず、大学の持続可能性と公共性との均衡をいかに図るかという問題と不可分である。

もともと、大学が学納金改定理由として掲げる内容は、必ずしも当該大学の財務の実態をそのまま反映しているとは限らない。物価上昇や人件費上昇のような理由は、現在の私立大学を取り巻く共通環境として広く共有されうる一般的な説明となるが、それだけでは当該大学に固有の改定の必要性を十分に説明したことにはならない。他方、財務状況の悪化や施設設備投資の必要性は、より大学固有の財務構造に根差した理由である可能性が高い。したがって、学納金改定理由を一定の観点から整理し、それぞれの理由が実際の財務指標とどの程度対応しているのかを検証することは、学納金戦略を「説明」と「実態」の両面から把握するために不可欠である。

そこで、本稿では、日本私立大学協会附置私学高等教育研究所が2025年秋頃に実施した『奨学金等に関する現況調査』における問い「直近の学納金改定要因」および「将来の値上げ検討要因」を、財務悪化・投資・人件費・物価の4つのカテゴリーに整理し、それぞれの大学の財務データと結合させることにより、学納金戦略の決定要因を検証するものである。その際、大学が提示する改定要因（理由）が財務の実態と整合しているかどうかを中心的な論点とし、併せて、地域ブロック差がそれをどの程度規定しているのか、さらに学納金依存度がどのような背景条件として位置づけられるのかを検討する。

なお、本分析では医歯学部設置大学を分析対象から除外する。医歯学部を持つ大学では、付属病院等の運営に伴う医療収入および医療費用が財務全体に大きく影響し、一般的な私立大学とは異なる収支構造、投資構造、人件費構造が生じる可能性が高い。そのため、医療部門を含んだ分析は、一般大学群の特徴と医療部門固有の影響を混在させ、学納金戦略の一般的特徴を不明瞭にするおそれがある。そこで本分析では、当該大学を分析対象から除外した結果、財務データを結合した348校のうち31校を除外し、残りの317校を分析対象とした。

2. データ・変数・方法

本分析で用いるデータは、第一に、上記の『奨学金等に関する現況調査』、第二に、

東洋経済新報社が毎年発行する『私立大学財政データ』である。当該データは大学・短期大学を設置する学校法人単位のデータであることから、個別大学の財務状況を表すものではない。よって、同一法人が複数の大学を設置している場合には、同一の法人財務データを使用する。なお、使用するデータは、2026年版（2025年3月期）のデータである。

財務指標は、規模の異なる大学同士を比較可能にするため、いずれも経常収入（教育活動収入計＋教育活動外収入計）で除した比率として定義した。経常収支差額比率は、経常収支差額〔＝経常収入（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－経常支出（教育活動支出計＋教育活動外支出計）〕を経常収入で除したものであり、大学の収支余力を示す指標である。施設設備支出比率は、施設関係支出と設備関係支出の合計を経常収入で除したものであり、投資負担の程度を示す。人件費比率は、人件費を経常収入で除したものであり、労務コストの重さを示す。非人件費比率は、教育研究経費と管理経費の合計を経常収入で除したものであり、物価要因に関連する支出負担を大まかに表す補助的な指標として用いた。さらに、学納金依存度は、学生生徒等納付金を経常収入で除したものであり、当該大学がどの程度学納金に依存しているかを示す。

学納金改定理由については、そのままでは選択肢が多岐にわたり、把握しにくいいため、4つの理由群に整理した。すなわち、財務悪化理由群、投資理由群、人件費理由群、物価理由群である。各設問において1位から3位まで回答されている場合には、いずれかに当該理由が含まれていれば、その理由群に該当するとみなした。

分析方法については、結果の解釈可能性を優先し、シンプルな検定に限定した。まず、理由または理由群を掲げる大学群と掲げない大学群の平均差を比較するため、Welchのt検定を用いた。これは等分散を仮定しないt検定であり、大学間で分散が異なりうる状況に適している。次に、地域ブロック差については、ブロックと理由群該当の独立性をカイ二乗検定で確認し、差の強さは連関係数によって把握した。さらに、学納金依存度のブロック差については、一元配置分散分析により平均差の有無を確認した。ここでブロック分けは、日本私立学校振興・共済事業団が毎年発行している『今日の私学財政 大学・短期大学編』に準拠している。すなわち、北海道ブロック（北海道）、東北ブロック（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）、北関東ブロック（茨城・栃木・群馬）、南関東ブロック（埼玉・千葉・東京・神奈川）、甲信越ブロック（新潟・山梨・長野）、北陸ブロック（富山・石川・福井）、東海ブロック（岐阜・静岡・愛知・三重）、近畿ブロック（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）、中国ブロック（鳥取・島根・岡山・広島・山口）、四国ブロック（徳島・香川・愛媛・高知）、九州ブロック（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）の11のブロックである。

3. 分析結果

(1) 財務指標からみる学納金改定理由の整合性分析

まず、対象となる医歯学部設置大学を除いた317校の全体像を確認すると、経常収支差額比率の平均は△3.5%（標準偏差 16.2%、以下同様）、施設設備支出比率の平均は10.4%（16.4%）、人件費比率の平均は 56.3%（12.0%）、非人件費比率の平均は

(図表 1) 直近・将来理由と財務指標との関係性

区分	群	平均 (経常収支差額比率)	n	平均との差	p値 (Welch)
直近理由1位	財務状況の悪化	-12.3%	16	-9.3%	0.06544
直近理由1位	その他	-3.0%	301		
将来理由1位	財務状況の悪化	-8.5%	25	-5.5%	0.11259
将来理由1位	その他	-3.0%	292		

(図表 2) 直近・将来上位理由と財務指標との関係性

検証	群	平均	n	平均との差	p値 (Welch)
将来上位3項目：財務悪化理由群×経常収支差額比率	該当	-8.7%	112	-8.2%	0.00017
将来上位3項目：財務悪化理由群×経常収支差額比率	非該当	-0.5%	200		
直近上位3項目：投資理由群×施設設備支出比率	該当	14.9%	114	7.1%	0.00330
直近上位3項目：投資理由群×施設設備支出比率	非該当	7.8%	199		

(注1) 財務悪化理由群=上位3項目に「財務状況の悪化」を含む。

(注2) 投資理由群=上位3項目に「施設・設備の拡充」を含む。

46.9% (9.9%)、学納金依存度の平均は70.4% (10.8%) である。学納金依存度が平均で7割程度と高いことは、多くの私立大学において、経常収入の相当部分が学生生徒等納付金に依拠していることを示している。同時に、経常収支差額比率の平均がマイナスであることは、収支余力が十分とはいえない大学が相当数含まれていることを示している。さらに、標準偏差が小さくないことから、収支余力、投資負担、学納金依存度のいずれについても大学間の状況にばらつきがあるため、学納金戦略をすべての大学に当てはまるような平均像で議論することには限界があるといえる。

ここで、理由群の該当率を確認すると、直近の上位3項目では、財務悪化 31.5%、投資 36.3%、人件費 15.3%、物価 56.1%であり、一方、将来の上位3項目では、財務悪化 36.0%、投資 32.2%、人件費 22.9%、物価 72.0%である。将来の上位3項目において物価理由群が高いことは、物価要因が「将来の改定」検討において広く共有される判断の拠り所となっている可能性を示唆するものである。他方、財務悪化理由群、および投資理由群は、物価理由群ほど一律には出現しておらず、大学の個別事情に応じて該当が変化する理由群であると解される。すなわち、物価や人件費は外部環境の変化として多くの大学に共通する要因であるのに対し、財務悪化や投資は、各大学の内部的な収支構造や投資局面を反映する、より固有性の高い要因であるという構図がうかがえるのである。

次に、理由と財務指標との整合性を確認する。直近の理由第1位で「財務状況の悪化」を選択する大学群において、経常収支差額比率の平均は Δ 12.3%であり、その他の群の Δ 3.0%より低い。平均との差は Δ 9.3%であり、そのp値は0.06544である。将来の理由第1位でも同様に、「財務状況の悪化」を選択する大学群の平均は Δ 8.5%、その他の群は Δ 3.0%であり、平均との差は Δ 5.5%、p値は0.11259である。第1位の理由のみの比較では、p値は十分小さいとは言えないものの、いずれも差の方向は一貫してお

り、財務悪化を主要理由として掲げる大学ほど収支余力が弱い方向にあることが確認できる(図表1)。この結果は、少なくとも第1位の理由レベルにおいて、大学が最も強く示している理由と財務実態との間に、方向としては整合的な関係が存在することを意味している。p値が0.05水準を下回らないことだけをもって無関係とみなすのではなく、平均差の大きさと符号の一貫性に注目するならば、財務悪化という説明が単なる名目上の理由となっているのではなく、現実的な問題として収支余力の乏しさを背景に選択されている可能性が相応に高いと判断できるものと考えられる。

さらに、第1位の理由だけでなく上位3項目でみると、この傾向はより明確になる。将来の上位3項目で財務悪化理由群を含む大学群の経常収支差額比率の平均は $\Delta 8.7\%$ であり、含まない大学群の $\Delta 0.5\%$ より低い。平均との差は $\Delta 8.2\%$ 、p値は0.00017である。この結果は、財務悪化が説明上の名目ではなく、財務実態に対応した理由として現れていることを示している(図表2)。ここで重要なのは、第1位の理由の比較よりも上位3項目の比較の方が差異をより明確に捉えられている点である。大学の意思決定においては、単一の理由のみで学納金改定が検討されるとは限らず、複数の理由が組み合わせられていることが通常である。したがって、上位3項目で財務悪化理由群を捉えることは、改定理由の実態により近い把握であり、その水準で強い差異が観察されたことは、財務悪化理由群の有効性を補強する結果といえる。

同様に、直近の上位3項目で投資理由群を含む大学群の施設設備支出比率の平均は14.9%であり、含まない大学群の7.8%より高い。平均との差は7.1%、p値は0.00330である。投資理由群を掲げる大学では、実際に施設設備支出負担が重くなっていることが確認される(図表2)。この点は、投資理由群が単なる将来構想や抽象的な拡充方針ではなく、現に経常収入に対して相対的に大きな施設・設備支出を伴う局面で選好される理由であることを示している。換言すれば、投資理由群は、教育研究環境の整備や設備更新をめぐる必要性が、財務の数字として顕在化している場合に、より説得力を持つものとなっており、本分析の結果はその対応関係を裏づけているといえる。

(2) 地域ブロック別の財務特性と改定理由の差異に関する検証

図表3は、地域ブロック別に、サンプル数(N)、経常収支差額比率(平均・標準偏差)、施設設備支出比率(平均・標準偏差)、学納金依存度(平均・標準偏差)、および将来の上位3項目における財務悪化理由群の該当率、直近の上位3項目における投資理由群の該当率を整理したものである。

図表3をみると、北関東では経常収支差額比率平均が4.3%と唯一プラスを示しているのに対し、甲信越では $\Delta 17.3\%$ 、北陸では $\Delta 10.4\%$ 、中国では $\Delta 9.8\%$ 、東北では $\Delta 9.1\%$ であり、収支余力の水準にはかなりのばらつきが存在している。すなわち、地域ブロック別に平均値をみても、すべてのブロックが同一の経営環境に置かれているわけではなく、収支構造はかなり不均質といえる。

施設設備支出比率についても、四国の55.2%はサンプル数が4校と少ないため慎重な解釈を要するが、これを除いても中国17.7%、甲信越13.1%、北関東12.5%、九州10.6%、近畿10.4%など、投資負担の水準には相応の差異が認められる。とりわけ中国や甲信越では、経常収支差額比率が相対的に低い一方で、施設設備支出比率が高い水

(図表3) 地域ブロック別の財務特性と改定理由

ブロック	N	経常収支差額比率	経常収支差額比率	施設設備支出比率	施設設備支出比率	学納金依存度	学納金依存度	将来財務悪化理由	直近投資理由群
		平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	群該当率	該当率
北海道	16	-0.7%	16.0%	6.6%	3.1%	69.9%	11.9%	31.3%	37.5%
東北	18	-9.1%	18.6%	5.5%	6.7%	65.5%	7.9%	44.4%	33.3%
北関東	12	4.3%	16.0%	12.5%	13.3%	74.5%	9.7%	25.0%	16.7%
南関東	101	-0.2%	12.7%	9.4%	7.7%	71.6%	11.6%	33.7%	39.6%
甲信越	12	-17.3%	32.8%	13.1%	15.5%	70.3%	9.9%	58.3%	50.0%
北陸	9	-10.4%	16.0%	5.8%	7.1%	64.9%	12.9%	66.7%	11.1%
東海	36	-3.4%	12.3%	7.7%	6.5%	70.5%	13.1%	36.1%	33.3%
近畿	54	-3.4%	13.9%	10.4%	13.8%	71.7%	10.4%	27.8%	38.9%
中国	20	-9.8%	27.4%	17.7%	27.5%	69.7%	7.6%	40.0%	30.0%
四国	4	-6.0%	11.5%	55.2%	92.9%	68.2%	12.1%	75.0%	25.0%
九州	32	-3.5%	10.8%	10.6%	17.8%	67.6%	7.9%	34.4%	40.6%
全体	314	-3.5%	16.2%	10.4%	16.4%	70.4%	10.8%	36.0%	36.3%

準にあり、投資と収支余力とのトレードオフの関係が学納金戦略に影響している可能性を示している。他方、北海道や北陸では施設設備支出比率が比較的低位であり、投資要因の強さが一律ではないことも読み取れる。

学納金依存度についてみても、北関東 74.5%、近畿 71.7%、南関東 71.6%、東海 70.5%、甲信越 70.3%、北海道 69.9%など比較的高いブロックがある一方、東北 65.5%、北陸 64.9%、九州 67.6%などやや低いブロックもある。もっとも、その差は収支余力の差ほど極端ではなく、かつ各ブロックの標準偏差も一定程度存在することから、学納金依存度はブロック差としてよりも、ブロック内の大学間格差として理解する方が妥当であると考えられる。すなわち、地域ブロックは大学の立地環境や市場条件の一端を反映するものではあるが、学納金依存度そのものを機械的に規定するものではないからである。

また、財務悪化理由群該当率と投資理由群該当率にも、図表3の水準差として一定の特徴がみられる。将来の財務悪化理由群該当率は四国 75.0%、北陸 66.7%、甲信越 58.3%と高いが、これらはいずれもサンプル数が小さいか中程度であるため、率の解釈には慎重さを要する。他方、南関東 33.7%、近畿 27.8%、北海道 31.3%、九州 34.4%など、規模の大きいブロックでは比較的中位の水準に収斂している。直近の投資理由群該当率は甲信越 50.0%、九州 40.6%、南関東 39.6%、近畿 38.9%、北海道 37.5%などが目立つが、これもまた、地域それ自体の特性というより、各ブロック内における大学群の投資局面の構成差を反映していると解すべきである。

ブロック差を統計的に確認すると、将来の上位3項目における人件費理由群では $p=0.00451$ 、連関係数 0.27395、直近の上位3項目における人件費理由群では $p=0.04315$ 、連関係数 0.23756であり、人件費に関しては一定の地域差が観察される。他方、将来の上位3項目における財務悪化理由群では $p=0.26819$ 、連関係数 0.19383、物価理由群では $p=0.24595$ 、連関係数 0.19653であり、強い地域差は確認されない。したがって、図表3に示される記述的なばらつきは、大学構成やサンプル数の影響を含んでおり、地域差の議論は統計的検証と併せて慎重に行う必要がある。

また、学納金依存度のブロック差を一元配置分散分析で確認すると、 p 値は0.27829であり、平均差は明確ではない。図表3においても、ブロック間の平均値が一定の幅を持

つ一方、ブロック内の標準偏差が小さくないことから、地域よりも大学固有の収入構造差が依存度に反映している可能性が高いことが示唆される。したがって、学納金依存度を地域ブロックの属性として理解するのではなく、各大学の収入構造、募集状況、学部構成、経営方針といった内部要因を通じて理解することが必要である。

4. 考察

以上の結果を総合すると、本分析から明らかなことは、財務悪化理由群が經常収支差額比率の低さと対応し、投資理由群が施設設備支出比率の高さと対応していることである。このことは、学納金改定に際して大学が掲げる理由のうち、少なくとも財務悪化と投資については、財務実態に根差した説明として理解しうることを示している。すなわち、学納金改定の説明は必ずしも建前にとどまるものではなく、一定程度まで財務指標に裏付けられた合理性を有している可能性が高いといえる。とりわけ、将来の上位3項目における財務悪化理由群で強い差異が観察されたことは、大学が将来の改定を検討する段階で、自校の収支余力の弱さを明確に意識していることを示唆するものである。

分析の結果、財務悪化を理由に掲げる大学群において、収支余力の低さが顕著に示された点は極めて重要である。大学間の相対的な財務状況の差異、とりわけ財務悪化理由群に属する大学ほど経常的な収支バランスが厳しいという関係性は一貫しており、本分析において、学納金戦略と大学の財務構造との相関を捉えるうえで高い妥当性を有することを示している。

投資理由群についても同様の傾向が認められる。施設設備支出を収入獲得力との対比で評価した場合、同じ規模の投資であっても、経常的な収入基盤が脆弱な大学ほどその財政的負担は重く観測される。本分析において、投資理由群に該当する大学が高い施設設備支出比率を示したことは、学納金改定の背景に単なる支出の発生だけでなく、収入基盤に対する相対的な負担感の増大が存在することを示唆している。すなわち、投資理由は、教育環境整備の必要性という側面に加え、限られた経常収入の中でいかに投資の均衡を図るかという、経営上の切実な課題として表出しているのである。

また、地域差に関しては、図表3の記述統計から一定のばらつきが観察されるものの、統計的検証を踏まえる限り、財務悪化や物価といった主要な説明変数について、地域が一貫して強い規定力を持つとは言い難い。したがって、地域ブロックは学納金戦略の所与の環境条件であるが、学納金戦略の説明と実態の整合性を左右する主な要因は、図表3が示すようなブロック内の大学間格差、すなわち、各大学固有の収支余力と投資局面にあると位置づけるのが妥当である。地域差は、大学の置かれた市場環境や人口動態、競争環境の違いを通じて間接的に作用し得るが、それが学納金戦略を直ちに規定すると考えるのは単純化に過ぎるかもしれない。

他方、物価理由群および人件費理由群については、事情がやや異なる。これらは将来の上位3項目で高率に現れることから、大学にとって共通の一般的説明として広く使われていることがうかがえる。しかし、単年度の比率指標のみでその妥当性を十分に検証することは難しい。物価や人件費は外生的要因や将来の期待として作用する側面が強く、大学の内部意思決定においては、実際の支出増加が数値として顕在化する以前から改定理由として意識される場合があるためである。したがって、物価・人件費を理由と

して掲げる場合には、単年度の財務比率だけに依拠するのではなく、学内のコスト構造や中長期計画などの内部資料を加え、説明の具体性と実証性を補う必要がある。

また、学納金依存度は、学納金改定が財務に与える効果の大きさを示す一方で、改定が学生募集やステークホルダーからの納得感に与える影響の大きさも示している。図表3でも、ブロック別平均値が同程度でも標準偏差が相応に大きい場合があり、依存度は地域という変数では説明がつかない大学固有の構造であることがうかがえる。依存度が高い大学は、改定によって財務的効果を得やすいが、その反面、学生・保護者の負担感や学生募集への影響も大きくなりうる。したがって、学納金依存度は、単に高低を評価する指標ではなく、改定の必要性和改定の難しさを同時に規定する制約条件として理解すべきである。

以上を踏まえると、学納金戦略の実務的な含意は明確である。第一に、財務悪化を理由として提示するのであれば、単に「厳しい経営環境」という一般的表現にとどまるのではなく、経常収支差額比率の低下や経常収支差額の水準を具体的に提示することが必要である。第二に、投資を理由とするのであれば、施設設備支出比率や施設・設備整備の内容、教育上の必要性、投資の時期と効果を具体的に示す必要がある。第三に、物価や人件費を理由とするのであれば、外部環境の変化だけでなく、自校の費目別負担の増加を示す内部資料を併置することが望ましい。要するに、学納金改定をめぐる説明責任を実質化するためには、説明を一般論で片付けず、具体的な数値データや裏付けとなる根拠書類を用いて内容を具体化することが不可欠といえる。

5. 限界

本分析にはいくつかの限界が存在する。第一に、本分析は単年度の横断分析であり、因果関係を明らかにするものではない。財務悪化理由群と経常収支差額比率、投資理由群と施設設備支出比率との関係は整合性を示すものであるが、それがどのような因果関係を示すのかは本分析からは判断できない。たとえば、収支悪化が財務悪化理由の選択を促している可能性もあれば、改定を正当化するために財務悪化がより強調されている可能性もある。したがって、本分析が明らかにしたのはあくまで、その相関関係であって、厳密な因果関係ではないのである。

第二に、財務指標はいずれも経常収入を分母とする比率であり、分布が歪む可能性がある。本分析はWelchのt検定を採用したが、分布の歪みや外れ値の影響を完全に排除したわけではない。とりわけ、施設設備支出比率については、一部の大学で大型投資が集中することにより比率が大きく跳ね上がる可能性があるため、平均値の解釈には慎重さが必要である。また、経常収支差額比率についても、単年度の特別な収支変動が反映される場合があり、恒常的な収支力を完全に代表しているとは限らないのである。

第三に、学納金改定理由は調査に基づく自己申告であり、その内容には財務実態だけでなく、大学内の意思決定過程や対外的な説明戦略が反映されうる。したがって、理由は純粋な経営判断の結果というより、「実態」と「対外的な合意形成のための論理」の双方を含んでいる可能性がある。本分析はそれを前提として整合性を捉えているが、その点は分析の限界として慎重に扱う必要がある。むしろ本分析の意義は、そうした意図的な説明を含む回答であっても、財務悪化と投資については一定の実態との対応が確認

された点にあると理解すべきである。

第四に、地域ブロック差の検証は、ブロックごとのサンプル数の偏りに影響される。図表3に示すとおり、北海道16校、東北18校、北関東12校、南関東101校、甲信越12校、北陸9校、東海36校、近畿54校、中国20校、四国4校、九州32校であり、四国や北陸のようにサンプル数の少ないブロックでは、記述統計の不確実性が高まるため、地域差の解釈に慎重さが必要である。とりわけ比率の平均や該当率は少数のサンプルでは変動しやすく、記述統計のみから地域特性を一般化することは適切とはいえないのである。

6. 結論

本分析は、日本の私立大学における学納金改定の「説明」と「財務の実態」の整合性を、日本私立大学協会附置私学高等教育研究所が2025年に実施した『奨学金等に関する現況調査』および東洋経済新報社の『私立大学財政データ』（2025年3月期）を結合することで検証してきた。その結果、大学が学納金改定の正当化の根拠として提示する理由は、決して単なる対外的なアピールや表面的な口実にとどまるものではなく、それぞれの大学が直面している固有の財務構造や投資局面を相応に反映していることが明らかとなった。

特に注目すべきは、財務悪化理由群および投資理由群と、実際の経常収支差額比率や施設設備支出比率との間に観察された統計的に有意な対応関係である。経常収支の余力が乏しい大学ほど「財務状況の悪化」を改定の主因に据え、実際に大規模な設備投資を断行している大学ほど「施設・設備の拡充」を理由に掲げるという構図は、学納金改定という経営判断が、多分にエビデンスに基づいた合理的なプロセスを経て導き出されていることを示唆している。これは、私立大学がステークホルダーに対して行う説明の誠実さを裏付ける証左となり得るものである。

一方で、物価上昇や人件費の高騰といった理由は、将来の改定検討理由として極めて高い該当率を示しながらも、単年度の財務指標との直接的な相関は限定的であった。これは、これらの要因が個別の大学の財務的な特異性というよりも、マクロ経済環境の変化という「共通の脅威」として認識されているためである。今後、インフレ経済への本格的な移行が予測される中で、物価や人件費を理由とした学納金改定は、個別の財務実態を超えた、大学を取り巻く「構造的な共通認識」として定着していく可能性が高い。しかし、そうした一般的な理由が多用される局面においてこそ、大学には自校の具体的なコスト構造の変化を明らかにする、より高度な説明責任が求められることになるだろう。

そして、地域ブロック別の分析からは、収支構造や投資負担に一定のばらつきは認められるものの、学納金戦略そのものを規定する支配的な要因は「地域」という属性よりも、各大学が抱える「個別的な経営状況」にあることが確認された。すなわち、少子化による学生募集環境の悪化や地域経済の停滞は外部環境にはなり得るが、最終的な価格決定を左右するのは、当該法人の収支バランスや投資の緊急度といった内部要因である。

以上の知見を踏まえ、今後の私立大学経営における学納金戦略への提言として、以下の三点を強調したい。

第一に、学納金改定の議論を単なる「改定の妥当性」という二者択一の枠組みから脱却させ、大学の持続可能性を担保するための「戦略的な経営資源の確保」という観点から再定義することである。

第二に、改定理由の提示にあたっては、本分析で用いたような客観的な財務指標（経常収支差額比率や投資比率等）を積極的に開示し、経営の透明性を高めることである。これにより、学生や保護者といったステークホルダーとの建設的な対話が可能となる。

第三に、学納金依存度の高い現状を構造的課題として受け止めつつも、改定によって得られた原資がどのように教育の質の向上や学生支援の拡充に還元されたのかを、事後的に検証・公表するサイクルを確立することである。

学納金は、学生にとっては教育を受けるための「対価」であり、大学にとっては教育研究の質を維持するための「生命線」である。この両者の均衡点を探る作業こそが大学経営の本質であり、本分析が示した財務実態との整合性は、その均衡を保つための客観的な羅針盤となり得るものである。私立大学が激動の時代においてその公共性と自律性を維持するためには、データに基づいた客観的な現状分析と、それに基づく誠実な説明論理の構築が、今後ますます不可欠となるであろう。

第8章. 『奨学金等に関する現況調査』における代表性の検討

松宮 慎治 (信州大学)

1. 社会調査における代表性と本調査の関連

代表性 (representativeness) とは、明確に定義された用語ではないが (鄭 [2022] 2025: 80)、端的に言えば、抽出された標本 (サンプル) が、目標母集団 (target population) をどの程度正確に反映しているかをさす概念である。回収率は高ければ高いほどよいとする一般論は、未回収が特定のパターン (偏り) をともなって発生する可能性にほとんど注意をはらっていない (Elliott and Ellingworth 1997: 1)。たとえば、全体の回収率が 70% であっても、それが全対象者に一様に 0.7 の回答確率が割り振られた結果であれば代表性は保たれる (Elliott and Ellingworth 1997: 1)。しかしながら、特定の属性をもつ層が意図的に回答を控えるようならばつきが生じれば、たとえ回収率が高くとも、サンプリングのランダム性は深刻に損なわれる (Elliott and Ellingworth 1997: 1)。つまり、回収率の高さは代表性を担保するための必要条件ではない。逆にいえば、回収率が低くとも、未回収がランダムであれば代表性は担保されるのである。

代表性の吟味が肝となるのは、これが欠けていれば、いかに精緻な分析をおこなっても、その結果を母集団の特性として一般化できないからである。以上をふまえて本稿では、『奨学金等に関する現況調査』(以下、「本調査」) の代表性を検討する。続く 2 節で、本調査においておこなわれた代表性を担保するための工夫を解説し、3 節で代表性を確認したうえで、4 節でまとめをおこなう。

本調査はすべての私立大学を対象としているため、設計上は標本調査ではなく全数調査の形式をとっている。一見すると全数調査は標本調査よりも正確におもえるが、母集団のサイズが大きい場合、全数調査はむしろ精度が低くなる 경우가少なくない (佐藤 [2015] 2022: 201)。全数調査を目指しながらも回収率が 100% に達しない場合、そのデータは無回答というプロセスを経て、事後的に選別された非確率標本へと変わってしまうからである。全数調査には、督促の徹底が困難なために回答しやすい層ばかりのデータが集まり、かえって母集団の実態から遠ざかるというジレンマがつきまとう。したがって、全数調査を意図した本調査においても、得られたデータが私立大学全体を代表しているか否かを吟味することは避けて通れないのである。

2. 代表性を担保するための工夫

本調査は、2025 年 10 月 14 日に「奨学金等に関する現況調査の実施について (お願い)」と題する文書によって依頼が行われた (私高研第 2025006)。調査対象は大学院大学と 2025 年度開設大学をのぞく私立大学 610 校、調査時期は 2025 年 10 月 14 日～11 月 13 日であり、回答締切は 2025 年 11 月 13 日であった。方法はオンライン調査で、クラウドベースのアンケート作成・配信・分析プラットフォームである SurveyMonkey 上で設計された調査票に、文書に記載された URL から誘導する形がとられた。また、私立大学協会の加盟校には、メーリングリストをつかって 2025 年 11 月 6 日 14 時に、非加盟校には同様の内容を葉書で、それぞれ督促がおこなわれた。なお、調査票と回答

用 URL は、私学高等教育研究所のウェブサイトにも掲載された。

本調査の工夫の第1は、依頼文書からウェブでの回答に誘導している点である。このような方法は「ウェブ誘導型調査 (Push-to-Web)」と呼ばれ、日本の社会調査でも関心が高まっている (藤原ほか 2024: 28)。ウェブ誘導型調査の利点は、(1) 代表性を維持しつつも、データ収集のコストを抑えることが可能なこと、(2) ウェブ調査システムを使えることである (藤原ほか 2024: 28)。東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターが実施した調査プロジェクトである SSJDA Panel を使った検証によれば、ウェブ誘導型調査は、紙の調査票のみの調査や紙とウェブの調査を併用した調査よりも回収率は低くなるものの、変数の分布や関連において大きな違いを示したものは多くないという (藤原ほか 2024: 34)。本調査は、SSJDA Panel とは異なり標本調査ではなく全数調査だが、低コストで代表性を維持するという、SSJDA Panel と同様のメリットを得ていることが期待される。

本調査の工夫の第2は、締切前に督促を行っていることである。この効果を簡単に確認するために、調査回答の日別推移について、SurveyMonkey に記録されたデータ作成日を基準に可視化した。対象は有効回答とみなされた 370 大学から、2025 年度に学生募集を停止した大学、専門職大学、2024 年に開学した大学¹⁾をのぞいた 354 大学とした。結果は次のとおりである (図1)。

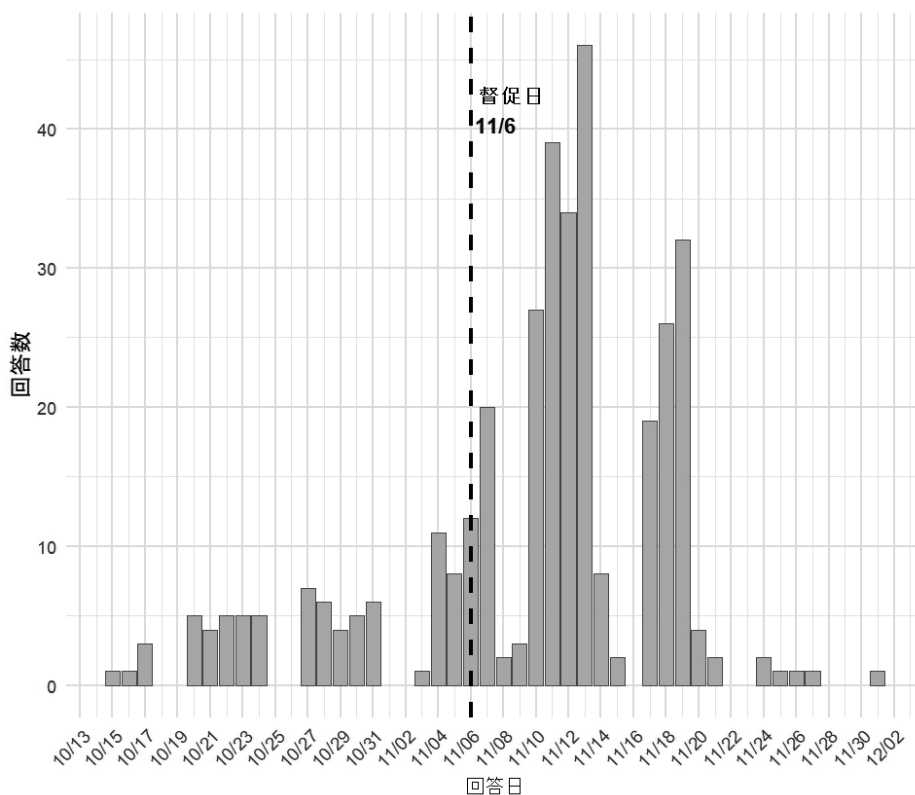


図1 SurveyMonkey に記録された調査回答の日別推移

図1をみると、督促をおこなった11月6日以降、回答大学が如実に増加している。もっとも、督促をおこなった時点が締切の直前であるため、督促による効果と締切による効果を区別することは難しいが、一定程度の意義はあったと想像される。

3. 本調査における代表性

前節のような過程を経て得られたサンプルは、目標母集団であるすべての私立大学をどの程度代表しているのか。この問いに答えるためには、なんらかの特性について、目標母集団であるすべての私立大学と得られたサンプルとを比較する作業が必要となる。本稿では試みに、(1) 基礎情報、(2) 経営、(3) 教育、の3つで比較をおこなうこととした。具体的な変数はそれぞれ次のとおりである。

基礎情報を説明する変数は、学生数、立地（大学進学研究によって示された、「大都市圏」（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫の1都2府5県）、「地方A」（北関東、北陸、甲信越、東海、東近畿、中国、四国の24県）、「地方B」（北海道、東北、九州・沖縄の15道県）の3区分（朴澤 2024: 224）²⁾、学問分野（理・工・農学部もしくは医・獣医・歯学部を保有するかどうか）、女子大学かどうか、学部の平均偏差値³⁾、設置年である。経営を説明する変数は、定員充足率、自己資金比率⁴⁾、運用可能資産⁵⁾、人件費⁶⁾である。教育を説明する変数は、教育研究経費⁷⁾と教員1人あたり学生数である。出典はそれぞれ、偏差値が『蛍雪時代』（旺文社）、設置年が『大学情報データベース』（東京大学）、それ以外はすべて『大学四季報データベース』（東洋経済新報社）である⁸⁾。なお、『大学四季報データベース』の収録範囲は、『全国大学一覧』（文部科学省）に一致する（松宮ほか 2023: 173）ため、代表性の確認に適している。

これらの変数の基礎統計量は次のとおりである（表1、2）。

表1 分析にもちいた変数の基礎統計量：回答校

変数	n	平均	標準偏差	中央値	最小値	最大値
学生数	353	3579.74	5409.82	1715.00	72.00	46254.00
大都市圏	354	.55	.50	1.00	.00	1.00
地方A	354	.23	.42	.00	.00	1.00
地方B	354	.22	.42	.00	.00	1.00
理工農学系	354	.18	.39	.00	.00	1.00
医・獣医・歯学部	354	.08	.27	.00	.00	1.00
女子大学	354	.11	.32	.00	.00	1.00
平均偏差値	350	42.54	4.72	41.26	34.57	61.00
設置年	354	1978.36	21.81	1972.00	1950.00	2022.00
定員充足率	353	96.06	14.20	99.10	23.80	124.90
自己資金比率	354	85.43	9.31	87.60	34.80	98.80
運用可能資産	354	17749.52	29351.14	7118.00	-3530.00	192572.00
人件費	354	5551.38	9091.91	2701.50	113.00	73454.00
教育研究経費	354	4858.79	10995.36	1771.00	75.00	93845.00
教員1人あたり学生数	353	21.16	9.41	20.30	.80	49.30

表2 分析にもちいた変数の基礎統計量：非回答校

	n	平均	標準偏差	中央値	最小値	最大値
学生数	230	3849.63	7114.72	1537.50	69.00	69563.00
大都市圏	231	.65	.48	1.00	.00	1.00
地方A	231	.21	.41	.00	.00	1.00
地方B	231	.14	.35	.00	.00	1.00
理工農学系	231	.14	.35	.00	.00	1.00
医・獣医・歯学部	231	.09	.28	.00	.00	1.00
女子大学	231	.12	.33	.00	.00	1.00
平均偏差値	224	42.87	5.22	41.00	34.67	64.00
設置年	231	1981.66	22.28	1988.00	1950.00	2021.00
定員充足率	228	95.56	17.08	100.65	18.20	133.30
自己資金比率	230	86.16	9.92	89.05	36.20	98.80
運用可能資産	228	26179.72	51747.01	9603.50	-3530.00	393502.00
人件費	228	7845.19	13203.13	3151.50	302.00	92884.00
教育研究経費	228	7578.92	16353.68	1934.00	103.00	125127.00
教員1人あたり学生数	228	22.71	14.22	20.80	1.00	123.10

ここで、代表性の確認をおこなうためには、各変数について、既知の目標母集団であるすべての私立大学のうち、回答校と非回答校で統計的仮説検定をおこなう方法が考えられる。具体的には、有意差があればその変数にかんしてサンプルが母集団を代表していない可能性があるとして解釈できる。しかしながら、この方法では、サンプルサイズが大きい場合に、実質的な差が小さくても有意になりやすいという問題が生じる。

そこで本稿では、標準化平均差 (Standardized Mean Difference、以下「SMD」) によって効果量を評価する。SMD は、連続変数の場合、母集団平均 μ 、サンプル平均 \bar{x} 、母集団標準偏差 σ とすると、

$$d = \frac{\bar{x} - \mu}{\sigma}$$

と書ける。また、二値のカテゴリ変数の場合、平均=割合となるため、回答校における該当カテゴリの割合 (回答校の平均) を P_R 、非回答校における該当カテゴリの割合 (非回答校の平均) P_N として、

$$d = \frac{P_R - P_N}{\sigma}$$

と書ける。あわせて、SMD を利用することで、単位が異なる変数をすべて標準化して比較できるというメリットが得られる。

各変数の SMD を可視化した結果は、次のとおりである (図 2)。

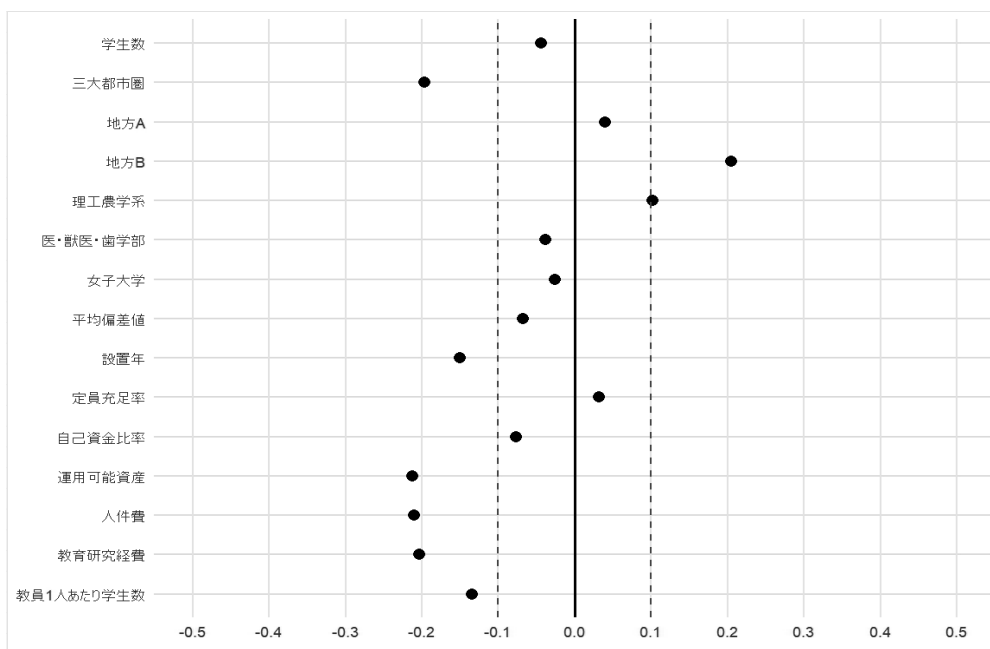


図2 SMD (回答校—非回答校)

既述の式にもとづき、 $d < 0$ のとき、回答校の平均 < 非回答校の平均 ($d > 0$ のときはその逆)となる。SMDによって代表性を確認する場合、絶対値が0.1を下回っていれば特性がバランスしている(偏りが無い)とみなす基準(Austin 2009)がよくつかわれる。この基準をもとに図2をみると、学生数、地方A、学問分野、女子大学かどうか、平均偏差値、定員充足率、自己資金比率については、SMDの絶対値が0.1前後以下となっている。よってこれらの特性についてはバランスしている(偏りが無い)と考えることができる。一方で、回答校よりも非回答校のほうが、大都市圏に多く、設置年が新しく、運用可能資産、人件費、教育研究経費、教員1人あたり学生数が大きいことがわかる。裏を返せば、回答校の傾向は、非大都市圏(とくに地方B)にあり、設置年が古く、運用可能資産、人件費、教育研究経費、教員1人あたり学生数が小さい大学であるといえる。

ただし、このような傾向は、回答校と非回答校の相対的な比較にもとづくものにすぎない。言い換えれば、SMDで得られるのは、回答校と非回答校の相対的な違いのみであって、なんらかの絶対的な基準にもとづく比較ができるわけではないことに注意を要する。

4. まとめ

本稿では、本調査の代表性を検討するために、調査過程で施された代表性を担保するための工夫を解説したうえで、SMDをつかって代表性を確認してきた。分析によれば、本調査にもとづいて示されるさまざまな結果を、目標母集団であるすべての私立大学の

特性を一般化したものとして積極的に解釈することは難しい。あくまで回答校、すなわち、(1) 学生数、地方 A、学問分野、女子大学かどうか、平均偏差値、定員充足率、自己資金比率については偏りがなく、(2) 非大都市圏（とくに地方 B）にあり、設置年が古く、運用可能資産、人件費、教育研究経費、教員 1 人あたり学生数が相対的に小さい大学群を対象とした、いわばサブグループ解析の結果として抑制的に解釈することが求められる。

非回答校の傾向は、相対的には、大都市圏にあり、設置年が新しく、運用可能資産、人件費、教育研究経費、教員 1 人あたり学生数が大きい大学であった。これらの大学の多くは、もしかすると、たんに私立大学協会に加盟していないために、本調査へ回答するインセンティブが相対的に弱かっただけかもしれない。その可能性の検証は本稿ではおこなっていないため、たしかなことはいえない。また、本稿の分析は観測可能な特定の変数にもとづくものであり、ほかの変数を加えた場合や、重みづけなどによって補正をおこなった場合、偏りの評価が変わる可能性もある。これらの課題の克服には、別稿を期す。

【付録】

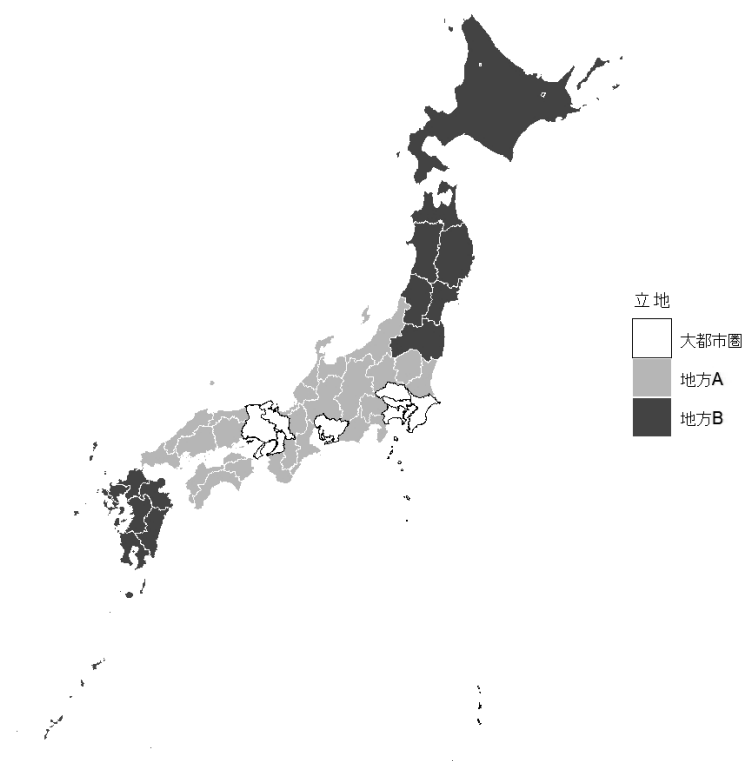
分析で用いた R のスクリプトは、Open Science Framework<<https://doi.org/10.17605/OSF.IO/F9J78>>に公開している。

【謝辞】

本稿の執筆にあたり、JSPS 科研費 JP24K16629、JP24K00387 の助成を受けた。また、両角亜希子先生には『大学情報データベース』（東京大学）の利用を許可いただいた。以上、記して感謝する。

【注】

- 1) 次節で『大学四季報データベース』（東洋経済新報社）の 2023 年版とマージする都合上、対象からのぞいた。
- 2) 都道府県単位では次のとおり。大都市圏：埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫。地方 A：群馬、栃木、茨城、福井、石川、富山、山梨、長野、新潟、岐阜、静岡、滋賀、三重、奈良、和歌山、鳥取、岡山、島根、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知。地方 B：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、福岡、大分、熊本、佐賀、長崎、鹿児島、宮崎、沖縄。この 3 区分は、大都市圏を中心とした同心円状の構造をもつ（朴澤 2024: 224）。可視化すると次のとおり（付図）。



付図 朴澤 (2024) にもとづく大都市圏・地方 A・地方 B の可視化

- 3) 学部学科／入試方式の平均をとった大学単位の変数とした。
- 4) 自己資金（純資産）÷総資産。
- 5) 流動資産＋特定資産＋その他固定資産－流動負債－第 4 号基本金。単位は百万円。
- 6) 教職員等の給与・賞与・退職金。単位は百万円。
- 7) 単位は百万円。
- 8) ただし、執筆時点で入手可能な最新のものとして、学生数、立地、学問分野、女子大学かどうか、定員充足率、教員 1 人あたり学生数については 2023 年度のデータを、学部の平均偏差値は 2024 年度のデータを、自己資金比率、運用可能資産、人件費、教育研究経費については 2022 年度のデータを、それぞれ用いた。

[文献]

- Austin, Peter C, 2009, “Using the Standardized Difference to Compare the Prevalence of a Binary Variable Between Two Groups in Observational Research,” *Communications in Statistics - Simulation and Computation*, 38(6), 1228-1234.
- Elliott, C and Ellingworth D, 1997, “Assessing the Representativeness of the 1992

British Crime Survey: The Impact of Sampling Error and Response Biases,”
Sociological Research Online, 2(4), 55-70.

藤原翔・石田賢示・谷口沙恵, 2024, 「ウェブ誘導型調査の可能性——SSJDA Panel の事例から」『社会と調査』33: 28-37.

朴澤泰男, 2024, 「少子社会日本における高等教育へのアクセス——大学進学・選択行動の地域的差異から考える」『名古屋高等教育研究』24: 223-42.

佐藤郁哉, [2015] 2022, 『社会調査の考え方 上』東京大学出版会.

鄭躍軍, [2022] 2025, 『統計調査法——社会科学のためのデータサイエンス』共立出版.

松宮慎治・中尾走・樊怡舟, 2023, 「私立大学に対する定員管理厳格化政策による地方分散の趨勢——入学定員充足率の時系列データを用いた再検討」『教育社会学研究』112: 169-90.

第9章. 修学支援新制度の実態と展望

坂下 景子 (私学高等教育研究所)

本プロジェクトで2025年11月に行った「奨学金等に関する現況調査」には調査対象610大学中370大学と多くの学校からご回答をいただいた。

修学支援新制度は2020年の開始の当初予算が4,882億円と類を見ない大規模で画期的な奨学金である。その意義は評価できるものの、少子化対策という社会福祉政策として政治的な動きの中で早急に決まったため、教育政策としては適切ではない点が散見される。教育現場の実状を踏まえておらず、当初から現在にいたるまで現場の混乱が続いている。

こうした現場の負担を軽減するような措置が政府で取られないままであるのは、学生に奨学金が支給されることにより大学が財務的に潤うため、大学に学生に関する事務作業を負担させても構わないとする誤解に基づいている。修学支援新制度の開始以前は学生・保護者が個人で学納金を負担していたのであって、新たな奨学金制度が始まったからといって、大学の収入が増えるわけではない。

調査の集計は、本冊子の基礎集計をご覧いただきたい。ここでは、調査に寄せられた自由記述を中心に、私立大学の事務担当者から見た修学支援新制度の現状を紹介し、学生・学校・社会にとって有効で公平な制度となるよう方向性を提示したい。

1. 学業要件厳格化について

(1) 制度への誤解

日本学生支援機構（以下 JASSO）では、修学支援新制度（以下新制度）に関してリーフレットを作成し、高校生や大学の在学生向けに告知している。リーフレットは必要な情報をまとめ、見やすい作りとなっており、初めて奨学金の情報に接する生徒・学生及び保護者が理解しやすいもので、成績のみの評価ではなく学ぶ意欲があれば受けられる、ということを強調している。他方で、在学期間の4年間に亘って一定の学業成績が求められることを読み取れない。これは、学業要件への不安から最初の段階で生徒・学生が申込を控えることの回避のためであるかもしれないが、学業要件への理解が乏しい状態で支援を受け始めても、停止・廃止に繋がって、学業を諦めざるを得ないケースが発生している。

また、支援開始時は学修意欲のみで成績を判断基準としなくても認められるが、在学中は学業要件がかかり基準が変わるというアンバランスな状況も指摘されている。

学生・保護者ともに学業要件への理解不足が大学へのクレームと繋がっており、現場では対応に苦慮している。

文部科学省と JASSO による学業要件等についての十分な告知が望まれる。

<意見の抜粋>

○学生及び保護者が学業要件を理解するような事前告知を希望する。

○入学時の学修意欲から在学期間中は学業要件と、評価基準が変化することを周知すべきだ。

- 学生・保護者からの問い合わせ先は各大学ではなく文部科学省や JASSO 等の国の機関とすべきだ。
- 学修計画書のみでの判断では不透明であり疑義がある。

(2) 厳格化を支持する声

学生の意欲向上や公的支援授受の意識の醸成の必要性から、厳格化への一定の理解を示す意見が見られるものの、全要件を可とする意見はごく少数に留まっており、特に GPA 基準を中心に批判が寄せられている。

<意見の抜粋>

- 返還義務がない中、学生の意欲の向上と制度意義を理解させる必要性がある。
- 多子世帯への支援拡充に伴い対象者が増加しており、必要な措置として理解できる。
- ある程度の学力基準は必要である。

(3) 学生の実態との乖離

新制度の目的は、経済的に困窮している家庭の学生の修学を支援するものであるが、公金が投入されているため、学業要件も必要であることには、一定の理解が得られている。その一方で、学生の中には、学修意欲はあるものの、勉強しても思ったような効果が得られないこともある。給付奨学金を受けていても、その他の納付金や生活費のためにアルバイトをせざるを得ず、勉強のみに集中できないケースも多々見られる。

学生には、本人や家族の病気、家計の急変、人間関係や進路等の悩みなど、様々な事情を抱えている場合がある。こうした学生たちにとって厳しい学業要件は、途中で修学を諦めることに繋がりがねず、学生生活を不安な中で送ることを強いている。新制度は、「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍すること」を目的としているが、学位を得ることにより社会で生きていくことができれば、目的を果たせる。厳格化は、学生に寄り添って目的を達成することには繋がらず、柔軟な制度設定が望まれる。

<意見の抜粋>

- 学生の多様な状況に応じておらず学生の実態と乖離している。
- 大学が学びの意欲を引き出すことと支援制度の柔軟性との両輪が必要である。
- 家庭の経済事情からアルバイトをせざるを得ない学生が授業との両立に苦心しており、努力しているが厳しい学業要件に退学を選択せざるを得なくなる状況は望ましくない。
- 学生の背景を考慮せず、厳格化により退学につながることに危機感を覚える。
- 学業要件への恐れから進路選択や授業履修を絞る者が発生しており、制度意義と乖離している。

(4) 事務負担の増加

新たに多子世帯向けに新制度の対象者が拡充され、事務負担が急増した。対象者が3倍になったとする回答もあり、急激な増加が事務を圧迫している状態が明らかである。急な制度変更は事務的な間違いを引き起こす。年度末の短い期間に多くの対象者に大量

の書類を正確に作成することは容易ではない。要件の変更は過度な事務負担を生じさせており、本来の学生支援業務に支障をきたしている。

<意見の抜粋>

- 急な変更は学生・事務担当者ともに混乱を発生させている。
- 短期間に大量の事務処理に追われることによる事務担当者の疲弊は限界に近付いている。
- 重要で基本的な本来の学生支援業務が滞っている。

(5) 学業要件のあるべき姿

学生は、それぞれの希望に沿い、多種多様な学問形態を取る大学に進学している。大学の学問の体系化は、その目的によって異なっており、現状の一律の学業基準はそぐわず、学生の実態とも乖離している。特にGPAは、大学によっても、学部によっても評価基準が異なっており不平等感があること、他の学生の成績との関係で本人の努力ではどうにもならない評価であることから反対意見が多い。

停止・廃止になった場合、猶予や復活の措置が取られず、将来の負担が嵩むことを恐れた結果、退学につながるケースが発生しており、制度目的に沿っていない。学生が勉強に向かう励みになるとともに、実現可能な要件となるように、以下の意見が寄せられた。

- 大学側の裁量を拡大する。
- 大学ごとの進級基準や単位取得数の設置を認める。
- 資格取得を達成することで可とする制度設計を望む。
- 停止・廃止の際の猶予・復活の措置を認める。

学業要件厳格化は、その措置自体は一定程度認めるものの、特にGPAについては学生の実態と乖離していることから、廃止すべきである。

高校生、在学生、保護者が制度を理解しておらず、特に多子世帯の対象者に理解が乏しく混乱をもたらしている。このため、国による事前の告知の強化が期待される。

多子世帯に関しては、家計所得の上限が撤廃されたことから、制度趣旨と乖離している。学生の間には不平等感を生じさせず、充実した制度になるような制度改革が望まれる。

2. 機関要件厳格化について

(1) 学生支援に逆行する動き

文部科学省の新制度の説明資料によると、本制度は生徒・学生の「学びたい気持ちを応援」する制度とされている。つまり、学生が学びたい大学に進学できるよう支援するはずであるが、大学に機関要件が課されていることにより、生徒の進学の実選択の幅を狭める結果を生じている。

そもそも、生徒・学生への個人補助と大学への機関要件には関連性がない。これを機会に大学を整理する意図があるのではないかという疑念の声も寄せられている。実務経験のある教員が一定数いること等も学生支援への関連性が見いだせない。

生徒によっては、本人の健康状況、家庭の経営状況など様々な要因から進学希望の大学が地域に限定されるケースがある。しかし、機関要件により希望大学が対象から外れたために進学できなくなることは、進路選択の機会を阻む結果になる。

<意見の抜粋>

○新制度の趣旨と乖離している。

○機関要件により生徒の進学を選択を阻むことになり、教育機会均等に逆行している。

(2) 高等教育の現況との隔たり

日本私立学校振興・共済事業団によると、2025年度の定員割れ大学の割合は53.2%である。これは、少子化と短期大学・専門学校から四年制大学への転換等による大学数の増加の影響を受けている。外部要因であり、大学改革に力を入れても容易に解決できる問題ではない。こうした現状にも関わらず、定員充足率を理由に要件を満たしていないとすることは、学生の選択肢を減らすことに繋がり、新制度の趣旨に反している。

特に地方・中小規模大学は、地元の人材育成に大きな役割を果たしており、修学の機会を奪うことは地域社会の衰退をもたらし、地域格差が拡大しかねない。要件を全国一律にせず、地方や大学の特性に応じた柔軟な仕組みが必要である。なお、少数ながら一定の機関要件を支持する声もあった。

学校教育法等により大学の教育及び財務情報は公開されており、定員が充足していなくてもその大学に進学したいと思うかは、学生の選択に依っている。定員充足率を満たしていないことを理由に大学教育が適正でないと言うことはできない。財務条件は、事業活動収支が使われるが、資金収支と違い減価償却を含むため赤字が出やすくなり、指標として相応しくない。

本来、個人補助に機関要件を結びつけていることに無理がある。それでも敢えて要件が必要であるなら、第三者評価機関の認証評価を得ていることや設立時に文部科学省から大学としての認可を受けていることを評価すべきだ。

<意見の抜粋>

○個人補助であり、機関要件は不要である。

○機関要件が生徒の進学機会を阻む可能性が発生している。

3. 設置主体（国・公・私）によって異なる授業料等の自己負担額について

(1) 国・公立と私立で異なる「無償化」の意味

減免額の上限設定については、少数ではあるが致し方ないとする意見が一部にある。確かに、国の限られた財源で新制度を継続させなければならず、不当な値上を抑える必要性もあることから、これらが理由として挙げられている。ただし、支援額の柔軟性を考慮すべきとの意見の併記が見られる。

2020年の制度開始から5年、この間物価が上昇しており、本調査においても今後の授業料の値上を予定するとした大学は学部ごとに回答校の88～98%に上っている。学費への転嫁を考えざるを得ない大学が増加すると見られ、支援制度が拡大しない場合、学生の自己負担は増加することになる。この場合、国立大学は実質無償となるが、私立大学は国立大学より授業料が高いため無償とはならない。「無償化」を誤解する学生・保護者

からのクレームは大学に向かっており、その対応も事務負担として大学にのしかかっている。

新制度では設置主体を問わず一律に授業料としているが、国・公立と異なり私学は施設・設備費や実習費等が別途かかる。こうした実態を踏まえず、国・公立の授業料を基準としながら、総学生数の8割という大多数が、私学に通っていることを理由に支援額が異なることは、学生の個人支援であるのに不公平である。

本来は、経済的に困難な家庭の学生は費用が安い国立大学が受け入れるべきであるが実態は多くが私立大学に通っている。現実と支援必要度とが乖離している。また、国・公・私の機関補助の格差が私立大学の学生へのしわ寄せとなっている。

物価や学部・学科の違い等に応じた柔軟な支援制度への早急な変更が望まれる。

<意見の抜粋>

- 「無償化」を誤解し、私立大学も無償になると考えた学生・保護者からのクレームが増加している。
- 物価に応じ、上限額を拡大すべきだ。
- 学部・学科によって異なる平均授業料に応じた支援額とするような柔軟な設定が求められる。
- 私立大学には上限額があることや希望分野が開設されていないなどの理由により国・公立に進学できない又は進学しない学生の進路選択を奪っている。

4. 修学支援新制度や JASSO の奨学金について

(1) 申請業務の課題

修学支援新制度の対象者は本調査において 2024 年度では全学生の 11.4%、特に小規模大学においては 16.3%にまで達しており、少数の一部学生に関する業務とは言えない過大な事務量となっている。資産や家計状況の確認のため家庭の状況という学生の個人情報に踏み込む必要性もあり、学生と担当者の双方に心理的負担を課している。学校の情報セキュリティの課題も生じる。量的にも質的にも、担当職員を限界まで追い込んでいる。

申請業務の改善等に関して、具体的に以下の意見が寄せられた。

- ① 申請書類が複雑なため、担当も学生・保護者も理解できる簡易なものに変更すべきだ。
- ② 各種認定や区分変更等の全業務における文書での大学から学生への通知を廃止し、JASSO のシステム上で管理、出力できるシステムの構築が求められる。
- ③ 各種文書の通知のための印刷・郵送コストの削減と業務負担の軽減のため、DX 化すべきだ。
- ④ 申請・管理・継続がスカラネット、スカラネット・パーソナル、スカラ AC と分かれ混乱するため一本化したほうがよい。
- ⑤ 給付奨学金と授業料減免と二つの申請が必要であることを理解できない学生・保護者が多数存在するため一本化すべきだ。
- ⑥ 給付型奨学金と第一種奨学金の併給調整を理解していない学生・保護者が多数存在しており、学納金計画に狂いが発生するため廃止すべきだ。

- ⑦ 端数処理が必要とならないような区分の設定とすべきだ。
- ⑧ 秋の区分変更は大学暦と合わないため変更すべきだ。
- ⑨ 区分変更により過年度の修正が必要となり煩雑なため、年度を跨がない制度に変更したほうがよい。
- ⑩ 区分により納付と還付が発生し、還付の場合は学校に振込手数料も発生する。事務上のミスに繋がりがねず不安だ。
- ⑪ JASSO の区分確定が遅く業務が遅れるため早急な決定を望む。
- ⑫ 第一区分、第一区分多子を理解できない学生・保護者が多いため名称を変更すべきだ。
- ⑬ 多子世帯の要件がわかりづらく、対象にも関わらず申請しなかった学生や申請上の間違いが多数発生している。
- ⑭ 記載間違いを訂正する際に全項目の再記入とせず、関連項目のみの入力とすべきだ。
- ⑮ 学生の扶養者数や税情報の誤表記が多発している。マイナンバーカードから情報が判明することは JASSO で処理すれば済むことである。
- ⑯ 学生への不採用理由を詳細に明示してほしい。大学ではわからないため、学生から問い合わせられても回答できない。
- ⑰ 自ら辞退することを希望する学生が辞退できるようにすべきだ。
- ⑱ 多子が外れてその後復活する可能性が低いにも関わらず学生に継続手続きをさせる必要はない。
- ⑲ 「廃止（遡及取消）」の学生が退学した場合、大学と既に関与がない関係であり、住所等を知り得ないにも関わらず免額の徴収を求められることには疑義がある。
- ⑳ 特例措置など大学によって判断が異なる公平な基準を設定すべきだ。
- ㉑ 学期末の繁忙期の業務の集中を回避してほしい。
- ㉒ JASSO の問い合わせ電話が繋がらない、担当者が高圧的、JASSO が学生からの基礎的な質問にも大学に問い合わせるようにと回答、スカラ AC の質問回数の制限、JASSO の部署間および JASSO と文部科学省での問題のたら回し等を改善してほしい。
- ㉓ JASSO や文部科学省による税情報を絡めた担当者研修の実施を望む。
- ㉔ 学生にアルバイト額が区分に影響することを文部科学省や JASSO で丁寧に説明してほしい。

(2) 政策誘導の危険性

文部科学省は、新制度の奨学金が大学に振り込まれるまで支払いを猶予するよう大学に求めているが、経営計画に大きな影響が出るため、容易にできることではない。学生のためと言うなら、政府の支払いを早めるのが筋であり、政府の義務を大学に転嫁するのは筋違いである。

猶予した場合も、不採用や支援区分により一部請求や還付など、様々なケースが発生しており、事務的に錯誤が起こり得る状況で危険だ。

奨学金業務は範囲が広く膨大でかつ対象者も多数であるにも関わらず、業務負担への補助金が支給されないことも問題である。

上記の意見もそれぞれ寄せられた。

(3) 現場の現状を踏まえた制度面の改正の要望

上述の(1)では、寄せられた意見から業務の具体的な改正案を提示した。ここでは、制度面からの意見を示す。

申請業務には多数の課題があるが、制度としても根本的な問題を孕んでいる。

まず、「無償化」を謳っているが、私立においては平均学納金との差額に加え、施設・設備費などもあり「無償」にならないケースが大多数である。それを理解していない学生・保護者から多数のクレームが大学に寄せられているが、これは大学の責任ではない。特に多子世帯に関しては、「無償」と勘違いをするケースが続出している。学業要件についても情報が十分には行き渡っていない。

新制度は経済的に困窮している家庭の学生を支援する制度であるにも関わらず、多子世帯は所得要件が撤廃されており、同じ要件での支給への疑問の声も寄せられている。

制度の改正要望等について以下の意見が寄せられた。

- ① 学生個人と JASSO で進めるべき事務作業に大学が間に入る必要性はない。大学が関与するのは、成績などの在籍管理関係のみでよく、国から学生に直接給付すればよい。
- ② 個人補助に大学を関与させることに疑義を生じている。
- ③ 多子世帯に関しては、困窮家庭でない学生が対象となっていることが制度の意義と乖離している。
- ④ 多子世帯に年収制限を設け、中間層への奨学金を拡充すべきだ。
- ⑤ 多子の認定や学業要件への認識が学生・保護者に低く、「無償化」を完全に無償と誤解するケースも多発しており、大学へのクレームが急増している。
- ⑥ 学業要件については従来から大学にクレームが多く寄せられており、業務負担となっている。文部科学省や JASSO の告知が不十分なためだが、JASSO の奨学金案内の冊子がダイジェスト版になり、詳細は WEB を参照するよう変更されたが、学生・保護者は見に行かないため新制度への理解が十分ではない。

JASSO の HP などでも、まだ奨学金の申請が間に合う、各大学に問い合わせをするように、といった文言が見られるが、年度末の多忙な時期に直前に申請をされると大学業務の負担になる。発信時期を見直していただきたい。国の制度なのだから問合せは JASSO などの国の機関で行うべきである。

財務省の財政制度等審議会が、修学支援新制度が定員未充足大学の救済となっていると指摘しているが、23 区規制や定員厳格化などの様々な要素を考慮しておらず、一面的な主張である。公正な奨学金制度の構築が望まれる。

まとめ

本調査の自由記述には 764 件もの多くの意見が寄せられた。多忙な大学の担当者にお時間を割いていただいたことに感謝申し上げる。一方、これだけ多くの疑義が寄せられるということは、制度自体の欠陥を示している。

寄せられた意見からは、担当者が学生を思いやり、公正で充実した制度となることを強く希望しながら、膨大な事務作業を短時間でこなさねばならず、疲弊している様子が

伝わってくる。

主な課題は以下である。

- 1, 国による個人補助であるにも関わらず奨学金の申請への関与は大学の負担が過大であること。
- 2, 申請書類が複雑かつ膨大であり、事務担当者、学生・保護者ともに混乱を生じていること。
- 3, 学生・保護者に学業要件や多子世帯の条件への理解が十分ではなく、大学の責任とされていること。
- 4, 学業要件厳格化が制度趣旨及び学生の実態と乖離しており、特に GPA 基準は学生本人の努力と関連がなく適切でないこと。

本制度によって私立大学が財政的に潤っているという誤解が見られるが、私立大学にとっては、支弁先が学生本人から新制度に替わっただけであって、機関補助ではなく、増益になるわけではない。

申請に大学が関与するのは当然とする政府の姿勢は、申請業務の間接経費を補助しないことにも表れている。

個人補助であるならば、大学に関わるのは成績などの在籍管理部分のみである。政府に代わって関与するならば、オーバーヘッドを出すのが筋である。

複雑で膨大な申請業務であるので、DX化、マイナンバーカードとの連結など改善できる点が多い。奨学金の申請で間違いが発生すると学生の人生に大きな影響を与えるため、早急な改善が必要だが、個別の課題は様々な機会に文部科学省に伝えられているものの部分的な改善に留まっている。本稿での申請に関する具体的な改善案は、実現可能なものであり、政府には制度設計の再考を求めたい。

奨学金は公金が投入されるため、一定程度の基準が設けられるというのは理解できるが、過度に厳しくする必要はない。大学・学部ごとの進級条件の設置や個人の事情への配慮など緩やかな基準とし、経済的に困難な家庭の学生の学業を支援するという本来の新制度の趣旨に立ち返るべきである。

多子世帯の拡充で所得要件が撤廃されたが、これは、困窮家庭の支援に主眼が置かれている制度の趣旨と乖離している。中間層への支援を広げる方策も必要である。

多子世帯を中心に学生・保護者の制度理解が不十分であり、大学だけではクレームに対応できない。新制度はあくまで国の制度であるから、問い合わせは大学ではなく JASSO などの国の機関が対処すべきである。

以上のとおり、本稿では、奨学金に関わる現場からその実態を踏まえた切実な改善要望が多く寄せられた。明解で公正な奨学金制度の再構築が求められる。

奨学金等に関する 現況調査

(基礎集計)

目 次

Q1. 直近の学納金改定年	109	Q14. 学生支援（学生課等）を担当するスタッフ総数及び奨学金の担当者数	122
Q2. 学納金改定に影響を与えた要因	110	Q15～17. 2023～2025年度の更新確認申請書（別紙）の対象学生数	123
Q3. 今後の学納金の改定予定	111	Q18～20. 2022～2024年度の日本学生支援機構の貸与型奨学金採用決定者数	125
Q4. 学納金の改定予定の内容	112	Q21～23. 2023～2025年度の更新確認申請書（別紙）の認定取消等の対象学生数	126
Q5. 学納金の値上げを検討する要因	113	Q24. 認定取消になった学生への特例措置の状況	129
Q6. 独自の学生支援制度の状況	114	Q25. 廃止となった学生の取り扱いについての意見	130
Q7. 2024年度の独自の学生支援制度の規模別の状況	115	Q26. 経済的理由で中退する学生の増減	132
Q8. 2024年度の独自の学生支援制度の費用と対象人数	116	Q27. 学業要件厳格化についての意見	133
Q9. 独自の学生支援制度の今後の見通し	117	Q28. 機関要件厳格化についての意見	135
Q10. 独自の学生支援制度の説明を行っている媒体	118	Q29. 設置主体（国公立）によって異なる授業料等の自己負担額についての意見	137
Q11. 奨学金に関する業務の状況	119	Q30. 修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金等についての意見	139
Q12. 修学支援新制度に関連する事務負担	121		
Q13. 修学支援新制度以外の奨学金業務の負担感	122		

Q1. 直近の学納金改定年（*一部学部のみでも改定とする）

年度	校数	%
1990年代	3	0.9%
2000～2005	5	1.4%
2006～2010	11	3.2%
2011～2015	15	4.3%
2016	6	1.7%
2017	8	2.3%
2018	9	2.6%
2019	14	4.0%
2020	32	9.2%
2021	19	5.5%
2022	14	4.0%
2023	12	3.5%
2024	58	16.7%
2025	100	28.8%
2026	14	4.0%
2027	2	0.6%
改定していない	25	7.2%
合計	347	100%

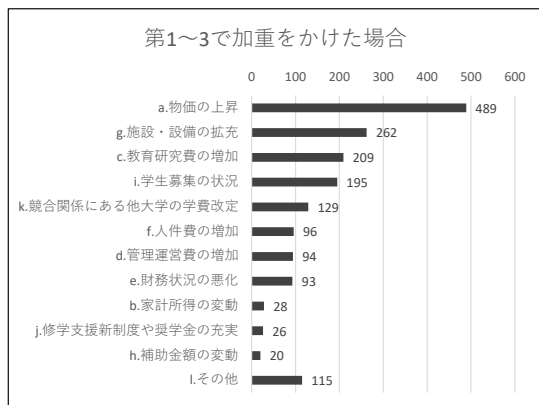
○直近の学納金を改定した大学数は、**2019年14校4.0%、2020年が32校9.2%**であるが、**2019年の消費税10%への改定の影響**と考えられる。

○最も改定数が多い年は**2025年の100校28.8%**で、**2024年も58校16.7%**が改定を実施している。

○**2026年以降の改定予定を上げて**いる大学も見られる。

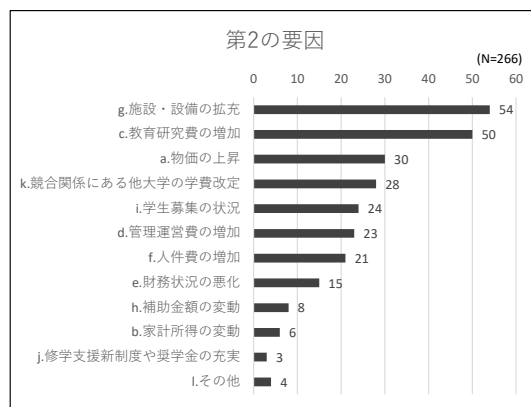
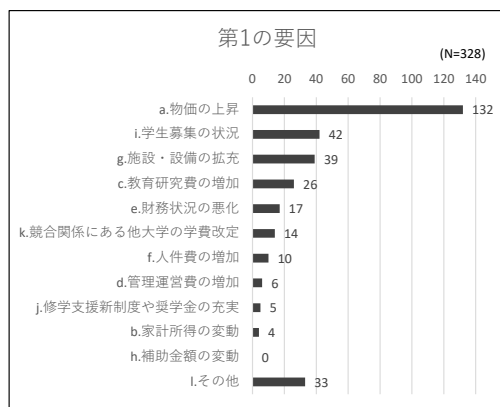
○ここ数年の物価上昇の影響が学納金に及んできた様子が見える。

Q2.学納金改定に影響を与えた要因 (*影響の大きい順に3つ)



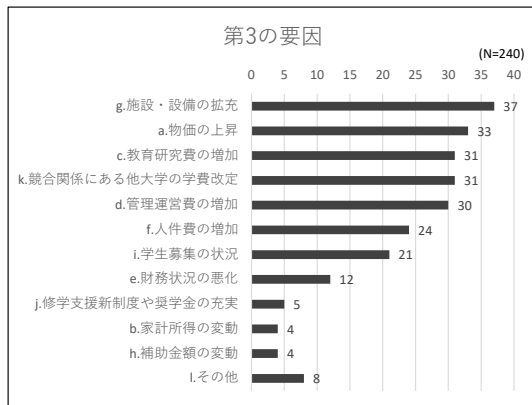
第1～3で加重をかけた場合	
a.物価の上昇	489
g.施設・設備の拡充	262
c.教育研究費の増加	209
i.学生募集の状況	195
k.競合関係にある他大学の学費改定	129
f.人件費の増加	96
d.管理運営費の増加	94
e.財務状況の悪化	93
b.家計所得の変動	28
j.修学支援新制度や奨学金の充実	26
h.補助金額の変動	20
l.その他	115

- 学納金改定について第1から第3の要因にかけて3点から1点の加重を付けて集計した。
- 「物価の上昇」が最も大きい。学納金以外の収入で支出増をカバーできなくなっている。
- 物価上昇に続いて、施設・設備、教育研究費、学生募集が挙げられている。
- 「学生募集の状況」については、募集が堅調なため改定したケースと悪化して収入が減少したため改定したケースがあると考えられる。
- 第2、第3の要因では施設・設備がトップである。施設・設備の充実が改定理由に挙げ易いことを示しており、学生確保のための改善整備が進められていることを示している。競合校の改定状況にも注目されている。



第1の要因	校数	%
a.物価の上昇	132	40.2%
i.学生募集の状況	42	12.8%
g.施設・設備の拡充	39	11.9%
c.教育研究費の増加	26	7.9%
e.財務状況の悪化	17	5.2%
k.競合関係にある他大学の学費改定	14	4.3%
f.人件費の増加	10	3.0%
d.管理運営費の増加	6	1.8%
j.修学支援新制度や奨学金の充実	5	1.5%
b.家計所得の変動	4	1.2%
h.補助金額の変動	0	0.0%
l.その他	33	10.1%

第2の要因	校数	%
g.施設・設備の拡充	54	20.3%
c.教育研究費の増加	50	18.8%
a.物価の上昇	30	11.3%
k.競合関係にある他大学の学費改定	28	10.5%
i.学生募集の状況	24	9.0%
d.管理運営費の増加	23	8.6%
f.人件費の増加	21	7.9%
e.財務状況の悪化	15	5.6%
h.補助金額の変動	8	3.0%
b.家計所得の変動	6	2.3%
j.修学支援新制度や奨学金の充実	3	1.1%
l.その他	4	1.5%

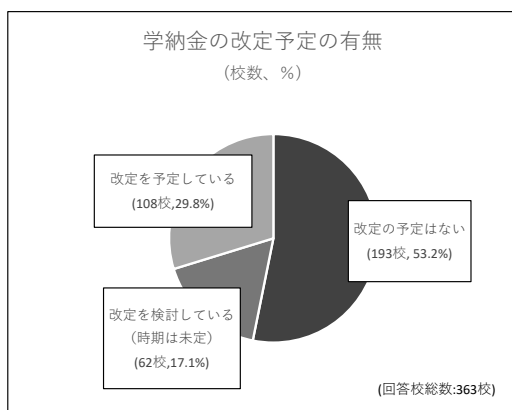


第3の要因	数	%
g.施設・設備の拡充	37	15.4%
a.物価の上昇	33	13.8%
c.教育研究費の増加	31	12.9%
k.競合関係にある他大学の学費改定	31	12.9%
d.管理運営費の増加	30	12.5%
f.人件費の増加	24	10.0%
i.学生募集の状況	21	8.8%
e.財務状況の悪化	12	5.0%
j.修学支援新制度や奨学金の充実	5	2.1%
b.家計所得の変動	4	1.7%
h.補助金額の変動	4	1.7%
l.その他	8	3.3%

その他の要因	件数
大学組織の改組・学部再編・新設	8
税制・外部環境の変化	8
費用構造の見直し・内部調整	6
教育内容の充実・質向上	5
経済的支援・学生負担の調整	5
財務健全化・運営維持	4
他大学との比較・競争環境への対応	4
特定制度・資格制度への対応	2
その他	2

Q3. 今後の学納金の改定予定

改定予定の有無	校数	%
改定の予定はない	193	53.2%
改定を検討している（時期は未定）	62	17.1%
改定を予定している	108	29.8%



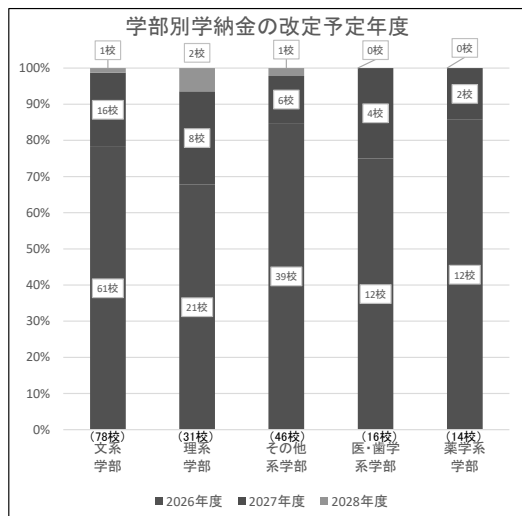
○学納金改定の「予定はない」と答えた大学が193校53.2%である。2022年の前回調査では312校78.0%が予定はないと答えており、改定予定はない大学は大きく減少している。

○改定を予定もしくは検討している大学は、合わせて170校46.9%であり、半数近くの大学が値上げする傾向にあることがわかる。

○学納金の値上げには、大学の内外の調整や配慮が必要であるが、人件費や物件費などの支出増が激しく、上げざるを得ない様子がうかがわれる。

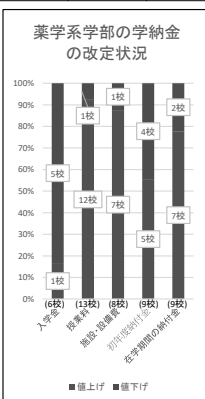
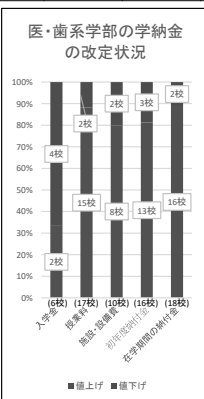
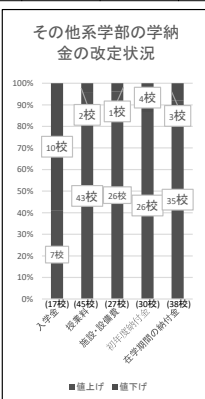
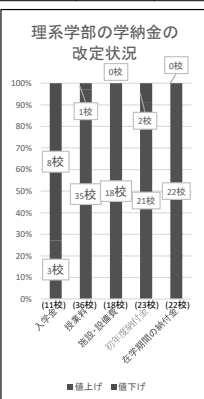
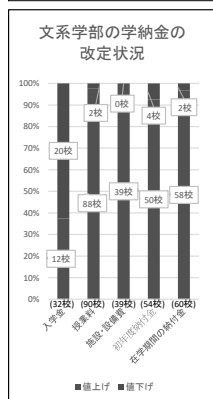
Q4.学納金の改定予定の内容

年度	文系学部	%	理系学部	%	その他系学部	%	医・歯学系学部	%	薬学系学部	%
2026年度	61	78.2%	21	67.7%	39	84.8%	12	75.0%	12	85.7%
2027年度	16	20.5%	8	25.8%	6	13.0%	4	25.0%	2	14.3%
2028年度	1	1.3%	2	6.5%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%

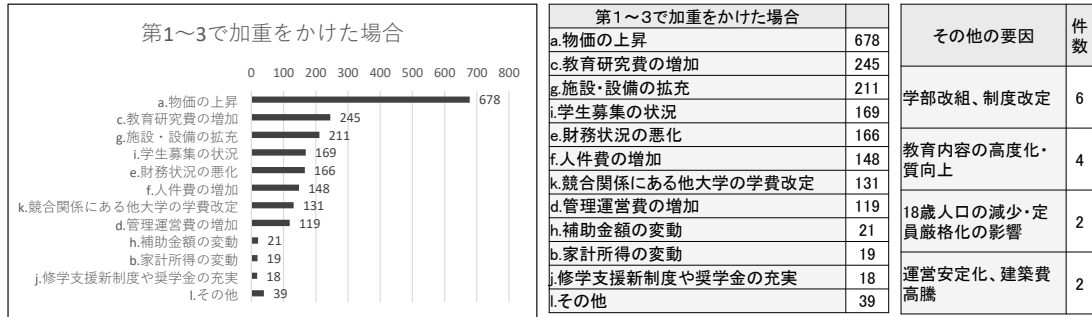


○改定予定がある全ての学部で2026年度の改定予定が最も多い。
 ○授業料は、文・理・その他系では、95.6～97.8%、医歯・薬も88.2～92.3%と多くの学部で値上げ予定である。2019年の前回調査では文系55.9%、理系67.9%、その他系71.9%、医・歯・薬62.5%の値上げ予定であるところ、今回は文系97.8%、理系97.2%、その他系95.6%、医歯88.2%、薬92.3%であり、大幅に増加割合が上がっている。
 ○入学金は、学部ごとに58.8%～83.3%が値下げ傾向である。授業料は値上げし、入学金は下げる傾向に注目される。
 ○少数ながら初年度納付金を下げ、在学期間の納付金を上げた大学もある。

学納金	文系学部		理系学部		その他系学部		医・歯学系学部		薬学系学部	
	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ	値上げ	値下げ
入学金 (校)	12	20	3	8	7	10	2	4	1	5
%	37.5%	62.5%	27.3%	72.7%	41.2%	58.8%	33.3%	66.7%	16.7%	83.3%
授業料 (校)	88	2	35	1	43	2	15	2	12	1
%	97.8%	2.2%	97.2%	2.8%	95.6%	4.4%	88.2%	11.8%	92.3%	7.7%
施設・設備費 (校)	39	0	18	0	26	1	8	2	7	1
%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	96.3%	3.7%	80.0%	20.0%	87.5%	12.5%
初年度納付金 (校)	50	4	21	2	26	4	13	3	5	4
%	92.6%	7.4%	91.3%	8.7%	86.7%	13.3%	81.3%	18.8%	55.6%	44.4%
在学期間の納付金 (校)	58	2	22	0	35	3	16	2	7	2
%	96.7%	3.3%	100.0%	0.0%	92.1%	7.9%	88.9%	11.1%	77.8%	22.2%

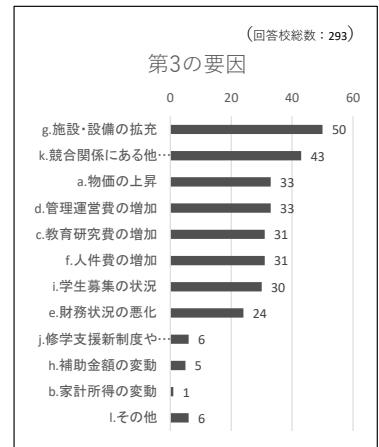
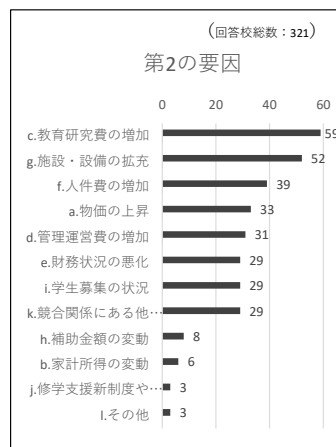
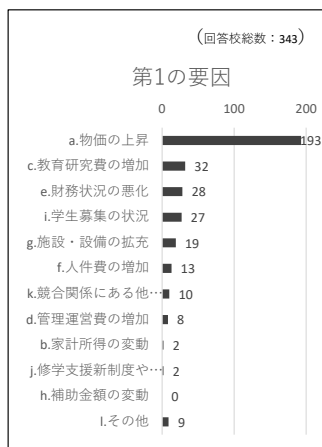


Q5. 学納金の値上げを検討する要因（*影響が大きい順に3つ）

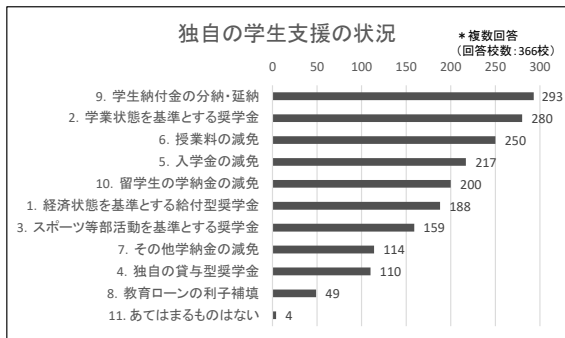


- 今後の学納金の値上げ要因の第1から3にかけて3点から1点の加重をかけて集計した。
- 「物価の上昇」が最も大きい。前述Q2の過年度の値上げ要因も「物価の上昇」が最も大きい。
- 「教育研究費の増加」は第2の要因で最も多く、経費増大が値上げを検討する要因となっている。
- 第3の要因で最も多い「施設・設備の拡充」も学生獲得に欠かせない。国・公立と異なり私立は自ら施設・設備の財源を負担しなければならず、学費を上げざるを得なくなっている。
- 「学生募集の状況」と「財務状況の悪化」も上位にある。学生募集が良好な場合と悪化している場合があるが、いずれも学納金の値上げの要因となる。後者の場合は財務状況の悪化とも関連するが、諸物価高騰による収支悪化と学生募集の厳しさが背景にあると考えられる。
- 競合校の様子も注目している。

第1の要因			第2の要因			第3の要因		
要因	校数	%	要因	校数	%	要因	校数	%
a.物価の上昇	193	56.3%	c.教育研究費の増加	59	18.4%	g.施設・設備の拡充	50	17.1%
c.教育研究費の増加	32	9.3%	g.施設・設備の拡充	52	16.2%	k.競合関係にある他大学の学費改定	43	14.7%
e.財務状況の悪化	28	8.2%	f.人件費の増加	39	12.1%	a.物価の上昇	33	11.3%
i.学生募集の状況	27	7.9%	a.物価の上昇	33	10.3%	d.管理運営費の増加	33	11.3%
g.施設・設備の拡充	19	5.5%	d.管理運営費の増加	31	9.7%	c.教育研究費の増加	31	10.6%
f.人件費の増加	13	3.8%	e.財務状況の悪化	29	9.0%	f.人件費の増加	31	10.6%
k.競合関係にある他大学の学費改定	10	2.9%	i.学生募集の状況	29	9.0%	i.学生募集の状況	30	10.2%
d.管理運営費の増加	8	2.3%	k.競合関係にある他大学の学費改定	29	9.0%	e.財務状況の悪化	24	8.2%
b.家計所得の変動	2	0.6%	h.補助金額の変動	8	2.5%	j.修学支援新制度や奨学金の充実	6	2.0%
j.修学支援新制度や奨学金の充実	2	0.6%	b.家計所得の変動	6	1.9%	h.補助金額の変動	5	1.7%
h.補助金額の変動	0	0.0%	j.修学支援新制度や奨学金の充実	3	0.9%	b.家計所得の変動	1	0.3%
l.その他	9	2.6%	l.その他	3	0.9%	l.その他	6	2.0%



Q6. 独自の学生支援制度の状況 (*複数回答可)



独自の学生支援制度	校数	%
9. 学生納付金の分納・延納	293	80.1%
2. 学業状態を基準とする奨学金	280	76.5%
6. 授業料の減免	250	68.3%
5. 入学金の減免	217	59.3%
10. 留学生の学納金の減免	200	54.6%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	188	51.4%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	159	43.4%
7. その他学納金の減免	114	31.1%
4. 独自の貸与型奨学金	110	30.1%
8. 教育ローンの利子補填	49	13.4%
11. あてはまるものはない	4	1.1%

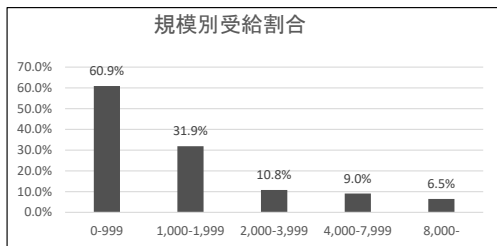
○「学生納付金の分納・延納」は、回答校のうち80.1%と多くの大学で実施している。学納金の一括支払いが負担な家庭が多く、大学が対応せざるを得ない状況を示している。

○家庭の経済状況が厳しい学生への対応と考えられる「授業料の減免」や「入学金の減免」、「経済状態を基準とする給付型奨学金」を実施している大学は、それぞれ68.3%、59.3%、51.4%と半数以上の大学で実施している。

○学生の学びの支援を私立大学が独自でも実施している状況が見える。

Q7. 2024年度の独自の学生支援制度の規模別の状況（*複数回答可。複数の基準に該当する場合は、小数で扱う。例：「学業状態」と「スポーツ等活動」は、各0.5）

学校規模	該当者数	学生総数	%
0-999人	42,688.5	70,074	60.9%
1,000-1,999人	41,444.6	130,031	31.9%
2,000-3,999人	19,727.5	182,661	10.8%
4,000-7,999人	23,878.5	263,880	9.0%
8,000人-	32,409.65	500,762	6.5%



○学生規模別に見た独自の学生支援制度の実施割合は小規模大学ほど高い。
 ○学生納付金の分納・延納割合は、0～999人の場合、学生総数の22.0%を占める。
 ○学納金が全額納入されるまでは、大学が資金を肩代わりしていることになり、財政負担となっている。

独自の学生支援制度の全体平均		人数	%
9. 学生納付金の分納・延納		67,974	5.9%
2. 学業状態を基準とする奨学金		25,625	2.2%
6. 授業料の減免		20,022.8	1.7%
5. 入学金の減免		11,381.4	1.0%
10. 留学生の学納金の減免		10,849.3	0.9%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金		10,191	0.9%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金		10,170	0.9%
7. その他学納金の減免		3,857.4	0.3%
4. 独自の貸与型奨学金		3,381.5	0.3%
8. 教育ローンの利子補填		732.5	0.1%
	対象者計	164,184.8	
	学生総数	1,147,408	
	学校数	356	

0-999人		人数	%
9. 学生納付金の分納・延納		15,388	22.0%
2. 学業状態を基準とする奨学金		7,882	11.2%
6. 授業料の減免		5,713.75	8.2%
5. 入学金の減免		3,591.75	5.1%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金		3,120.25	4.5%
10. 留学生の学納金の減免		2,840.5	4.1%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金		1,859	2.7%
7. その他学納金の減免		1,710.75	2.4%
8. 教育ローンの利子補填		354	0.5%
4. 独自の貸与型奨学金		229	0.3%
	対象者計	42,689	
	学生総数	70,074	
	校数	122	

1,000-1,999人		人数	%
9. 学生納付金の分納・延納		14,350.5	11.04%
6. 授業料の減免		7,376.2	5.67%
2. 学業状態を基準とする奨学金		6,422.7	4.94%
10. 留学生の学納金の減免		3,354.5	2.58%
5. 入学金の減免		3,129.5	2.41%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金		2,683.7	2.06%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金		2,114	1.63%
7. その他学納金の減免		637.5	0.49%
4. 独自の貸与型奨学金		541	0.42%
8. 教育ローンの利子補填		130	0.10%
	対象者計	40,739.6	
	学生総数	130,031	
	校数	89	

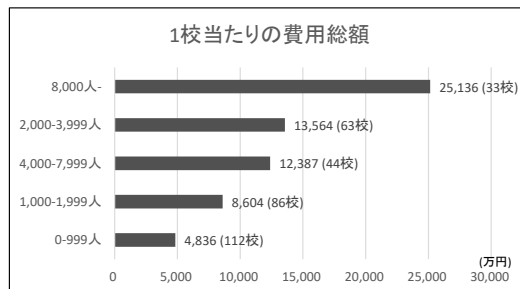
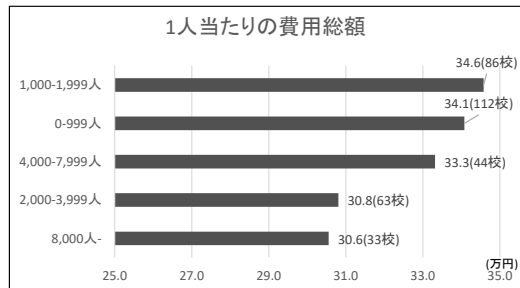
2,000-3,999人		人数	%
9. 学生納付金の分納・延納		5986.0	3.28%
2. 学業状態を基準とする奨学金		3836.5	2.10%
6. 授業料の減免		2,444.5	1.34%
5. 入学金の減免		1,592.5	0.87%
10. 留学生の学納金の減免		1,882	1.03%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金		1,427	0.78%
4. 独自の貸与型奨学金		635.5	0.35%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金		574	0.31%
7. その他学納金の減免		433.5	0.24%
8. 教育ローンの利子補填		63	0.03%
	対象者計	18874.5	
	学生総数	182,661	
	校数	64	

4,000-7,999人		人数	%
9. 学生納付金の分納・延納		11,974.5	4.54%
2. 学業状態を基準とする奨学金		2,497	0.95%
6. 授業料の減免		2,258	0.86%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金		1,718.5	0.65%
10. 留学生の学納金の減免		1,180.5	0.45%
5. 入学金の減免		1,155.5	0.44%
4. 独自の貸与型奨学金		790	0.30%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金		732.5	0.28%
7. その他学納金の減免		538	0.20%
8. 教育ローンの利子補填		69	0.03%
	対象者計	22,913.5	
	学生総数	263,880	
	校数	47	

8,000人-		人数	%
9. 学生納付金の分納・延納		17,236	3.44%
2. 学業状態を基準とする奨学金		4,417	0.88%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金		3,838	0.77%
6. 授業料の減免		1,610.9	0.32%
10. 留学生の学納金の減免		1,198.8	0.24%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金		1,186	0.24%
5. 入学金の減免		1,167.1	0.23%
4. 独自の貸与型奨学金		890	0.18%
7. その他学納金の減免		411.7	0.08%
8. 教育ローンの利子補填		116.5	0.02%
	対象者計	32,072	
	学生総数	500,762	
	校数	34	

Q8. 2024年度の独自の学生支援制度の費用と対象人数（*延べ人数）

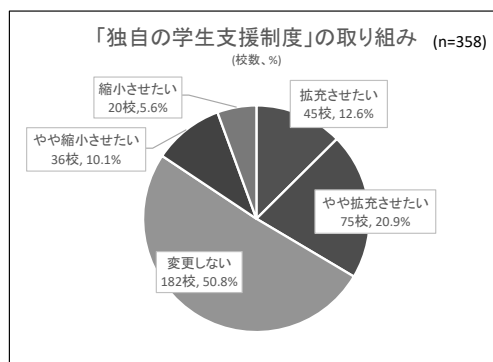
学生総数	独自の学生支援制度 費用総額(万円)		有効回答 校数
	1校当たりの費用総額	1人当たりの費用総額	
0-999人	4,836	34.1	112
1,000- 1,999人	8,604	34.6	86
2,000- 3,999人	13,564	30.8	63
4,000- 7,999人	12,387	33.3	44
8,000人-	25,136	30.6	33



- 1人当たりの費用総額は、1,000～1,999人が34.6万円と最も多く、次いで0～999人の34.1万円である。
- 小規模校ほど独自で学生の家庭の経済状況に応じた対応を取っている割合が高い。
- 学校独自の取り組みへの公的支援が切に望まれる。

Q9. 独自の学生支援制度の今後の見通し

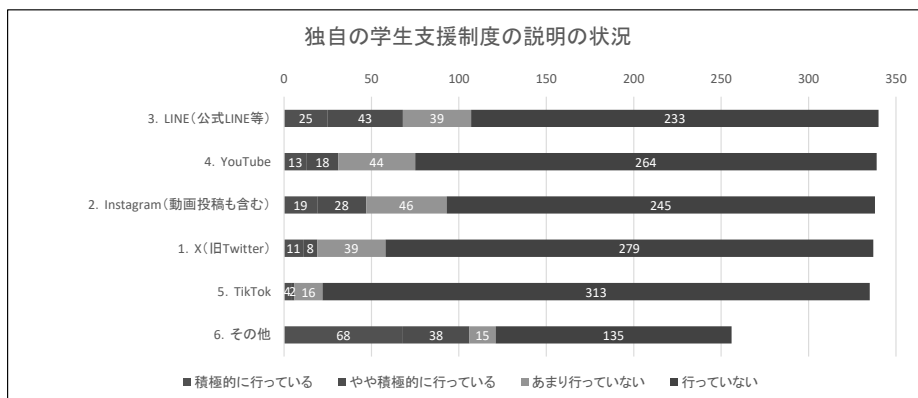
「独自の学生支援制度」の取り組み	校数	%
拡充させたい	45	12.6%
やや拡充させたい	75	20.9%
変更しない	182	50.8%
やや縮小させたい	36	10.1%
縮小させたい	20	5.6%



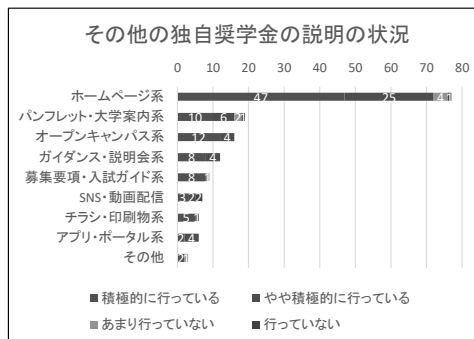
- 独自の学生支援制度を、「拡充させたい」が12.6%、「やや拡充させたい」が20.9%で合わせて33.5%が拡充傾向である。
- 「やや縮小させたい」「縮小させたい」は合わせて15.7%である。
- 2022年の前回調査では、拡充傾向が29.5%、縮小傾向が14.3%、変更しないが54.3%である。大きな変化は見られないが、拡充傾向が少し増加している。

Q10. 独自の学生支援制度の説明を行っている媒体

	積極的に 行っている	%	やや積極 的に行っ ている	%	あまり行っ ていない	%	行っていない	%	回答 校数
3. LINE(公式LINE等)	25	7.4%	43	12.6%	39	11.5%	233	68.5%	340
4. YouTube	13	3.8%	18	5.3%	44	13.0%	264	77.9%	339
2. Instagram(動画投稿も含む)	19	5.6%	28	8.3%	46	13.6%	245	72.5%	338
1. X(旧Twitter)	11	3.3%	8	2.4%	39	11.6%	279	82.8%	337
5. TikTok	4	1.2%	2	0.6%	16	4.8%	313	93.4%	335
6. その他	68	26.6%	38	14.8%	15	5.9%	135	52.7%	256



その他の説明方法	積極的に 行っている	やや積極 的に行っ ている	あまり行っ ていない	行ってい ない
ホームページ系	47	25	4	1
パンフレット・大学案内系	10	6	2	1
オープンキャンパス系	12	4		
ガイダンス・説明会系	8	4		
募集要項・入試ガイド系	8		1	
SNS・動画配信	3	2		2
チラシ・印刷物系	5	1		
アプリ・ポータル系	2	4		
その他	2		1	



○独自の奨学金の説明方法について、「積極的にしている」ものは、LINEの7.4%が最も高いが、「やや積極的にしている」の12.6%と併せても20.0%であり、あまり行われていない。

○その他の説明方法では、ホームページ系を「積極的にしている」が47校、「やや積極的にしている」が25校である。既存の告知方法を取っている大学が多い。

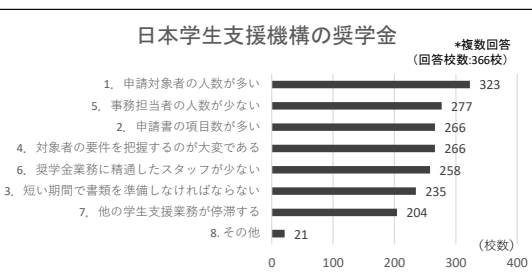
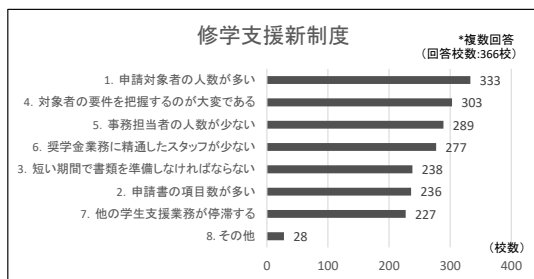
○SNSでの独自奨学金の広報については積極的ではない。学生や保護者に届きにくいツールと認識されていると見られる。

○奨学金は学生獲得の重要な要素の一つであり、学生へのアピールに繋がるので、積極的な取り組みが求められる。

Q11. 奨学金に関する業務の状況（*複数回答可）

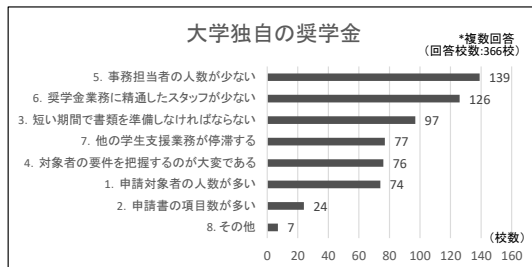
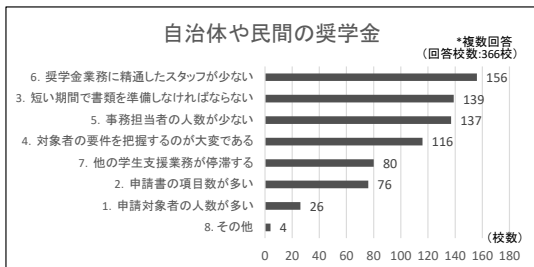
修学支援新制度	校数	%
1. 申請対象者の人数が多い	333	91.0%
4. 対象者の要件を把握するのが大変である	303	82.8%
5. 事務担当者の人数が少ない	289	79.0%
6. 奨学金業務に精通したスタッフが少ない	277	75.7%
3. 短い期間で書類を準備しなければならない	238	65.0%
2. 申請書の項目数が多い	236	64.5%
7. 他の学生支援業務が停滞する	227	62.0%
8. その他	28	7.7%

日本学生支援機構の奨学金	校数	%
1. 申請対象者の人数が多い	323	88.3%
5. 事務担当者の人数が少ない	277	75.7%
2. 申請書の項目数が多い	266	72.7%
4. 対象者の要件を把握するのが大変である	266	72.7%
6. 奨学金業務に精通したスタッフが少ない	258	70.5%
3. 短い期間で書類を準備しなければならない	235	64.2%
7. 他の学生支援業務が停滞する	204	55.7%
8. その他	21	5.7%



自治体や民間の奨学金	校数	%
6. 奨学金業務に精通したスタッフが少ない	156	42.6%
3. 短い期間で書類を準備しなければならない	139	38.0%
5. 事務担当者の人数が少ない	137	37.4%
4. 対象者の要件を把握するのが大変である	116	31.7%
7. 他の学生支援業務が停滞する	80	21.9%
2. 申請書の項目数が多い	76	20.8%
1. 申請対象者の人数が多い	26	7.1%
8. その他	4	1.1%

大学独自の奨学金	校数	%
5. 事務担当者の人数が少ない	139	38.0%
6. 奨学金業務に精通したスタッフが少ない	126	34.4%
3. 短い期間で書類を準備しなければならない	97	26.5%
7. 他の学生支援業務が停滞する	77	21.0%
4. 対象者の要件を把握するのが大変である	76	20.8%
1. 申請対象者の人数が多い	74	20.2%
2. 申請書の項目数が多い	24	6.6%
8. その他	7	1.9%



その他の意見	件数
1. 制度変更・制度拡充による業務の増加	4
2. 学生・保証人対応の困難さ	3
3. 他部署・外部との調整の負担	2
4. 人員・体制の不足	2
5. 事務処理の複雑化・イレギュラー対応	2
6. コスト・時間外勤務の発生	2

○奨学金業務について、修学支援、日本学生支援機構ともに「申請対象者の人数が多い」が最も高く、約90%に達している。ほとんどの大学で申請者が多く事務負担になっていることがわかる。

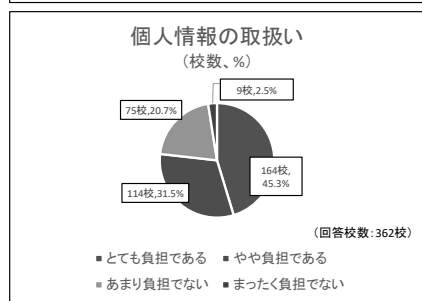
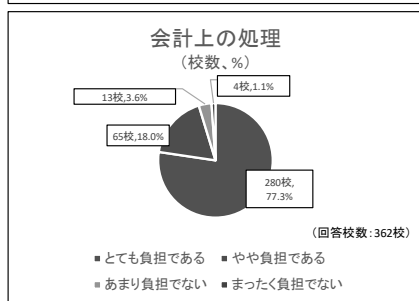
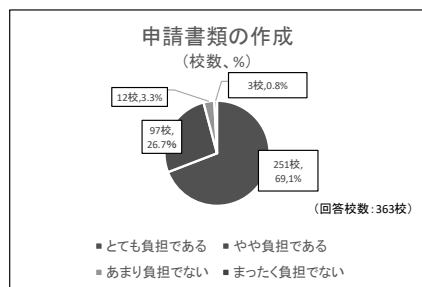
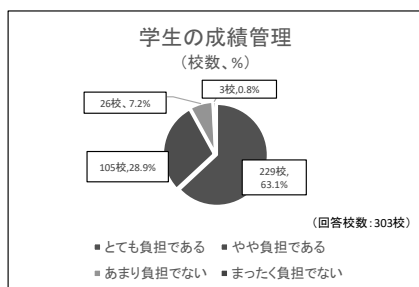
○確認すべき要件が多く、少ない事務スタッフでの業務が多大な負担となっている様子が見られる。

○自治体や民間、大学独自の各奨学金について、事務担当者が少ないこと、奨学金業務に精通したスタッフが少ないことが34.4～42.6%となっている。スタッフの少なさへの指摘は、修学支援と日本学生支援機構では、75.7%、70.5%と7割以上にまで達している。

○全般的に、多大な事務量、短い準備期間、専門性の高さという外部要素などが業務を圧迫している。このことから、学生の勉学や学生生活を支援する本来の重要な業務に支障を起こしていることは明らかであり、国として奨学金制度の審査要件の見直しと各大学の奨学金関連業務への補助制度の創設が望まれる。

Q12. 修学支援新制度に関連する事務負担

	とても負担である	%	やや負担である	%	あまり負担でない	%	まったく負担でない	%	該当校数
1. 学生の成績管理	229	63.1%	105	28.9%	26	7.2%	3	0.8%	363
2. 申請書類の作成	251	69.1%	97	26.7%	12	3.3%	3	0.8%	363
3. 会計上の処理	280	77.3%	65	18.0%	13	3.6%	4	1.1%	362
4. 個人情報の取扱い	164	45.3%	114	31.5%	75	20.7%	9	2.5%	362



* 文脈上、異なる「カテゴリー」に分類されるため、「主な意見」に類似の表現があります。

カテゴリー	主な意見	件数
1. 事務手続きの煩雑さ	1 遡及取消・税更生に伴う再判定や再請求の恒常的負担 2 認定区分変更・休止・再開・変更申請など手続きの多重化 3 多子世帯拡充による対象者急増や業務逼迫・他業務停滞 4 成績・家計・納付状況確認など多部署連携による煩雑化 5 書類作成・不備解消・催促・紙運用など事務作業の増大 6 会計処理（端数処理・返金・相殺・区分変更）の複雑化 7 後出し通達・情報不足・JASSO問い合わせ不通による混乱 8 交付金申請・データ処理・帳票修正などシステム関連の負担	124
2. 制度の複雑さ	1 給付奨学金と授業料減免の二重構造や併給調整の複雑化 2 大学の実態に合わない制度設計や頻繁な制度変更による混乱 3 扶養人数・多子世帯要件の不明確さや誤認定の多発 4 適格認定・家計急変判定・GPA要件など多段階要件の複雑化 5 書類・様式の多様化やルール変更の多発による負担 6 独自奨学金の併用や前後期での減免額変動による運用の不安定性 7 制度内容の未整理や周知不足による理解困難と問い合わせの増大 8 留学・実習単位の扱いなど基準の不公平性や不透明性	83
3. 改善要望	1 制度全体の簡素化・一本化（給付奨学金との統合）や要件整理 2 手続き簡素化・書類統廃合・提出方法効率化・入力項目改善 3 共通システム提供・DX化推進・自動化機能強化・スカラネットの通知機能整備 4 大学への財政支援・事務費補助・判定迅速化・周知強化 5 学生・保護者向け説明資料整備・公平な広報・行政窓口化の検討	41

カテゴリー	主な意見	件数
4. 学生・保護者対応の負担	1 制度理解不足による説明負担や問い合わせの増加 2 所得税・扶養の誤申告による再判定や修正対応の負担 3 多子世帯支援の誤解によるクレーム増加や説明の困難 4 書類不備・申請漏れ・入力ミス対応やリマインド業務の負担 5 個別ケース多発による画一的対応の困難さや家庭事情説明の負担 6 多子世帯要件確認のための個別ヒアリングの負担 7 区分変更後の問い合わせ増加や誤解消の負担 8 制度説明不足による問い合わせ集中や業務停滞	33
5. 財務・運営面の課題	1 返金処理増加による振込手数料負担や通信費増大 2 制度拡充に伴う事務負担増や通常業務の停滞 3 大学への財政的・人的支援不足や運営負担の増大 4 学納金管理・減免のパターンの複雑化による経理負担 5 返金・相殺処理や会計処理全般の煩雑化	19

○修学支援新制度に係る業務で「とても負担である」「やや負担である」を合わせた割合は、「学生の成績管理」は92.0%、「申請書類の作成」は95.8%、「会計上の処理」は95.3%とほとんどが負担傾向を示している。「個人情報の取扱い」も76.8%と負担割合が高い。

○多段階の要件のため、適格認定が複雑であり、区分変更や休止・再開など手続きも多様で過重負担である。

○加えて、頻繁な制度変更を担当者が疲弊している。

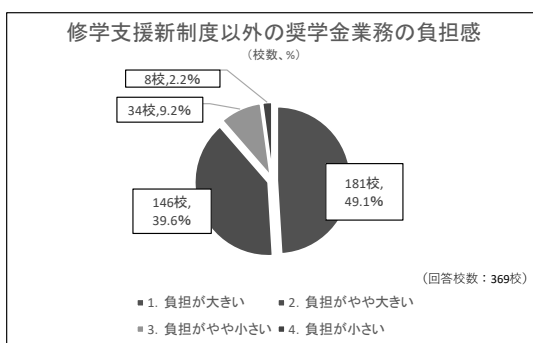
○手続きに特に必要性が見られない事項が散見され、関連業務のスリム化が必要である。

○学生・保護者ともに制度を理解せずに大学へ問い合わせしている。国の制度であり、対応は国が行うべきだ。

○制度上多くの不備や問題が指摘されており、制度自体の改善が急がれる。

Q13. 修学支援新制度以外の奨学金業務の負担感

Q14. 学生支援（学生課等）を担当するスタッフ総数及び奨学金の担当者数（*兼担の場合は、小数で扱う。例：2つの部門を担当している場合は0.5）



負担感	校数	%
1. 負担が大きい	181	49.1%
2. 負担がやや大きい	146	39.6%
3. 負担がやや小さい	34	9.2%
4. 負担が小さい	8	2.2%
計	369	

規模	学生課総数	担当者数	%
0-999人	641.83	217.3	33.9%
1,000-1,999人	714.8	215.8	30.2%
2,000-3,999人	582.5	191.5	32.9%
4,000-7,999人	693	238.5	34.4%
8,000人ー	1152	315	27.3%

○日本学生支援機構の奨学金業務を中心に修学支援新制度以外の奨学金業務も多く、「負担が大きい」が49.1%、「負担がやや大きい」が39.6%で、合わせて88.7%に達する。ほとんどの大学がこの業務のために疲弊している。

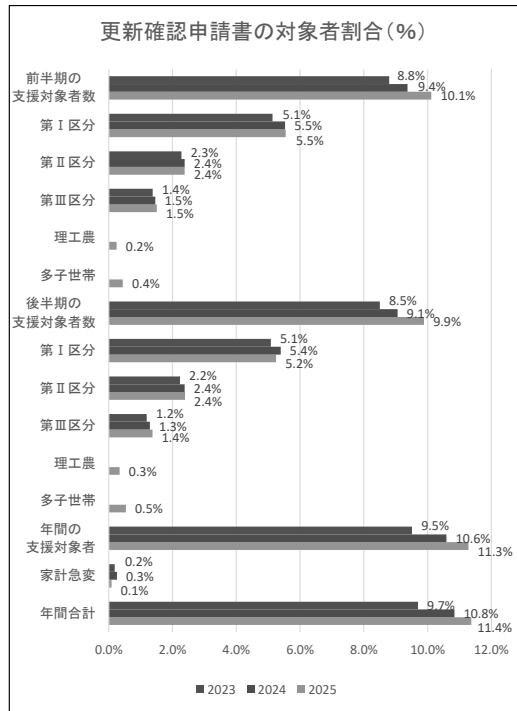
○奨学金制度の担当者数は、小規模大学ほど学生課等の学生支援担当者における割合が高い。課員数と業務量のバランスが欠けていると見られる。

○奨学金業務を外注しており、担当者数が少ない大学もあると見られる。大学の体力によって職員の業務負担にも差が生じている。

○丁寧な学生支援を行うためにも国の奨学金制度の手続きや条件の抜本的見直しが望まれる。

Q15～17. 2023～2025年度の更新確認申請書（別紙）の対象学生数

全体	2023		2024		2025	
	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%
学生総数	1,125,095人		1,133,703人		1,007,884人	
前半期の 支援対象者数	98,938	8.8%	106,245	9.4%	101,966	10.1%
第Ⅰ区分	57,758	5.1%	62,694	5.5%	55,897	5.5%
第Ⅱ区分	25,677	2.3%	26,985	2.4%	24,007	2.4%
第Ⅲ区分	15,503	1.4%	16,566	1.5%	15,151	1.5%
理工農					2,484	0.2%
多子世帯					4,427	0.4%
学生総数	1,080,435人		1,123,521人		993,858人	
後半期の 支援対象者数	91,874	8.5%	101,762	9.1%	98,255	9.9%
第Ⅰ区分	54,913	5.1%	60,572	5.4%	52,136	5.2%
第Ⅱ区分	24,099	2.2%	26,702	2.4%	23,753	2.4%
第Ⅲ区分	12,862	1.2%	14,488	1.3%	13,642	1.4%
理工農					3,388	0.3%
多子世帯					5,336	0.5%
学生総数	1,168,294人		1,039,742人		1,044,533人	
年間の 支援対象者	111,103	9.5%	110,075	10.6%	117,840	11.3%
家計急変	2,173	0.2%	2,638	0.3%	895	0.1%
年間合計	113,276	9.7%	112,713	10.8%	118,735	11.4%



	0-999人						1,000-1,999人						2,000-3,999人					
	2023		2024		2025		2023		2024		2025		2023		2024		2025	
	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%
学生総数	58,628人		62,969人		59,398人		114,447人		117,479人		101,737人		193,794人		199,796人		168,738人	
前半期の 支援対象者数	7,351	12.5%	8,029	12.8%	8,302	14.0%	13,122	11.5%	13,928	11.9%	12,326	12.1%	20,671	10.7%	22,424	11.2%	21,578	12.8%
第Ⅰ区分	4,274	7.3%	4,625	7.3%	4,499	7.6%	7,567	6.6%	8,147	6.9%	6,768	6.7%	12,319	6.4%	13,535	6.8%	12,104	7.2%
第Ⅱ区分	1,936	3.3%	2,123	3.4%	1,950	3.3%	3,487	3.0%	3,562	3.0%	3,002	3.0%	5,187	2.7%	5,482	2.7%	4,956	2.9%
第Ⅲ区分	1,141	1.9%	1,281	2.0%	1,300	2.2%	2,068	1.8%	2,219	1.9%	1,874	1.8%	3,165	1.6%	3,407	1.7%	3,038	1.8%
理工農					67	0.1%					200	0.2%					344	0.2%
多子世帯					486	0.8%					482	0.5%					1,136	0.7%
学生総数	56,758人		60,875人		57,571人		115,072人		117,479人		103,566人		196,682人		193,706人		168,593人	
後半期の 支援対象者数	7,026	12.4%	7,372	12.1%	7,677	13.3%	12,537	10.9%	13,175	11.2%	12,233	11.8%	20,347	10.3%	21,182	10.9%	21,032	12.5%
第Ⅰ区分	4,144	7.3%	4,317	7.1%	4,090	7.1%	7,409	6.4%	7,855	6.7%	6,560	6.3%	12,343	6.3%	12,807	6.6%	11,208	6.6%
第Ⅱ区分	1,890	3.3%	1,907	3.1%	1,884	3.3%	3,358	2.9%	3,436	2.9%	3,037	2.9%	5,216	2.7%	5,394	2.8%	5,024	3.0%
第Ⅲ区分	992	1.7%	1,148	1.9%	1,091	1.9%	1,770	1.5%	1,884	1.6%	1,762	1.7%	2,788	1.4%	2,981	1.5%	2,814	1.7%
理工農					88	0.2%					233	0.2%					514	0.3%
多子世帯					524	0.9%					641	0.6%					1,472	0.9%
学生総数	62,265人		66,767人		65,913人		124,015人		117,210人		131,300人		199,367人		187,306人		171,708人	
年間の 支援対象者	9,053	14.5%	9,313	13.9%	10,674	16.2%	14,554	11.7%	15,241	13.0%	17,519	13.3%	22,604	11.3%	22,339	11.9%	23,112	13.5%
家計急変	46	0.1%	44	0.1%	45	0.1%	248	0.2%	71	0.1%	89	0.1%	374	0.2%	864	0.5%	140	0.1%
年間合計	9,099	14.6%	9,357	14.0%	10,719	16.3%	14,802	11.9%	15,312	13.1%	17,608	13.4%	22,978	11.5%	23,203	12.4%	23,252	13.5%

	4,000-7,999人						8,000人-					
	2023		2024		2025		2023		2024		2025	
	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%	合計 人数	%
学生総数	275,508人		266,076人		228,252人		482,718人		487,383人		449,759人	
前半期の 支援対象者数	25,195	9.1%	26,474	9.9%	23,441	10.3%	32,599	6.8%	35,390	7.3%	36,319	8.1%
第Ⅰ区分	14,509	5.3%	15,536	5.8%	12,721	5.6%	19,089	4.0%	20,851	4.3%	19,805	4.4%
第Ⅱ区分	6,547	2.4%	6,754	2.5%	5,507	2.4%	8,520	1.8%	9,064	1.9%	8,592	1.9%
第Ⅲ区分	4,139	1.5%	4,184	1.6%	3,558	1.6%	4,990	1.0%	5,475	1.1%	5,381	1.2%
理工農					644	0.3%					1,229	0.3%
多子世帯					1,011	0.4%					1,312	0.3%
学生総数	275,508人		253,564人		216,815人		436,415人		497,897人		447,313人	
後半期の 支援対象者数	24,324	8.8%	24,818	9.8%	21,823	10.1%	27,640	6.3%	35,215	7.1%	35,490	7.9%
第Ⅰ区分	14,309	5.2%	14,643	5.8%	11,560	5.3%	16,708	3.8%	20,950	4.2%	18,718	4.2%
第Ⅱ区分	6,431	2.3%	6,614	2.6%	5,279	2.4%	7,204	1.7%	9,351	1.9%	8,529	1.9%
第Ⅲ区分	3,584	1.3%	3,561	1.4%	3,032	1.4%	3,728	0.9%	4,914	1.0%	4,943	1.1%
理工農					831	0.4%					1,722	0.4%
多子世帯					1,121	0.5%					1,578	0.4%
学生総数	289,887人		277,121人		239,769人		492,760人		391,338人		435,843人	
年間の 支援対象者	28,119	9.7%	27,948	10.1%	27,849	11.6%	36,773	7.5%	35,234	9.0%	38,686	8.9%
家計急変	895	0.3%	1,349	0.5%	274	0.1%	610	0.1%	310	0.1%	347	0.1%
年間合計	29,014	10.0%	29,297	10.6%	28,123	11.7%	37,383	7.6%	35,544	9.1%	39,033	9.0%

○設問ごとの集計になっているため割合で見ると、年々受給者割合が増えており、2023年度と2025年度では、全体で1.7ポイント増加している。

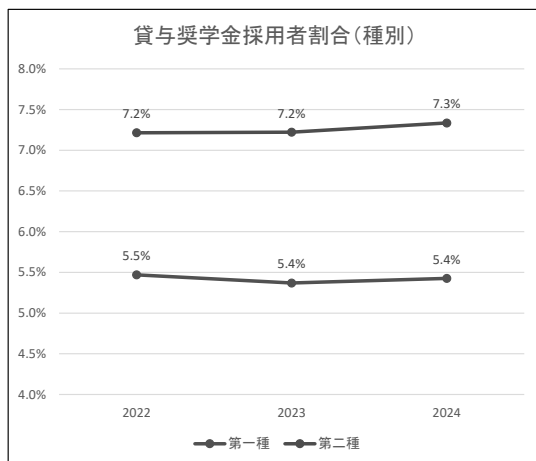
○規模別では、0～999人と2,000～3,999人の規模で2ポイント増加している。

○小規模大学は受給割合が高い傾向があり、2025年度は0～999人の大学において年間で16.3%もの学生が受給している。

○小規模な大学ほど職員数が少ない中で多くの学生支援業務を回しており、負担が増大していると見られる。

Q18～20. 2022～2024年度の日本学生支援機構の貸与型奨学金採用決定者数

全体	2022年 (359校)		2023年 (362校)		2024年 (365校)	
	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	65,802	5.5%	64,496	5.4%	64,856	5.4%
第二種	86,797	7.2%	86,734	7.2%	87,678	7.3%
学生総数	1,203,058人		1,201,125人		1,195,237人	



○日本学生支援機構の貸与奨学金の受給率は第一種は微減している。第二種は微増である。
 ○2019年の前回調査では、第一種は5.4%、第二種は7.6%である。学生のローン忌避による借り控えの傾向が続いている。
 ○小規模校ほど学生総数における対象者割合が高い傾向にある。

0-999人	2022年 (111校)		2023年 (119校)		2024年 (126校)	
	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	5,176	8.2%	5,412	8.0%	5,882	8.2%
第二種	6,425	10.2%	7,054	10.4%	7,477	10.5%
学生総数	63,125人		67,868人		71,347人	

1,000-1,999人	2022年 (93校)		2023年 (89校)		2024年 (93校)	
	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	9,282	7.2%	9,043	7.4%	9,756	7.4%
第二種	12,200	9.5%	11,932	9.7%	12,475	9.4%
学生総数	128,244人		122,415人		132,645人	

2,000-3,999人	2022年 (74校)		2023年 (74校)		2024年 (65校)	
	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	12,466	5.9%	11,887	5.7%	11,700	6.3%
第二種	16,344	7.8%	16,088	7.8%	16,583	9.0%
学生総数	210,579人		207,241人		185,276人	

4,000-7,999人	2022年 (53校)		2023年 (51校)		2024年 (49校)	
	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	19,062	6.4%	18,003	6.3%	16,692	6.1%
第二種	25,164	8.4%	23,837	8.3%	22,304	8.1%
学生総数	300,076人		287,461人		274,450人	

8,000人-	2022年 (34校)		2023年 (35校)		2024年 (36校)	
	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	19,816	4.0%	20,151	3.9%	20,826	3.9%
第二種	26,664	5.3%	27,823	5.4%	28,839	5.4%
学生総数	501,034人		516,140人		531,519人	

Q21～23. 2023～2025年度の更新確認申請書（別紙）の認定取消等の対象学生数

全体	2023年度		2024年度		2025年度	
	合計人数	該当者/年間対象者合計 (113,276人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (112,713人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (118,735人)
認定取消：修業年限で卒業又は修了できないことが確定	1,455	1.3%	1,802	1.6%	2,097	1.8%
	(有効回答数:337校)		(有効回答数:343校)		(有効回答数:345校)	
認定取消：修得単位数が標準単位数の5割以下 ※(認定取消：修得単位数が「廃止」の基準に該当)	844	0.7%	946	0.8%	1,059	0.9%
	(有効回答数:329校)		(有効回答数:340校)		(有効回答数:338校)	
認定取消：出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 ※(認定取消：出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況)	566	0.5%	652	0.6%	753	0.6%
	(有効回答数:331校)		(有効回答数:333校)		(有効回答数:338校)	
認定取消：「警告」の区分に連続して該当	3,743	3.3%	1,450	1.3%	2,024	1.7%
	(有効回答数:342校)		(有効回答数:334校)		(有効回答数:349校)	
退学・停学：退学	300	0.3%	365	0.3%	335	0.3%
	(有効回答数:329校)		(有効回答数:335校)		(有効回答数:336校)	
退学・停学：3月以上の停学	6	0.0%	6	0.0%	6	0.0%
	(有効回答数:328校)		(有効回答数:330校)		(有効回答数:331校)	
停止：3月未満の停学	14	0.0%	28	0.0%	25	0.0%
	(有効回答数:326校)		(有効回答数:329校)		(有効回答数:332校)	
停止：訓告	11	0.0%	49	0.0%	41	0.0%
	(有効回答数:327校)		(有効回答数:330校)		(有効回答数:332校)	
停止：GPA等が下位4分の1					3,009	2.5%
					(有効回答数:343校)	
警告：修得単位数が標準単位数の6割以下 ※(警告：修得単位数が「警告」の基準に該当)	272	0.2%	305	0.3%	446	0.4%
	(有効回答数:328校)		(有効回答数:330校)		(有効回答数:330校)	
警告：GPA等が下位4分の1	11,962	10.6%	12,736	11.3%	13,093	11.0%
	(有効回答数:346校)		(有効回答数:350校)		(有効回答数:345校)	
警告：出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況 ※(警告：出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況)	2,200	1.9%	2,587	2.3%	3,063	2.6%
	(有効回答数:331校)		(有効回答数:336校)		(有効回答数:338校)	

※2025年度から基準変更のため括弧内に変更
※「年間対象者合計」はQ15～Q17の「年間合計」数

	0-900人					
	2023年度		2024年度		2025年度	
	合計人数	該当者/年間対象者合計 (9,099人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (9,357人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (10,719人)
認定取消：修業年限で卒業又は修了できないことが確定	78	0.9%	104	1.1%	109	1.0%
	(有効回答数:102校)		(有効回答数:108校)		(有効回答数:117校)	
認定取消：修得単位数が標準単位数の5割以下 ※(認定取消：修得単位数が「廃止」の基準に該当)	40	0.4%	43	0.5%	57	0.5%
	(有効回答数:101校)		(有効回答数:107校)		(有効回答数:114校)	
認定取消：出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 ※(認定取消：出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況)	23	0.3%	52	0.6%	78	0.7%
	(有効回答数:101校)		(有効回答数:105校)		(有効回答数:114校)	
認定取消：「警告」の区分に連続して該当	201	2.2%	194	2.1%	186	1.7%
	(有効回答数:101校)		(有効回答数:107校)		(有効回答数:117校)	
退学・停学：退学	74	0.8%	65	0.7%	75	0.7%
	(有効回答数:100校)		(有効回答数:107校)		(有効回答数:113校)	
退学・停学：3月以上の停学	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
	(有効回答数:100校)		(有効回答数:104校)		(有効回答数:110校)	
停止：3月未満の停学	0	0.0%	2	0.0%	6	0.1%
	(有効回答数:99校)		(有効回答数:104校)		(有効回答数:111校)	
停止：訓告	0	0.0%	5	0.1%	9	0.1%
	(有効回答数:99校)		(有効回答数:104校)		(有効回答数:110校)	
停止：GPA等が下位4分の1					143	1.3%
					(有効回答数:111校)	
警告：修得単位数が標準単位数の6割以下 ※(警告：修得単位数が「警告」の基準に該当)	35	0.4%	53	0.6%	51	0.5%
	(有効回答数:99校)		(有効回答数:103校)		(有効回答数:109校)	
警告：GPA等が下位4分の1	651	7.2%	685	7.3%	751	7.0%
	(有効回答数:104校)		(有効回答数:109校)		(有効回答数:116校)	
警告：出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況 ※(警告：出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況)	189	2.1%	247	2.6%	331	3.1%
	(有効回答数:100校)		(有効回答数:106校)		(有効回答数:113校)	

※2025年度から基準変更のため括弧内に変更
※「年間対象者合計」はQ15～Q17の「年間合計」数

	1,000-1,999人					
	2023年度		2024年度		2025年度	
	合計人数	該当者/年間対象者合計 (14,802人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (15,312人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (17,608人)
認定取消: 修業年限で卒業又は修了できないことが確定	200	1.4%	165	1.1%	205	1.2%
	(有効回答数:82校)		(有効回答数:79校)		(有効回答数:83校)	
認定取消: 修得単位数が標準単位数の5割以下 ※(認定取消: 修得単位数が「廃止」の基準に該当)	94	0.6%	91	0.6%	129	0.7%
	(有効回答数:79校)		(有効回答数:79校)		(有効回答数:84校)	
認定取消: 出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 ※(認定取消: 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況)	111	0.7%	109	0.7%	122	0.7%
	(有効回答数:79校)		(有効回答数:78校)		(有効回答数:83校)	
認定取消: 「警告」の区分に連続して該当	458	3.1%	250	1.6%	424	2.4%
	(有効回答数:86校)		(有効回答数:78校)		(有効回答数:86校)	
退学・停学: 退学	81	0.5%	104	0.7%	93	0.5%
	(有効回答数:79校)		(有効回答数:79校)		(有効回答数:81校)	
退学・停学: 3月以上の停学	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
	(有効回答数:79校)		(有効回答数:77校)		(有効回答数:81校)	
停止: 3月未満の停学	1	0.0%	2	0.0%	2	0.0%
	(有効回答数:78校)		(有効回答数:76校)		(有効回答数:81校)	
停止: 訓告	7	0.0%	16	0.1%	12	0.1%
	(有効回答数:79校)		(有効回答数:77校)		(有効回答数:81校)	
停止: GPA等が下位4分の1					331	1.9%
					(有効回答数:88校)	
警告: 修得単位数が標準単位数の6割以下 ※(警告: 修得単位数が「警告」の基準に該当)	28	0.2%	22	0.1%	125	0.7%
	(有効回答数:80校)		(有効回答数:79校)		(有効回答数:82校)	
警告: GPA等が下位4分の1	1,416	9.6%	1,318	8.6%	1,517	8.6%
	(有効回答数:86校)		(有効回答数:84校)		(有効回答数:83校)	
警告: 出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況 ※(警告: 出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況)	479	3.2%	658	4.3%	617	3.5%
	(有効回答数:79校)		(有効回答数:78校)		(有効回答数:82校)	

※2025年度から基準変更のため括弧内に変更
※「年間対象者合計」はQ15～Q17の「年間合計」数

	2,000-3,999人					
	2023年度		2024年度		2025年度	
	合計人数	該当者/年間対象者合計 (22,978人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (23,203人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (23,252人)
認定取消: 修業年限で卒業又は修了できないことが確定	232	1.0%	305	1.3%	335	1.4%
	(有効回答数:68校)		(有効回答数:72校)		(有効回答数:62校)	
認定取消: 修得単位数が標準単位数の5割以下 ※(認定取消: 修得単位数が「廃止」の基準に該当)	194	0.8%	210	0.9%	186	0.8%
	(有効回答数:68校)		(有効回答数:70校)		(有効回答数:59校)	
認定取消: 出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 ※(認定取消: 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況)	187	0.8%	198	0.9%	199	0.9%
	(有効回答数:69校)		(有効回答数:69校)		(有効回答数:62校)	
認定取消: 「警告」の区分に連続して該当	731	3.2%	415	1.8%	465	2.0%
	(有効回答数:70校)		(有効回答数:69校)		(有効回答数:63校)	
退学・停学: 退学	51	0.2%	54	0.2%	69	0.3%
	(有効回答数:68校)		(有効回答数:70校)		(有効回答数:63校)	
退学・停学: 3月以上の停学	2	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	(有効回答数:68校)		(有効回答数:69校)		(有効回答数:62校)	
停止: 3月未満の停学	5	0.0%	4	0.0%	3	0.0%
	(有効回答数:68校)		(有効回答数:69校)		(有効回答数:62校)	
停止: 訓告	1	0.0%	13	0.1%	6	0.0%
	(有効回答数:68校)		(有効回答数:69校)		(有効回答数:63校)	
停止: GPA等が下位4分の1					407	1.8%
					(有効回答数:63校)	
警告: 修得単位数が標準単位数の6割以下 ※(警告: 修得単位数が「警告」の基準に該当)	53	0.2%	55	0.2%	81	0.3%
	(有効回答数:67校)		(有効回答数:67校)		(有効回答数:60校)	
警告: GPA等が下位4分の1	2,144	9.3%	2,431	10.5%	2,226	9.6%
	(有効回答数:71校)		(有効回答数:73校)		(有効回答数:64校)	
警告: 出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況 ※(警告: 出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況)	819	3.6%	933	4.0%	986	4.2%
	(有効回答数:70校)		(有効回答数:71校)		(有効回答数:63校)	

※2025年度から基準変更のため括弧内に変更
※「年間対象者合計」はQ15～Q17の「年間合計」数

	4,000~7,999人					
	2023年度		2024年度		2025年度	
	合計人数	該当者/年間対象者合計 (29,014人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (29,297人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (28,123人)
認定取消: 修業年限で卒業又は修了できないことが確定	405	1.4%	459	1.6%	528	1.9%
	(有効回答数:52校)		(有効回答数:50校)		(有効回答数:48校)	
認定取消: 修得単位数が標準単位数の5割以下 ※(認定取消: 修得単位数が「廃止」の基準に該当)	224	0.8%	293	1.0%	359	1.3%
	(有効回答数:50校)		(有効回答数:50校)		(有効回答数:47校)	
認定取消: 出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 ※(認定取消: 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況)	137	0.5%	172	0.6%	178	0.6%
	(有効回答数:49校)		(有効回答数:47校)		(有効回答数:44校)	
認定取消:「警告」の区分に連続して該当	1,076	3.7%	387	1.3%	402	1.4%
	(有効回答数:52校)		(有効回答数:47校)		(有効回答数:48校)	
退学・停学:退学	59	0.2%	103	0.4%	74	0.3%
	(有効回答数:49校)		(有効回答数:46校)		(有効回答数:44校)	
退学・停学:3月以上の停学	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
	(有効回答数:48校)		(有効回答数:46校)		(有効回答数:43校)	
停止:3月未満の停学	4	0.0%	17	0.1%	0	0.0%
	(有効回答数:48校)		(有効回答数:46校)		(有効回答数:43校)	
停止:訓告	2	0.0%	12	0.0%	11	0.0%
	(有効回答数:48校)		(有効回答数:46校)		(有効回答数:43校)	
停止:GPA等が下位4分の1					777	2.8%
					(有効回答数:46校)	
警告: 修得単位数が標準単位数の6割以下 ※(警告: 修得単位数が「警告」の基準に該当)	69	0.2%	101	0.3%	86	0.3%
	(有効回答数:51校)		(有効回答数:47校)		(有効回答数:45校)	
警告:GPA等が下位4分の1	3,351	11.5%	3,416	11.7%	3,257	11.6%
	(有効回答数:52校)		(有効回答数:50校)		(有効回答数:47校)	
警告: 出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況※ (警告:出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況)	515	1.8%	561	1.9%	595	2.1%
	(有効回答数:50校)		(有効回答数:47校)		(有効回答数:45校)	

※2025年度から基準変更のため括弧内に変更
※「年間対象者合計」はQ15~Q17の「年間合計」数

	8,000人-					
	2023年度		2024年度		2025年度	
	合計人数	該当者/年間対象者合計 (37,383人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (35,544人)	合計人数	該当者/年間対象者合計 (39,033人)
認定取消: 修業年限で卒業又は修了できないことが確定	540	1.4%	769	2.2%	920	2.4%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:35校)	
認定取消: 修得単位数が標準単位数の5割以下 ※(認定取消: 修得単位数が「廃止」の基準に該当)	292	0.8%	309	0.9%	328	0.8%
	(有効回答数:31校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:34校)	
認定取消: 出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 ※(認定取消: 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況)	108	0.3%	121	0.3%	176	0.5%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:35校)	
認定取消:「警告」の区分に連続して該当	1,277	3.4%	204	0.6%	547	1.4%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:33校)		(有効回答数:35校)	
退学・停学:退学	35	0.1%	39	0.1%	24	0.1%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:33校)		(有効回答数:35校)	
退学・停学:3月以上の停学	2	0.0%	3	0.0%	4	0.0%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:35校)	
停止:3月未満の停学	4	0.0%	3	0.0%	14	0.0%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:35校)	
停止:訓告	1	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:35校)	
停止:GPA等が下位4分の1					1,351	3.5%
					(有効回答数:35校)	
警告: 修得単位数が標準単位数の6割以下 ※(警告: 修得単位数が「警告」の基準に該当)	87	0.2%	74	0.2%	103	0.3%
	(有効回答数:31校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:34校)	
警告:GPA等が下位4分の1	4,400	11.8%	4,886	13.7%	5,342	13.7%
	(有効回答数:33校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:35校)	
警告: 出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況※ (警告:出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況)	198	0.5%	188	0.5%	534	1.4%
	(有効回答数:32校)		(有効回答数:34校)		(有効回答数:35校)	

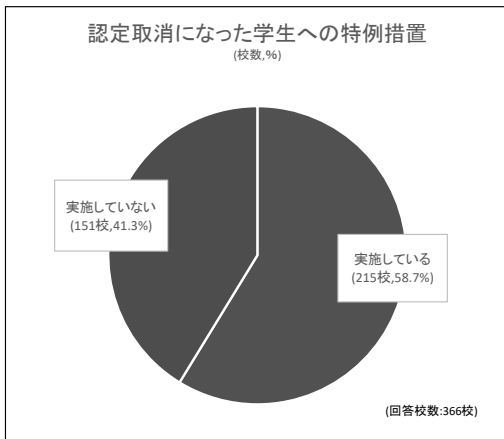
※2025年度から基準変更のため括弧内に変更
※「年間対象者合計」はQ15~Q17の「年間合計」数

- 「警告：GPA等が下位4分の1」に該当が2025年度で全支援対象者の11.0%に達している。
- 大規模大学ほど「GPA等が下位4分の1」に該当するケースが高い。学校や学部によって、該当する場合とそうでない場合が発生し得る。
- 相対的な判定基準では学生個人の努力で補えないケースがあり得るため、基準として相応しくない。
- 「認定取消：「警告」の区分に連続して該当」は、3.3%から1.7%と少ないながら減少している。各大学で学生指導を着実にやっている様子が見える。

Q24. 認定取消になった学生への特例措置の状況

特例措置の有無	校数	%
実施している	215	58.7%
実施していない	151	41.3%

- 認定取消になった学生への特例措置を実施している大学の割合は58.7%である。2022年の前回調査時は48.0%で実施割合が高まっている。
- 一方で、40%超の大学が実施していない。大学によって対応が分かれている。
- 判定基準が明確でないことが原因であり、制度上の問題であることから、学生が不利益を被らないよう、適格な制度設計が求められる。



Q25. 廃止となった学生の取り扱いについての意見

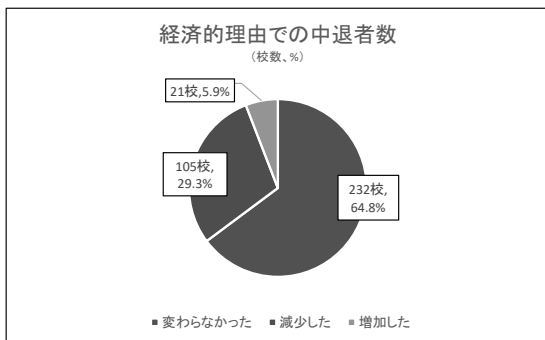
*文脈上、異なる「カテゴリー」に分類されるため、「主な意見」に類似の表現があります。

カテゴリー	主な意見	件数
1. 制度設計・基準の問題	<ol style="list-style-type: none"> 1 成績向上や家計急変時の再申請を認める柔軟な制度設計や警告・廃止基準の実態との乖離の解消 2 区分変更理由の大学への共有による学生への説明責任の改善 3 やむを得ない事情の基準明確化や連続適用の妥当性整理と学業基準・GPA基準の公平性確保 4 成績下位でも努力が反映されにくい現行基準の見直しや学習態度重視の制度趣旨の周知強化 5 厳格な進級要件や体育系特有の事情など多様な学生背景への配慮と再給付制度の検討 6 廃止理由の妥当性を認めつつも要件緩和や制度の理解しやすさ向上への要望 7 第一種奨学金の学業要件の厳しさや要件撤廃・柔軟運用を求める意見 8 廃止後の再申請不可に賛同、怠慢による廃止は特別扱い不要とする意見 	31
2. 廃止後の学生の経済困難・退学リスク	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃止後の学費負担増や延納願いの増加による滞納・除籍リスクの高まり 2 ヤングケアラー等の背景を持つ学生の廃止から退学への連鎖や採用基準への疑問 3 廃止による返還の精神的負担やアルバイト増加による成績悪化の悪循環 4 独自奨学金でも支えきれず退学に至るケースの多発 5 生活費・学費負担の急増による学業継続困難と心理的負担の増大 6 復活制度や停止（猶予）制度の要望 7 遡及返還の回収困難や大学側負担への国の支援の必要性 8 貸与奨学金申請不可による学業継続困難と退学の増加 	22
3. 代替支援・再申請制度への要望	<ol style="list-style-type: none"> 1 成績向上や家計急変時の再申請・復活制度の要望 2 第一種奨学金の学業要件緩和や貸与型への移行支援の必要性 3 停止（猶予）制度による再挑戦機会の確保や救済措置の拡充 4 独自奨学金・民間奨学金・貸与奨学金等の案内など代替支援の強化 5 転学時の再利用や過年度廃止者への再申請機会の付与 6 返還対応をJASSOが引き継ぐ仕組みなど大学負担軽減策の要望 7 対象外学生への一時給付・生活支援など追加支援策の必要性 8 学業継続を支えるための国・大学の連携強化と財政支援の要望 	21
4. 大学の事務負担・運用負担	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃止通知の郵送や面談対応・事前指導など学生対応業務の増大 2 遡及取消に伴う返還金の督促・管理・長期追跡の負担 3 回収困難や担当者異動による漏れのリスクなど継続管理の負担 4 死亡時の督促継続など大学判断が難しいケースへの対応の負担 5 特例基準の曖昧さによる個別事情ヒアリング・判断業務の負担 6 制度・基準の不明確さによる大学間の取り扱い差異と調整負担 7 廃止見込み学生への事前説明や学費工面相談の負担 8 制度運用の複雑化による事務処理全般の負担の増大 	20
5. やむを得ない事情・特例判断の困難	<ol style="list-style-type: none"> 1 やむを得ない事情の具体例不足や診断書のみでは判断困難な状況による基準の曖昧さ 2 個別事情の判断負担や大学間での基準差異の発生による公平性の揺らぎ 3 課外活動・家計変動・一時的成績不振など多様な事情への対応の難しさ 4 死亡時督促の扱いなど大学負担の大きいケースへの国による明確な指針の必要性 	12
6. 周知や情報の不足・説明責任の負担	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者への説明困難や廃止理由の情報不足による対応負担 2 生計維持者基準や制度趣旨の理解不足による誤解と混乱 3 廃止後の学費工面や制度変更の影響説明に関する大学負担 4 制度全体の理解しやすさ向上と国による明確な周知の必要性 	11

- 制度が複雑で、学生・大学双方に過度な負担がかかっている。
- 成績や家計急変時の再申請を認める柔軟性が不足し、GPA基準などの学業要件が厳格で、学生個人の努力や学習態度が反映されにくい構造となっている。
- その結果、廃止後に学費負担が急増し、延納願いや滞納、退学リスクが高まるなど、学生の生活・学業継続に深刻な影響を及ぼしている。
- 多様な背景を持つ学生への配慮不足が指摘され、再給付制度や猶予制度の導入を求める声が強い。
- 大学側では、廃止通知や面談対応、返還金督促などの業務が増加し、制度運用の複雑化による事務処理全般の負担増が顕著である。さらに、学生・保護者の制度の誤解が多発し、大学での説明責任の重さが課題となっている。
- 現状のままでは、学生の退学リスクと大学の業務負担がさらに増大する恐れがあり、制度改革と運用改善が急務である。
- 次の対応が早急に求められる。
 - ① 制度の簡素化と柔軟化（再申請・猶予制度の導入、要件緩和）
 - ② 学生・保護者への分かりやすい情報提供と国による周知強化
 - ③ 大学の事務負担軽減（デジタル化・自動化、国の支援）

Q26. 経済的理由で中退する学生の増減

経済的理由での中退者数	校数	%
変わらなかった	232	64.8%
減少した	105	29.3%
増加した	21	5.9%
計	358	



○修学支援新制度の導入以降に中退する学生数は、以前と比べて「変わらなかった」が64.8%である。

○2022年の前回調査では66.2%が同様に回答しており、大きな変化は見られないものの、「減少した」が前回調査の27.7%から29.3%に微増している。

○多くの大学では修学支援新制度で中退学生が減ったという認識は薄い様子が見られる。

○制度が家計急変等の学生への柔軟な対応が取れていないことも要因と見られる。

Q27. 学業要件厳格化についての意見

* 文脈上、異なる「カテゴリー」に分類されるため、「主な意見」に類似の表現があります。

カテゴリー	主な意見	件数
1. 制度設計・基準の見直し要望（緩和・厳格化・裁量）	1 学業要件の不透明性や基準設定の合理性の欠如 2 相対評価や出席率基準の妥当性への疑義 3 採用基準と継続基準の不整合による制度運用の歪み 4 制度変更の頻発による現場混乱や学生への影響の拡大 5 大学ごとの教育課程や学生層の違いを踏まえた柔軟な運用の必要性 6 困窮学生や多子世帯学生への配慮の不足 7 大学裁量の拡大や例外措置の整備への要望 8 制度趣旨と実態の乖離を是正する制度再設計の必要性	45
2. GPA（相対評価）への疑問	1 相対評価による不公平感の顕在化や学部・学科間の難易度差による不公平 2 怒力しても必ず一定数が下位1/4に入る構造的問題 3 学生本人が順位を把握できず目標設定が困難となる評価制度 4 GPAが卒業要件と直接関係しないにもかかわらず支援継続に影響する制度矛盾 5 経済困窮学生やアルバイト負担の大きい学生が不利になる構造 6 学修意欲の高い学生でも相対評価により不利になり得る制度上の課題 7 絶対評価への転換やGPA基準撤廃の要望 8 評価基準の公平性・透明性・合理性の欠如	40
3. 厳格化による学生の不利益・退学リスク	1 経済的に困窮している学生への過度な負担増大やアルバイトとの両立困難による成績悪化 2 支援停止・廃止が生活費や学費の支払いに直結することで生じる心理的不安の増加 3 家庭事情や健康問題・ヤングケアラーなど努力では克服できない背景を抱える学生への配慮の不足 4 厳格化が退学・除籍の連鎖を生む制度的リスク 5 対象者増加に伴う相対評価基準の影響拡大や制度趣旨との矛盾 6 学びの機会喪失につながる制度運用の硬直性 7 学生の多様な背景を考慮しない一律基準の是正	40
4. 大学の事務負担・運用負担の増大	1 制度変更の頻発による業務逼迫や適格認定・面談の負荷増大 2 出席率やGPA運用の不明確さによる判断負担 3 学生・保護者対応の増加による窓口業務の圧迫 4 制度運用の複雑化による現場負担の増大	19
5. 制度の周知不足・誤解・情報提供の問題	1 「無償化」の誤解による学生・保護者の混乱 2 学業要件の理解不足による不採用・停止時のトラブル 3 制度変更の周知不足による問い合わせの増加 4 大学説明の限界による情報提供体制の脆弱性	12
6. 学修計画書・採用基準の問題	1 学修計画書の形骸化による実効性不足 2 意欲確認の曖昧さによる採用基準の不透明性	12
7. 厳格化を一定支持	1 ある程度は異論がない 2 GPA要件などは廃止するべきだと意見の併記	62

- 学業要件厳格化については学生の状況に対応していないとの不満が根強い。
- 体調不良による成績不振や家計急変などやむを得ない事情への対応も不十分であり、柔軟な制度設計や再申請制度の整備が求められている。
- 困窮学生や多子世帯学生への配慮不足も指摘され、制度趣旨の周知強化と公平性確保が必要である。
- GPA評価の厳しさに関する不満が多く、努力や学習態度が反映されにくいことが問題である。
- GPA基準の一律適用による不公平感や、学部・学科間の成績評価差による不合理性も課題として指摘されている。
- 経済的に困難な学生への影響も深刻である。奨学金廃止や要件厳格化により、学費負担増やアルバイト時間の増加が学業継続を困難にしている。これによって、退学リスクや心理的負担が高まっている。猶予制度や救済措置の導入が急務である。
- 大学側の事務負担感が顕著であり、制度変更や基準緩和に伴う学生への説明、面談対応、書類の作成・管理等の業務が増加している。
- 制度運用の複雑化により、大学間での取り扱い差異や調整負担が生じている。
- 学業要件に関する学生・保護者の誤解が混乱を招いており、国による明確な指針と情報提供の強化が不可欠である。
- 制度の簡素化と柔軟化、情報提供の充実、大学の事務負担軽減策の導入が急務である。
- なお、厳格化を支持する意見があるものの、GPA基準への反対などが併記されている。

Q28. 機関要件厳格化についての意見

*文脈上、異なる「カテゴリー」に分類されるため、「主な意見」に類似の表現があります。

カテゴリー	主な意見	件数
1. 地方大学・小規模大学への影響	1 少子化での定員基準厳格化による地方大学の経営悪化・存続危機の深刻化 2 地域人材供給の停滞や地域格差拡大を招く制度運用の不合理性の指摘 3 地域特性や専門分野の役割を無視した一律基準による教育機会縮小の懸念 4 短大や医療系大学など特定分野の社会的使命を踏まえない基準設定への疑義 5 地方中小大学の役割維持や地域創生の観点からの柔軟な基準設定の要望 6 定員割れ大学の即時排除が地域の学びの場喪失につながる危険性の指摘 7 経営指標のみで判断されることによる教育の継続性の損失への懸念 8 地方大学の淘汰ではなく存続支援策への要望	51
2. 要件の厳しさへの指摘、要件の緩和・柔軟な運用の要望	1 少子化や地域特性を踏まえた定員基準の緩和・猶予・例外措置の必要性の指摘 2 教育内容・地域貢献・分野特性を反映した柔軟な基準設定と画一的運用回避の要望 3 再認定ハードルの高さや制度変更による大学側の負担増への改善要求 4 小規模大学や地方大学の実情に応じた段階的運用や緩和措置の必要性の強調 5 支援が途切れない制度設計と学生保護を重視した運用改善の要望 6 大学の努力状況や教育の質を評価に含める多面的基準の導入の要望 7 制度運用に伴う事務負担の軽減や実行可能性を考慮した要件見直しの必要性 8 大学とJASSOが協働し継続的に改善できる柔軟な制度運営体制の構築の要望	50
3. 機関要件そのものへの疑問・反対	1 支援制度の目的と機関要件の整合性欠如に対する根本的疑義 2 一律基準や定員充足率偏重による制度設計の不合理性と見直し要望 3 実務家教員割合など特定政策の強制的導入への不適切性の指摘 4 大学淘汰を促す制度設計への批判と教育政策の方向性への疑問 5 無償化原則や法の趣旨との矛盾を指摘する制度理念上の問題提起 6 認証評価など既存制度との重複や代替可能性の指摘 7 学生支援制度に経営要件を紐づけることへの構造的批判 8 個人補助にもかかわらず機関に要件をつける不合理性への指摘	36
4. 学生の進学機会の制限	1 定員基準や機関要件が学生本人の責任と無関係であることによる不利益の発生 2 支援対象外化による進学断念・選択肢縮小・学修機会喪失の深刻化 3 地元大学しか選べない学生や経済困難層への影響拡大による教育格差の増大 4 在学生が途中で支援を失う制度設計の不合理性と制度趣旨との矛盾 5 大学名公表による学生への不利益や周知不足による混乱の懸念 6 厳格化による学生支援制度の本来目的（進学機会確保）との乖離 7 減免不可や扶養要件など制度運用の硬直性による学生負担の増大 8 学生の努力や意欲が大学の経営状況に左右される構造の理不尽性	22
5. 厳格化を一定支持	1 公金投入に伴う制度の公平性・信頼性確保の観点からの一定の基準設定の妥当性 2 厳格化自体への理解を示しつつも過度な負担回避や合理的運用を求める姿勢	8
6. 個別要件への疑問	1 実務家教員割合や国家試験関連校の扱いなど分野特性を無視した個別要件の不合理性の指摘 2 専門学校基準の緩さや特定分野への配慮不足に対する基準見直しの要望	5
7. 事務負担・運用負荷	1 制度変更や厳格化に伴う大学現場の事務負担増大と体制整備の困難性への指摘 2 小規模大学における実務処理の逼迫や実行可能性を欠く要件設定への懸念	5

- 機関要件厳格化により定員充足率が重視され、地方大学や小規模大学を中心に影響が出ている。
- 地域特性や専門分野の役割を無視した一律基準による教育機会縮小への懸念が強く、地域人材の育成といった特性を踏まえない方法への疑義も多い。地方大学の整理ではなく、地域創生の観点から柔軟な基準設定や存続支援策が求められる。
- 要件の厳しさへの批判が多く、定員基準の緩和や猶予、例外措置の必要性が挙げられている。
- 大学の努力状況や教育の質を評価に含める多面的な基準の導入も要望されている。
- 制度の変更に伴う大学側の事務負担増や実行可能性への懸念も指摘されており、大学とJASSOが協働し継続的に改善できる制度の運営体制の構築が必要である。
- 機関要件そのものへの疑問も多く、支援制度の目的と整合性を欠くことが批判されている。
- 実務家教員の割合など特定政策の強制的導入への不適切性が指摘されている。
- 個人補助である学生支援制度に大学の経営要件を紐づける構造が問題である。法の趣旨の問題、認証評価など既存制度との整合性も課題である。
- 定員基準などの機関要件が学生本人の責任と無関係であることによる不利益が発生し、進学断念や学修機会の喪失といった教育格差の拡大が懸念される。
- 大学名の公表による混乱も生じている。
- 学生の努力や意欲が大学の経営状況に左右されるこの制度の構造は理不尽であり、制度趣旨との乖離が問題である。
- 一方で、厳格化を一定支持する意見も存在し、公金投入に伴う制度の公平性・信頼性確保の観点から、ある程度の基準設定は妥当とする声もある。ただし、この場合でも過度な負担の回避や合理的な運用が求められている。
- 地域特性や分野特性を踏まえた柔軟な基準設定、学生保護を重視した制度運用、大学の事務負担軽減という課題解決には、制度の目的と運用の抜本的な見直しが不可欠である。

Q29. 設置主体（国公立）によって異なる授業料等の自己負担額についての意見

*文脈上、異なる「カテゴリー」に分類されるため、「主な意見」に類似の表現があります。

カテゴリー	主な意見	件数
1. 上限引上げ・撤廃・支援拡充	1 上限額が実際の授業料に追いつかず学生負担が大ききことへの改善要望 2 国公立間の負担差を縮小し学生が自由に進学先を選べる環境整備の必要性 3 医療系・理工系など高額学部の実態に応じた上限額引き上げの要望 4 物価高騰や学費上昇を踏まえた柔軟な上限額見直しの必要性 5 非課税世帯や経済困難層へのさらなる支援拡充の要望 6 地域差・大学差を考慮した段階的・地域別の上限設定の必要性 7 成績優秀者や特定分野への重点的支援の要望 8 上限撤廃による進学自由度拡大と教育機会確保への期待	56
2. 国公立格差・公平性の問題	1 国公立間の自己負担額の大きな差による進学機会の不平等性 2 国立のみ実質無償化となる構造への不公平感 3 国公立の区別をなくし、同じ経済状況の学生が同等の支援を受けられる制度の必要性 4 授業料以外の費目を含めた公平な支援体系の要望 5 私立大学の学生が多数を占める現状を踏まえた支援格差是正の必要性 6 国立と私立の給付奨学金の差異の不合理性 7 公的支援の公平性確保に向けた制度全体の再設計の必要性	41
3. 分野別配慮（医療・理工・看護等）	1 医療系・理工系・看護系など高額学部の学費実態に応じた支援拡充の必要性 2 実習費・設備費など特有の高額費用を支援対象に含める制度改正の要望 3 分野別の平均授業料を踏まえた上限額設定の必要性 4 高額学部の学生が進学を諦めないための分野別支援の強化 5 理工農や医療・芸術系などの支援格差是正の要望	27
4. 「無償化」という表現の誤解・周知不足	1 「無償化」という表現が「完全無料」と誤解される問題への指摘 2 上限額の存在が十分に周知されず学生・保護者に混乱の発生 3 制度説明資料や広報表現の改善による誤解防止の必要性 4 実態に即した名称への変更要望（例：「授業料・入学金補助」） 5 無償化報道による大学窓口の説明負担増加の問題	22
5. 上限設定の必要性・妥当性	1 財源制約や便乗値上げ防止の観点から上限設定を妥当とする意見 2 公的支援の公平性確保のため一定の上限維持を支持する立場	22
6. その他：制度意義・地方配分等	1 修学支援新制度が進学継続を支える重要な制度であるとの評価 2 地方大学への傾斜配分や制度全体の持続可能性を考慮した運用改善の必要性	10
7. 事務負担・計算煩雑	1 減免額計算の複雑さや区分変更時の煩雑な事務作業による負担の増加 2 多子世帯区分や100円単位計算などの簡素化・一律化の要望	6

- 私学における上限額が実際の授業料に追いつかず、学生負担が過大であることへの意見が多い。
- 上限撤廃による進学自由度の拡大が期待されている。
- 物価高騰や学費上昇を踏まえた柔軟な上限額見直しや、非課税世帯や経済困難層へのさらなる支援拡充が必要である。
- 分野別の平均授業料を踏まえた上限額の設定や理工農、医療、芸術系などの支援格差の是正が課題である。
- 医療系や理工系など高額学部においては、現行の上限額では十分な支援が行き届かず、進学機会の制約につながる。支援拡充が望まれる。
- 授業料以外の施設・設備費などの費目を含めた公平な支援体制が望まれる。
- 地域差や大学差を考慮した段階的・地域別上限設定や、成績優秀者や特定分野への重点的支援も求められている。
- 国公立間の負担格差に関する批判があり、国公立のみが実質的に無償化となる構造への不公平感が強い。設置主体に関係なく同じ経済状況の学生が同等の支援を受けられる制度設計が必要である。
- 学生・保護者に「無償化」という表現に関する誤解や周知不足が見受けられ、「完全無料」と誤解されるケースが多い。
- 上限額の存在が十分に周知されていないことが混乱を招いている。制度の説明資料や広報表現の改善、実態に即した名称への変更（例：「授業料・入学金補助」）が必要である。
- 上限設定の必要性を支持する意見も一定数ある。財源制約や便乗値上げ防止の観点から、上限設定は妥当であるとするが、過度な負担回避や合理的運用を求める声が併存している。

Q30. 修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金等についての意見

* 文脈上、異なる「カテゴリー」に分類されるため、「主な意見」に類似の表現があります。

カテゴリー	主な意見	件数
1. 事務負担・制度の複雑化	1 手続き様式の乱立と制度変更の頻発による事務処理の逼迫 2 減免額計算や併給調整の多様化による煩雑な算定作業 3 JASSOで確認できることを大学で確認する不合理性 4 多子世帯拡充に伴う確認書類の増加と照合作業の負担 5 スカラネット操作の複雑化と扶養人数入力への誤り対応の負担 6 区分見直しに伴う大量の再計算と通知作成の負担 7 学年歴との不整合による短期間処理と納付書作成業務の負担 8 制度周知不足による問い合わせ集中と説明業務の肥大化 9 システム更新・Excel手作業の併存による非効率な運用体制 10 大学事務の属人化と繁忙期の極端な業務集中による疲弊	156
2. 多子世帯制度の課題	1 多子世帯の定義や基準日の分かりにくさによる申請判断の困難 2 扶養人数確認の煩雑さと誤入力の多発による事務負担の増大 3 所得制限撤廃に伴う対象者急増と大学窓口の処理逼迫 4 「3人以上」基準の妥当性への疑義と支援対象線引きの不合理性 5 多子世帯支援が困窮家庭支援と乖離する制度目的の不整合 6 中間層支援とのバランス欠如による公平性への疑問 7 多子世帯制度の周知不足による誤解・誤申請の増加 8 世帯構成の変動や離婚・再婚等の複雑事例への対応困難 9 多子世帯判定のための追加書類提出や照合作業の負担増大 10 他制度との整合性の欠如による多子世帯支援制度の複雑化	115
3. 文部科学省・JASSOへの要望	1 問い合わせ窓口の電話不通と回答遅延による現場の混乱 2 文科省・JASSO間の連携不足による責任所在の不明確化 3 手引き・通知の遅れと内容不整合による運用判断の困難 4 ダミーデータ提供の遅延とシステム更新の遅れによる現場の疲弊 5 大学経由手続きの見直しと直接給付方式への移行の要望 6 減免・給付の一本化と情報管理の一元化への要望 7 地域センター設置など相談体制強化への要望 8 重複調査の削減とDX推進による業務効率化の要望 9 スカラネットの改善と扶養人数入力への簡素化の要望 10 大学とJASSOの通知重複解消と情報整理の要望	78
4. 制度の周知不足・誤解	1 「無償化」という表現による過度な期待と誤解の拡大 2 保護者主体の申請による学生の理解不足と大学側の説明負担の増大 3 制度変更の頻発による最新情報の把握困難と誤案内の発生 4 多子世帯支援の認知不足による誤申請・誤解の多発 5 修学支援新制度と給付奨学金の関係性の不明瞭さ 6 大学・JASSOの通知重複による情報混乱と周知不足	77
5. 制度の意義評価・改善提案	1 進学機会拡大への一定の評価と制度意義の認識 2 制度の複雑化を踏まえた抜本的見直しの必要性 3 給付奨学金・減免制度の一本化による簡素化の要望 4 真に必要な学生への支援到達を重視した制度の再設計 5 学修継続支援としての制度強化と持続可能性の確保 6 経済事情に左右されない学習環境整備への制度改善	64
6. 支援対象の妥当性	1 多子世帯の所得制限撤廃による公平性への疑義 2 資産基準の緩さと真に困窮する学生への支援不足 3 中間層支援の不足と支援対象の線引きの不合理性 4 多子世帯支援と困窮学生支援の目的不一致	42
7. 給付奨学金・併給調整	1 第一種奨学金が併給調整でゼロ円化する不合理性 2 給付・減免・貸与の制度間調整の複雑化と一本化の要望	22

- 「事務負担の過大化」と「制度の複雑化」に多くの意見が寄せられた。
- 複雑な手続き様式や制度変更の頻発による事務処理の逼迫への意見が多く、減免額の計算や併給調整の多様化、スカラネット関連の複雑さなどが大学現場に深刻な負荷を与えている。
- 区分見直しに伴う大量の再計算や短期間での納付書作成、制度への問い合わせの集中も事務業務を肥大化させている。
- 多子世帯制度に関する課題も多く指摘されている。定義や基準日の分かりにくさ、扶養人数確認の煩雑さ、誤入力の多発により事務負担が増大している。
- 多子世帯の所得制限撤廃に伴う対象者急増により大学窓口の処理が逼迫し、世帯構成の変動や離婚・再婚など複雑事例への対応も負担となっている。
- 文部科学省及びJASSOへの要望も多い。問い合わせ窓口の電話不通や回答遅延、手引き・通知の遅れと内容不整合が現場の混乱を招いている。ダミーデータ提供やシステム更新の遅延も業務を逼迫させている。
- 大学経由手続きの見直しや直接給付方式への移行、減免・給付の一本化と情報管理の一元化、DX推進による業務効率化が強く求められている。
- 制度の周知不足と誤解も深刻な問題である。「無償化」という表現による誤解、保護者主体の申請による学生の理解不足や制度変更による事務の混乱も発生している。
- 大学とJASSOの重複業務も課題であり、JASSOへの早急な一元化が望まれる。
- 一方で、制度には進学機会拡大への一定の評価もある。
- 給付奨学金と減免制度の一本化、真に必要な学生への支援到達を重視した制度再設計、学修継続支援としての制度強化と持続可能性の確保が求められている。
- 多子世帯の「3人以上」という基準の妥当性についても疑義が多い。公平性への疑問、所得基準の緩さ、中間層支援不足、困窮学生支援との目的不一致が指摘されている。
- 給付奨学金と併給調整に関する不合理性も問題であり、第一種奨学金がゼロ円化する事例や制度間調整の複雑化が改善要望として挙がっている。
- 国から個人への支援制度であるにも関わらず、大学に過度な事務負担を強いており、早急な抜本的な制度改革が課題である。

歯学系 学部						
薬学系 学部						

選択肢：

1. 値上げ 2. 値下げ

Q5. 貴学では、学納金の値上げを検討する要因となりうるものは、どのようなものがありますか。影響が大きいものから順に3つまで選択してください。

1		2		3	
---	--	---	--	---	--

選択肢：

a.物価の上昇 b.家計所得の変動 c.教育研究費の増加 d.管理運営費の増加 e.財務状況の悪化 f.人件費の増加 g.施設・設備の拡充 h.補助金額の変動 i.学生募集の状況 j.修学支援新制度や奨学金の充実 k.競合関係にある他大学の学費改定 l.その他（ ）

Q6. 貴学では、独自の取り組みとしてどのような学生への経済的支援（以下、「独自の学生支援制度」）を実施していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 経済状態を基準とする給付型奨学金 2. 学業状態を基準とする奨学金 3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金 4. 独自の貸与型奨学金 5. 入学金の減免 6. 授業料の減免 7. その他学納金の減免 8. 教育ローンの利子補填 9. 学生納付金の分納・延納 10. 留学生の学納金の減免 11. あてはまるものはない

< Q6 で独自の学生支援制度を実施していると答えた方に伺います（Q7.～Q10.） >

Q7. 2024 年度の「独自の学生支援制度」の該当者数をそれぞれ記入してください。経済状態と学業状態のように2つの基準による支援制度の該当者については、それぞれに0.5人を計上してください。（半角数字のみで記入してください。）

1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	人	2. 学業状態を基準とする奨学金	人
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	人	4. 独自の貸与型奨学金	人
5. 入学金の減免	人	6. 授業料の減免	人
7. その他学納金の減免	人	8. 教育ローンの利子補填	人
9. 学生納付金の分納・延納	人	10. 留学生の学納金の減免	人

Q8. 貴学において、2024 年度「独自の学生支援制度」にかかった費用の総額と対象人数（延べ数）を記入してください。（半角数字のみで記入してください。）

総額	円	対象人数	人
----	---	------	---

Q9. 貴学では、「独自の学生支援制度」について、今後どのように取り組みたいと考えていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 拡充させたい	2. やや拡充させたい	3. 変更しない
4. やや縮小させたい	5. 縮小させたい	

Q10. 貴学では、受験生や保護者、高校等に SNS 等で「独自の学生支援制度」について説明を行っていますか。あてはまるものを1つずつ選択してください。

	積極的に行っている	やや積極的に行っている	あまり行っていない	行っていない
1. X (旧 Twitter)	1	2	3	4
2. Instagram (動画投稿も含む)	1	2	3	4
3. LINE (公式 LINE 等)	1	2	3	4
4. YouTube	1	2	3	4
5. TikTok	1	2	3	4
6. その他 ()	1	2	3	4

Q11. 貴学では、奨学金の業務に関してどのような状況ですか。あてはまるものをすべて選択してください。

	修学支援新制度	日本学生支援機構の奨学金	自治体や民間の奨学金	大学独自の奨学金
1. 申請対象者の人数が多い				
2. 申請書の項目数が多い				
3. 短い期間で書類を準備しなければならない				
4. 対象者の要件を把握するのが大変である				
5. 事務担当者的人数が少ない				
6. 奨学金業務に精通したスタッフが少ない				
7. 他の学生支援業務が停滞する				

8. その他 ()				
---------------	--	--	--	--

Q12. 貴学では、修学支援新制度に関連する事務負担をどのように感じていますか。あてはまるものを1つずつ選択してください。また、事務負担についてご意見がございましたら、自由にご記入ください。(1,000字以内)

	とても 負担である	やや 負担である	あまり 負担でない	まったく 負担でない
1. 学生の成績管理	1	2	3	4
2. 申請書類の作成	1	2	3	4
3. 会計上の処理	1	2	3	4
4. 個人情報の取扱い	1	2	3	4

ご意見：

--

Q13. 貴学では、修学支援新制度以外の奨学金の事務負担についてどのように感じていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 負担が大きい	2. 負担がやや大きい	3. 負担がやや小さい	4. 負担が小さい
-----------	-------------	-------------	-----------

Q14. 貴学において、学生支援（学生課等）を担当するスタッフ総数は何名ですか。そのうち、奨学金制度を担当しているのは何名ですか。それぞれ記入してください。（派遣や非常勤等のスタッフも含めてカウントしてください。学内で2つ以上の部門を担当している場合は、小数でカウントしてください。例：2つの部門を担当している場合は0.5）

総数	人	うち奨学金制度の担当	人
----	---	------------	---

Q. 貴学では、修学支援新制度の授業料減免対象者及び給付奨学生の人数は何人でしたか。各要件に該当する年度別人数をそれぞれ記入してください。（申請様式第2号の別紙に記載の数値を参考に記入してください。10人以下の場合も実数を記入してください。）

(Q15.~Q17.)

Q15. 2023年度更新確認申請書の対象者（2022年度分の人数を半角数字のみで記入してください。）

A：前半期の支援対象者（家計急変による者を除く）	人
A-a：（内訳）第Ⅰ区分	人
A-b：（内訳）第Ⅱ区分	人

A-c : (内訳) 第Ⅲ区分	人
B : 後半期の支援対象者 (家計急変による者を除く)	人
B-a : (内訳) 第Ⅰ区分	人
B-b : (内訳) 第Ⅱ区分	人
B-c : (内訳) 第Ⅲ区分	人
C : 年間の支援対象者 (家計急変による者を除く)	人
D : 家計急変による支援対象者 (年間)	人
E : 年間合計 (C+D)	人

Q16. 2024 年度更新確認申請書の対象者 (2023 年度分の人数を半角数字のみで記入してください。)

A : 前半期の支援対象者 (家計急変による者を除く)	人
A-a : (内訳) 第Ⅰ区分	人
A-b : (内訳) 第Ⅱ区分	人
A-c : (内訳) 第Ⅲ区分	人
B : 後半期の支援対象者 (家計急変による者を除く)	人
B-a : (内訳) 第Ⅰ区分	人
B-b : (内訳) 第Ⅱ区分	人
B-c : (内訳) 第Ⅲ区分	人
C : 年間の支援対象者 (家計急変による者を除く)	人
D : 家計急変による支援対象者 (年間)	人
E : 年間合計 (C+D)	人

Q17. 2025 年度更新確認申請書の対象者 (2024 年度分の人数) のうち、下の項目に該当する人数を半角数字のみで記入してください。

A : 前半期の支援対象者数 (家計急変による者を除く)	人
A-a : (内訳) 第Ⅰ区分	人

A-b : (内訳) 第Ⅱ区分	人
A-c : (内訳) 第Ⅲ区分	人
A-d : (内訳) 第Ⅳ区分 (理工農)	人
A-e : (内訳) 第Ⅳ区分 (多子世帯)	人
B : 後半期の支援対象者数 (家計急変による者を除く)	人
B-a : (内訳) 第Ⅰ区分	人
B-b : (内訳) 第Ⅱ区分	人
B-c : (内訳) 第Ⅲ区分	人
B-d : (内訳) 第Ⅳ区分 (理工農)	人
B-e : (内訳) 第Ⅳ区分 (多子世帯)	人
C : 年間の支援対象者数 (家計急変による者を除く)	人
D : 家計急変による支援対象者 (年間)	人
E : 年間合計 (C+D)	人

Q. 貴学では、日本学生支援機構の貸与型奨学金採用決定者は何人でしたか。各要件に該当する年度別延べ人数をそれぞれ記入してください。(第一種・第二種併用の場合は、それぞれにカウントしてください。)(Q18.~Q20.)

Q18. 2022年度の採用決定者(半角数字のみで記入してください。)

第一種	人	第二種	人
-----	---	-----	---

Q19. 2023年度の採用決定者(半角数字のみで記入してください。)

第一種	人	第二種	人
-----	---	-----	---

Q20. 2024年度の採用決定者(半角数字のみで記入してください。)

第一種	人	第二種	人
-----	---	-----	---

Q 貴学では、修学支援新制度の対象者で認定取消や退学・停学等に該当した学生は何人でしたか。各年度の該当者数をそれぞれ記入してください。(申請様式第2号の別紙に記載の数値を参考に記入してください。10人以下の場合も実数を記入してください。)(Q21.

～Q23.)

Q21. 2023 年度更新確認申請書の対象者（2022 年度分の人数を半角数字で記入してください。）

認定取消：修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人
認定取消：修得単位数が標準単位数の 5 割以下	人
認定取消：出席率が 5 割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人
認定取消：「警告」の区分に連続して該当	人
退学・停学：退学	人
退学・停学：3 月以上の停学	人
停止：3 月未満の停学	人
停止：訓告	人
警告：修得単位数が標準単位数の 6 割以下	人
警告：GPA 等が下位 4 分の 1	人
警告：出席率が 8 割以下その他学修意欲が低い状況	人

Q22. 2024 年度更新確認申請書の対象者（2023 年度分の人数を半角数字で記入してください。）

認定取消：修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人
認定取消：修得単位数が標準単位数の 5 割以下	人
認定取消：出席率が 5 割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人
認定取消：「警告」の区分に連続して該当	人
退学・停学：退学	人
退学・停学：3 月以上の停学	人
停止：3 月未満の停学	人
停止：訓告	人
警告：修得単位数が標準単位数の 6 割以下	人

警告：GPA 等が下位 4 分の 1	人
警告：出席率が 8 割以下その他学修意欲が低い状況	人

Q23. 2025 年度更新確認申請書の対象者（2024 年度分の人数を半角数字で記入してください。）

認定取消：修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人
認定取消：修得単位数が「廃止」の基準に該当	人
認定取消：出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人
認定取消：「警告」の区分に連続して該当	人
退学・停学：退学	人
退学・停学：3 月以上の停学	人
停止：3 月未満の停学	人
停止：訓告	人
停止：GPA 等が下位 4 分の 1	人
警告：修得単位数が「警告」の基準に該当	人
警告：GPA 等が下位 4 分の 1	人
警告：出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人

Q24. 貴学では、修学支援新制度において認定取消になった学生への特例措置（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置）を実施したことがありますか。あてはまるものを 1 つ選択してください。

1. 実施している 2. 実施していない

Q25. 修学支援新制度が廃止となった学生に対する取り扱いについて、ご意見がございましたら、自由にご記入ください。（1,000 字以内）

--

Q26. 貴学では、修学支援新制度の導入以降、経済的理由で中退する学生は減少しましたか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 減少した 2. 増加した 3. 変わらなかった

Q27. 学業要件厳格化について、ご意見がございましたら、自由にご記入ください。(1,000字以内)

--

Q28. 機関要件厳格化について、ご意見がございましたら、自由にご記入ください。(1,000字以内)

--

Q29. 修学支援新制度では、授業料等減免において、学生が在籍する大学の設置主体（国公私立）によって、授業料等の自己負担額が異なります。私学は授業料減免額の上限があることについて、ご意見がございましたら、自由にご記入ください。(1,000字以内)

--

Q30. 修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金等について、ご意見がございましたら、自由にご記入ください。(1,000字以内)

--

Q31. 最後に、ご回答について確認させていただく場合がありますので、回答者さまの情報をご記入ください。

大学名	
部署名	
役職	
メールアドレス	
ご担当者氏名	

日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所
私学高等教育研究叢書令和 8(2026)年 3 月
『高等教育の修学支援新制度と私立大学 2025』

著 者 浦田 広朗 (研究代表者)
編 者 西井 泰彦 (私学高等教育研究所 主幹)
発行所 日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所
小原 芳明 (私学高等教育研究所 所長)
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-9
私学会館別館第二ビル四階
電話 : 03-5211-5090
FAX : 03-5211-5334

印 刷 社会保険研究所